

## 4.1.a マレーシア（サバ州）

サバ州の面積は、島嶼部を含めても北海道（8万3,424 km<sup>2</sup>）よりもやや小さい7万3,620 km<sup>2</sup>である。

森林面積は354万 ha で、州面積のほぼ半分を占めている。サバ州の森林面積は、2014年から2016年までの間に7万5,000ha 縮小した。サバ州政府は、毎年、土地利用区分及び森林区分を見直しており、統計上の森林面積の減少並びに保安林面積の拡大及び商用林面積の縮小は主に州政府の政策に起因している。

サバ州の人工林面積は拡大傾向にあるが、2016年の人工林面積は24万 ha と森林面積に占める人工林の割合は7%にとどまっている。

サバ州森林局（以下、「森林局」という。）は、森林を27の森林経営区（FMU: Forest Management Unit）に区分し、各経営区に営林署を配置して森林を管理している。

さらに森林局は、次の表のように森林を七つに区分して管理している。この内、商業伐採ができるのは、クラスIIの商用林及びクラスVのマングローブ林である。2016年の商用林面積は166万9,000ha で、この面積は州の森林面積の48%にあたる。

2016年の森林区分別面積は、2014年に対して保安林が31万5,000ha 拡大した一方で、商用林は36万4,000ha 縮小している。

表 4.1.a1 サバ州の森林区分別面積

区 分	名 称	面積 (1,000ha)			定義・解説
		2014年	2015年	2016年	
クラス I	保安林	1,039 (28.7%)	1,260 (35.4%)	1,354 (38.3%)	分水嶺、土壌安定、水源涵養、その他必要な環境資源を保護するための措置を行う保安林。この森林は禁伐。
クラス II	商用林	2,033 (56.3%)	1,750 (49.3%)	1,669 (47.2%)	林産物の供給のための伐採または採取が許可され、州経済に貢献。伐採はサバ州の持続可能な森林経営原則により実施。24万 ha の人工林を含む。
クラス III	地域林	5 (0.1%)	5 (0.1%)	4 (0.1%)	原則として地域コミュニティで消費するごく少量の木材に限り生産が許され、商業目的での利用は制限。
クラス IV	文化林	12 (0.3%)	11 (0.3%)	11 (0.3%)	主に地域住民に文化及びレクリエーションを提供する森林。レクリエーション施設がロードサイドまたは森林内で提供される。外来種が森林の文化的価値を高めるために植えられる場合がある。
クラス V	マングローブ林	281 (7.8%)	280 (7.9%)	256 (7.2%)	一般的な需要及び幅広いユーザーのためのマングローブ材とその他の林産物の供給が行われる森林。
クラス VI	未開発林	107 (3.0%)	107 (3.0%)	107 (3.0%)	生物多様性及び種の保存を含めた森林調査目的で人の手が入らない状態に保護されている森林。伐採は厳禁。
クラス VII	野生生物保護林	138 (3.8%)	138 (3.9%)	139 (3.9%)	主に野生生物の保護と研究のために保護されている森林。
計		3,615 (100.0%)	3,551 (100.0%)	3,540 (100.0%)	

資料：Sabah Forest Department, “Annual Report”, 各年版

2015年に森林局は、主に地域コミュニティの住環境の改善及び森林資源保全の強化を目的に、土地利用区分及び森林区分の変更を行った。

森林局は2015年に、40件、5万1,015haの区画を対象に伐採の許可を下した。その後、2016年の伐採許可区画数は56件と前年に対して16件増加したが、同年の伐採許可面積は4万1,003haと前年比約1万ha減少している。2015年と2016年の森林面積を天然林人工林別に比較すると、伐採許可区画数は天然林、人工林ともに8件増加したが、伐採許可面積は天然林が638ha減であったのに対し、人工林は9,374ha減と縮小幅が大きかった。

表 4.1.a2 伐採区画許可件数、面積

区 分		2015年		2016年	
		区画数	面積 (ha)	区画数	面積 (ha)
合 計		40	51,015	56	41,003
天然林	計	16	17,529	24	16,891
	天然経営林	8	4,137	12	7,882
	低負荷式伐採産業用天然林	8	13,392	12	9,009
人工林	計	24	33,486	32	24,112
	産業用人工林	9	3,797	19	17,005
	低負荷式伐採産業用人工林	10	7,237	—	—
	モザイク人工林	3	20,909	10	3,815
	アグロフォレストリー	2	1,543	3	3,292

資料：Sabah Forest Department, “Annual Report”, 各年版

州有林及び私有林の伐採を行うためのライセンスは、「フォーム I ライセンス (Form 1 Licenses)」と称されている。このライセンスは短期ライセンスで、有効期間は対象面積に応じて1年から5年までと定められている。同ライセンスは、2015年と2016年に5件ずつ発行されている。この件数は、2014年の8件よりも3件減少しており、同ライセンス許可面積は2014年の1万8,194haから2015年には1万1,285haと6,909ha縮小したが、2016年には再び拡大に転じ、同年の伐採許可面積は2万1,873haである。2016年のフォーム I ライセンスは、全て州有林に対して発行された。

私有地を対象に発行されるフォーム II B ライセンスは、森林をオイルパーム農園、ゴム農園、その他短期収穫型の作物を生産する土地に転換するために活用されている。森林局は同ライセンスを2014年には130件(1万884ha)、2015年には162件(8,185ha)、2016年には150件(1万7,492ha)発行した。

表 4.1.a3 フォーム I ライセンス及びフォーム IIB ライセンスの発給状況

	2014年		2015年		2016年	
	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)
フォーム I	8	18,194	5	11,285	5	21,873
フォーム IIB	130	10,884	162	8,185	150	17,492

資料：Sabah Forest Department, “Annual Report”, 各年版

## 4.1.a.1 サバ州木材合法性保証システム (Sabah TLAS)

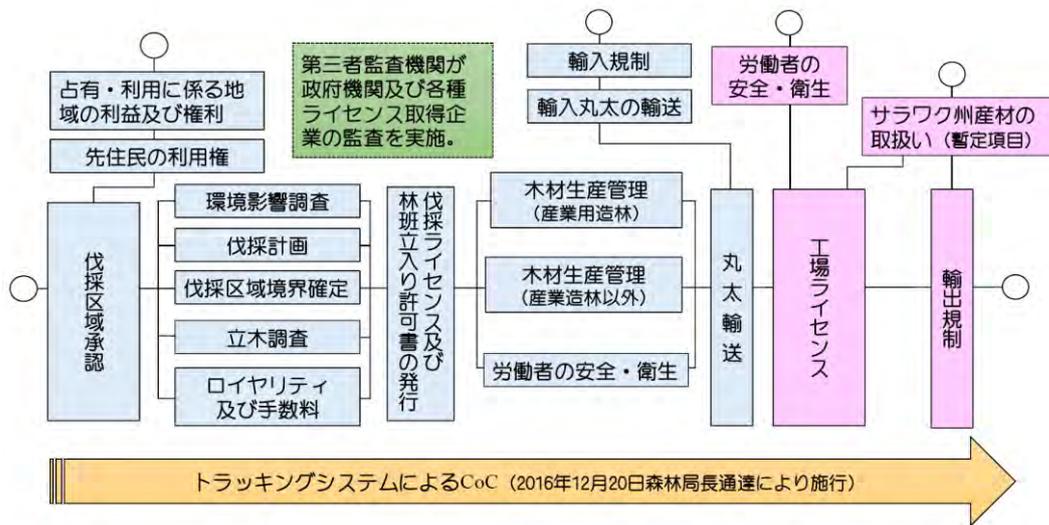
### 4.1.a.1.1 設立の背景とシステムの概要

サバ州の木材合法性保証システムは、Sabah TLAS (Sabah Timber Legality Assurance System) と称されている。2003年にEUは、EU-FLEGTを策定し、マレーシアはこれに応じて、同年から木材合法性保証システムの開発に着手した。森林局は、森林管理並びにCoCを含む加工業務及び貿易のコンプライアンスの評価を重要な要件として位置付けている。

サバ州の木材合法性保証システムは、VPAの要件である第三者による監査<sup>1</sup>を組み込んでいる。この監査は、森林局が登録している全ての木材取扱業者とともに森林局に対しても行われる。

このシステムの適用範囲は、州有林の伐採を行うためのフォームIライセンス及び私有林を開発するためのフォームII Bライセンスにより活動を行っている林業会社及びこの林業会社が生産した木材の加工、流通又は貿易を担っている事業者である。

このサバ州の木材合法性保証システムは、6つの基準と23の標準により構成している。基準1から基準4までが森林利用、丸太生産及び丸太流通に係る「川上の基準」(標準数17)、基準5及び基準6は、加工工場、木材製品流通及び貿易に係る「川下の基準」(標準数6)である<sup>2</sup>。



資料：サバ州森林局

図 4.1. a1 サバ州木材合法性保証システムの標準間の関連と手続きの流れ

<sup>1</sup> 監査は Global Forestry Service 社 (本社所在地：米国領バージン諸島) が監査実施主体として森林局によって指定されている。

<sup>2</sup> 表 4.2. a4 における標準数は、「川上」12、「川下」6、合計 18 であるが、これは、同じ事項について、ケースパーケースで設定されている標準を要約して 1 つにしているため、実際に設定されている標準数よりも少なくなっている。

23 の標準の相互関係を図 4.1.a1 に示した。いうまでもなく全ての標準がシステム運用にとって必要であるが、システム運用の主流に位置付けられる標準とそれに付随している標準がある。さらに、第三者機関がシステムに参加する全ての組織を対象に監査を行い、システムの適正な運用を図っている。

#### 4.1.a.1.2 木材合法性保証システムで使用する主な書類

木材合法性保証システムでは ISO の手法に則り、後述するそれぞれの手続別に書類を作成しながら行う。このため書類の点数と量はかなり多くなる。次表に各基準と標準の実行に際し使用する主な証拠書類の一覧を掲げた。これらの書類には、様々な書類が添付されている。

前掲の輸出申告書による合法性証明については、書類に合法性を示す明確なタイトルが付いた単独の書類ではないという難点があるものの、これらか解説する複雑な木材合法性保証システムの全ての手続きの完了を示している事実注目する必要がある。

表 4.1.a4 サバ州木材合法性保証システムで使用する主な証拠書類

	標準	合法性を証明するための主な証拠書類 【管轄省庁】	主な関連法令・契約
基準 1 伐採権	1. 伐採区域の承認	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 承認済の森林利用計画書</li> <li>▪ 承認済の年間作業計画書</li> <li>▪ 森林利用計画承認書</li> <li>▪ 伐採許可書発行承認書</li> <li>▪ 伐採許可書</li> </ul> 【森林局、天然資源局、土地測量局】	①永久林、州有林及び私有林（短期ライセンス） <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 1968 年森林法第 15 条及び第 24 条</li> <li>▪ 土地条令第 18 条</li> </ul> ②永久林及び州有林（長期ライセンス） <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 1968 年森林法第 15 条、第 24 条、第 28A 条</li> <li>▪ 持続可能林経営協定書、長期ライセンス契約書</li> </ul> ③森林局所管区域内の森林 <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 1968 年森林法第 15 条第 1 項及び第 28A 条</li> </ul>
	2. 伐採ライセンス及び林班立入許可書の発行	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 伐採権発行承認書</li> <li>▪ 伐採権又は伐採区域許可書</li> </ul> 【森林局】	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 1968 年森林法第 15 条及び第 24 条</li> <li>▪ 1969 年森林規則第 12 条第 3 項</li> <li>▪ 森林署長宛回覧状 FD26/2009</li> <li>▪</li> </ul>
	3. 環境影響調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 承認済の環境影響調査報告書又は緩和措置提案書及び環境条件協定書又は緩和措置提案書</li> </ul> 【森林局、環境保護局】	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 2002 年環境保護法第 12 条一第 14 条及び第 20 条</li> <li>▪ 2012 年環境保護指令（環境影響評価報告書）</li> <li>▪ 2005 年環境保護規則（環境コンサルタント登録）</li> </ul>
	4. 伐採計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 承認済の総合伐採計画書</li> <li>▪ 森林署長による総合伐採計画承認書</li> </ul> 【森林局】	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 1968 年森林法第 28A 条</li> <li>▪ 低負荷式伐採作業ガイドブック第 3 版第 2 章</li> <li>▪ 持続可能林経営ライセンス契約書、長期ライセンス契約書</li> </ul>
	5. 伐採区域の境界確定	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 承認済の総合伐採計画書</li> <li>▪ 森林署長による総合伐採計画承認書</li> </ul> 【森林局、土地測量局】	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 土地条令第 8 隸（境界確定と測量）</li> <li>▪ 持続可能林経営ライセンス契約書、長期ライセンス契約書</li> <li>▪ 1962 年測量会社規則（測量行為）</li> <li>▪ 測量会社条令第 10 条及び第 12 条</li> </ul>

	標準	合法性を証明するための主な証拠書類 【管轄省庁】	主な関連法令・契約
	6. 立木調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>承認された事前調査報告書</li> </ul> 【森林局】	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林署長宛回覧状 FD26/2009</li> </ul>
基準2 林内 作業	1. 伐採作業 管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>四半期別伐採進捗状況報告書</li> <li>伐採日報</li> <li>占有許可書</li> <li>刻印登録書</li> <li>暫定操業ライセンス</li> <li>伐採リスト</li> <li>低負荷式伐採請負業者証明書</li> <li>低負荷式伐採訓練証明書</li> <li>伐採請負業者証明書</li> <li>環境条件協定書又は環境影響緩和措置宣言書</li> <li>野生生物省宛通知書</li> </ul> 【森林局、環境保護局】	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライセンス契約書</li> <li>伐採区域許可条件書</li> <li>1969年森林規則第20A条</li> <li>低負荷式伐採作業ガイドブック第3版第2章・第3章</li> <li>2002年環境保護法第12条～第14条及び第20条</li> <li>野生生物保護法第38条</li> </ul>
	2. 木材生産 管理	<p>①永久林、州有林及び私有林</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土地所有権の証明書（有効な土地所有証明書、地権者確認書及び土地取得代金領収書）</li> <li>土地所有者と丸太輸送・木材廃棄請負業者間の受発注書、覚書又は契約書</li> <li>II B様式申請書（伐採前、伐採後）</li> <li>承認報告書</li> <li>調査報告書（伐採後）</li> </ul> <p>②産業用造林</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>四半期別伐採作業報告書</li> <li>月次生産報告書</li> <li>伐採請負業者登録証明書</li> <li>製材工場の加工のための丸太一覧</li> </ul> <p>③共通</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木材移動許可書</li> <li>木材除却許可書</li> </ul> 【森林局、土地測量局、環境保護局】	<ul style="list-style-type: none"> <li>1969年森林規則20A章</li> <li>低負荷式伐採作業ガイドブック第3版</li> <li>2002年環境保護法第12～14条及び第20条</li> <li>野生生物保護法第38条</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>土地条令第22条・第23条</li> <li>1969年森林規則第3規則</li> <li>1968年森林法第24条第5項</li> </ul>
	3. 丸太輸送	<ul style="list-style-type: none"> <li>入荷台帳</li> <li>刻印持出し許可書</li> <li>木材処分許可書</li> <li>輸送許可書</li> <li>輸送許可書（午後7時から午前7時までの時間帯に輸送する場合）</li> <li>移動許可書</li> <li>移動許可書受領書</li> <li>土地の登記簿又は契約書（人工造林の場合）</li> </ul> 【森林局】	<p>①永久林、州有林及び産業用造林を除く私有林</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土地条令第22条・第23条</li> <li>1969年森林規則第3条</li> <li>1968年森林法第24条第5項</li> </ul> <p>②産業用造林</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年間作業計画書（永久林・州有林）</li> <li>ライセンス契約書（同上）</li> <li>2002年環境保護法第12条～14条及び第20条</li> <li>森林署長宛回覧状 FD31/2013（州有林・私有林）</li> </ul>
	4. 労働安全 衛生	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業指示台帳並びに訓練台帳、保険台帳及び事故対応台帳</li> <li>職業安全衛生省監査報告書</li> <li>社会保障機構検査報告書</li> <li>労働省検査報告書</li> <li>森林局検査報告書</li> </ul> 【職業安全衛生省、社会保険機構、森林局】	<ul style="list-style-type: none"> <li>1994年職業安全衛生法第15条</li> <li>労働法第118条</li> <li>1952年労働者補償法</li> <li>1969年従業員社会保険法</li> <li>低負荷式伐採作業ガイドブック第3版第2章及び第4章</li> </ul>
基準3 徴税	ロイヤリティ 及び手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>移動許可証、木材処分許可書</li> <li>ロイヤリティ、森林回復手数料、地域森林税、その他の税金又は手数料の納付書（写し）</li> <li>月別納付報告書</li> <li>ライセンス手数料納付書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1968年森林法第24C条及び第42条第d号・第e号</li> <li>1969年新任規則第12条第1項</li> <li>ロイヤリティ査定用木材計量規則（CF No.1-81 2006）</li> </ul>

	標準	合法性を証明するための主な証拠書類 【管轄省庁】	主な関連法令・契約
		<ul style="list-style-type: none"> <li>登録伐採機械台帳 【森林局】</li> </ul>	
基準 4 その他の 権利	1. 占有・利用に係る地域の利益及び権利	<ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニティエリアを区分した森林利用計画</li> <li>社会基線測量報告書</li> <li>コミュニティ相談記録台帳 【森林局】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>持続可能林経営ライセンス契約書、長期ライセンス契約書</li> </ul>
	2. 先住民の利用権	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地訪問調査報告書</li> <li>II A 書式ライセンス（先住民利用権申請ライセンス） 【森林局、土地測量局】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1968 年森林法第 41 条（州有林、私有林）</li> <li>1969 年森林規則第 8 条</li> <li>土地条令第 13 条—第 16 条、第 64 条・第 65 条、第 69 条及び第 82 条（州有林）</li> </ul>
基準 5 工場の 操業	1. 工場ライセンスの発行、更新及び書替並びに操業条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場ライセンス</li> <li>木材入荷台帳（一次加工工場）</li> <li>月別生産利益報告書 【森林局】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1968 年森林法第 42 条</li> <li>1969 年森林規則第 19 条第 1 項</li> <li>サバ州木材工業ライセンス認可ガイドライン 2012 年第 2 版</li> </ul>
	2. 労働安全衛生	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業指示台帳、訓練台帳、保険台帳及び事故記録台帳</li> <li>職業安全衛生省監査報告書</li> <li>社会保障機構事故調査検査報告書</li> <li>労働省検査報告書 【職業安全衛生省、労働省、社会保障機構】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1994 年職業安全衛生法第 15 条</li> <li>労働条令第 118 条</li> <li>1952 年労働者負担金法</li> <li>1969 年授業印社会保障法</li> </ul>
基準 6 貿易・ 関税	1. 輸出規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸出ライセンス（年次別）</li> <li>税関検査報告書</li> <li>輸出申告書（税関押印済のもの）</li> <li>添付資料</li> <li>企業登録機構の企業登録証明書及び貿易ライセンス 【マレーシア税関】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1976 年関税法</li> <li>2014 年森林法第 42 条 d 号・第 c 号及び第 i 号</li> <li>1969 年新任規則第 17 条第 1 項及び第 17A 条第 1 項</li> </ul>
	2. 輸入規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸入ライセンス（森林局発行）</li> <li>植物防疫証明書</li> <li>現物検査報告書（森林局発行）</li> <li>輸入ライセンス又は輸入許可書</li> <li>企業登録機構の企業登録証明書及び貿易ライセンス 【マレーシア王国税関、森林局、農業省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1976 年関税法</li> <li>2014 年税関指令（輸入禁止）</li> <li>1976 年植物検疫法</li> <li>植物検疫証明書植物検疫要件文書（2012 年 5 月 8 日付、TP.KTPK207207/K1E379/B(98)）</li> </ul>
	3. 輸入した丸太、製材品及び単板の輸送	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸入業者の移動許可書（写し）</li> <li>加工工場における森林書事務所発行の移動許可書</li> <li>輸入木材検査手数料納付領収書</li> <li>輸入木材月別記録台帳（森林局提出用） 【森林局】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林署長回覧状 FD05/2010</li> </ul>
	4. サラワク州産木材の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>サラワク州産材を輸入企業名簿</li> <li>サラワク州産材の購入者、販売者及び代理店の記録</li> <li>森林局の承認記録、検査記録及び確認記録</li> <li>輸出申告書 【マレーシア王国税関、森林局、農業省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1967 年関税法</li> <li>1981 年手数料法（1999 年検査サービス及び証明書申請手数料）</li> <li>森林署長回覧状 FD05/2010</li> <li>1976 年植物検疫法</li> <li>植物検疫証明書植物検疫要件文書（2012 年 5 月 8 日付、TP.KTPK 207207/ K1E379/ B (98)）</li> </ul>

資料：サバ州森林局

### 4.1.a.1.3 実施主体と事業体数

#### (1) 実施主体

サバ州木材合法性保証システムの実施主体は、森林局、営林署、監査機関並びに森林管理者及び加工・流通業者である。木材合法性保証システムの運営における各機関の主な業務及び各機関に課された責任は、次の表のとおりである。

なお、実際の運用については、次の表に掲げられていない政府機関や組織が関わるが、それらは木材合法性保証システムに間接的に関わる組織として位置付けられている。

表 4.1.a5 木材合法性保証システム運用担当者と主な業務及び責任

	基準1から4まで (森林利用、丸太生産、丸太流通等)	基準5及び基準6 (加工工場、製品流通・貿易)
森林局	<p>森林局では木材合法制保証システムを FLEGT ユニットの管轄させ、次の業務について責任を持つ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 監査の適用範囲に含まれる森林ライセンスの領域及び森林経営区画の決定。</li> <li>▪ 監査結果の検証。森林管理協定予備木材合法性保証システムの要件の実績に関する監査。</li> <li>▪ 監査手順書の履行。</li> <li>▪ 監査完了報告書の作成。</li> <li>▪ 監査チェックリスト及び報告書作成様式の精査。</li> </ul>	<p>森林局及び担当職員は、次の業務に責任を持つ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 監査対象となる木材加工工場、流通企業及び輸出企業の特定。</li> <li>▪ 監査結果を検証し、基準5から6までが対象となる企業の実績を監査。</li> <li>▪ 本手続きの履行を保障。</li> <li>▪ 監査チェックリスト及び報告書作成様式の精査。</li> </ul>
営林署	<p>営林署に配属された FLEGT ユニットの職員又は任命された職員は、次について責任を持つ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 合法性を確認する森林を特定するための調整。</li> <li>▪ 合法性を確認する評価チームの現地訪問の支援。</li> <li>▪ 不適合事項に対応するための機関への改善支援。</li> <li>▪ 不適合事項に対応するために機関が講じる手段についての報告。</li> </ul>	同 左
森林局 FLEGT ユニ ット	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 合法性確認のための企業への連絡業務の調整</li> <li>▪ 不適合事項が生じた事業体への改善支援。</li> <li>▪ 不適合事項又は不適合事項を解消した事業所の対応報告書の作成。</li> </ul>
監査機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 監査の実施。</li> <li>▪ 森林局職員及び森林経営区関係者の訓練。</li> <li>▪ 監査結果の報告。</li> <li>▪ 森林局からの承認を得て監査チェックリストを改訂。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 監査の実施。</li> <li>▪ 森林局職員及び森林経営区関係者の訓練。</li> <li>▪ 監査結果の報告。</li> <li>▪ 監査で明らかになった不適合事項の2か月以内での報告。</li> <li>▪ 森林局からの承認を得て監査チェックリストを改訂。</li> </ul>
林産企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ グローバルフォレストリーサービス社員による現地評価作業の支援。</li> <li>▪ 規定と実行の間のギャップへの修正及び対処。</li> <li>▪ 社員、監督者及び労働者の訓練。</li> <li>▪ 森林局職員と、規定と不適合事項の間のギャップを調整。</li> </ul>	同 左

資料：サバ州森林局

## (2) 事業所数

サバ州で林業、木材加工業及び貿易を含む木材流通業を開業するときは、森林局への業者登録又は森林局が発行するライセンスが必要である。

木材合法性保証システムの管理対象となる事業所は、これらの登録またライセンス受給事業者の内、丸太の生産又は木材製品製造を行っている事業所並びに丸太又は木材製品の流通・貿易を行っている事業所である。

2016年に森林局は、林班立入許可 (Coupe Permit) を56社 (計4万1,003ha) に、フォームIライセンスを5社 (2万1,873ha) に、フォームII Bライセンスを150社 (1万7,492ha) に、持続可能林経営ライセンス協定 (SFMLA: Sustainable Forest Management License Agreement) に基づくライセンスを

34社 (158万5,819ha) に発行しており、これらの林業事業者は、木材合法性保証システムの管理下に置かれている。さらに森林局が直営で管理し、丸太を生産している州有林が2016年には17か所 (78万3,290ha) ある。森林局が直営で管理している森林とそこから生産した丸太も木材合法性保証システムの管理対象である。

なお、人工造林を行っているものの立木が伐期に達していないために伐採を行っていない林業事業者は、木材合法性保証システムの管理対象とはならない。この事業者が伐採を行おうとするときは、森林局に伐採ライセンスを申請し、伐採ライセンスを取得してから伐採を行う。伐採ライセンスを発給するときに、森林局はこの事業者を木材合法性保証システムの対象として登録するので、この事業者は否応なく木材合法性保証システムの管理下に置かれる。

さらに加工工場で木材合法性保証システムの管理対象となるのは、操業中の工場であり、ライセンスを取得しているものの、操業していない工場は管理対象ではない。たとえば、2016年には140件の製材工場にライセンスが発行されているが、操業している製材工場は72である。操業している72の製材工場が木材合法性保証システムの管理の下、製材を行っている。操業している工場には森林局職員が常駐し、その森林局職員は丸太の入荷、製品の出荷をはじめとする工場の業務を監督している。

表 4.1.a6 許可・ライセンス発行件数・許可面積

	発行件数 (件)	許可面積 (ha)
林班立入許可	56	41,003
フォームI	5	21,873
フォームII B	150	17,492
SFMLA	34	1,585,809

注：2016年実績値。  
資料：サバ州森林局

表 4.1.a7 サバ州の林産加工工場数 (2016年)  
(件)

	稼働数	操業許可数
製材工場	72	140
合単板工場	29	45
モールディング工場	42	106
切削板工場	1	1
製紙工場	1	1
チップ製造工場	1	9
保存木材工場	9	25
乾燥工場	29	53
MDF工場	0	1
おが炭工場	2	3
竹製家具工場	0	1
ペレット工場	3	5

資料：サバ州森林局

2016年に木材合法性保証システムの管理下にある稼働中の工場は、製材工場72、合単板工場29件、モーディング工場42、乾燥工場29件、保存木材工場9件、ペレット工場3件、おが炭工場2件、チップ製造工場1件並びに切削板工場及びペレット工場各1件である。

## 4.1.a.2 サバ州木材合法性保証システムの運用

### 4.1.a.2.1 森林部門における運用

木材合法性保証システムの基準1から基準4までは、森林部門に係るものである。

なお、この項以降の図表には、英文と和文を併記しているものがある。英文と和文の併記は、行政機関の担当部署、書類の固有名称、その他の固有名称の英文併記が日本の関係者が正確に合法性確認を行うことを可能にすること、さらにこれらの図表は、全木検が作成し、それをサバ州森林局持続可能森林経営部 FLEGT ユニットが監修を行ったこと、そして森林局は、今後、木材合法性保証システムの改訂を予定しているため、将来的にこれらの図表を改める必要が生じる可能性があることから行っている。

#### (1) 基準1 伐採権

基準1は伐採権に係る基準である。この基準には、次表のように6つの標準を設定している。

表 4.1.a8 基準1 伐採権のコンテンツ

標準	区分
①伐採区画の承認	A. 短期ライセンス a. 永久林 b. 州有林 c. 私有林 B. 長期ライセンス a. 永久林 b. 州有林 C. 森林局経営林
②伐採ライセンス及び林班立入許可書の発行	
③環境影響調査	
④伐採計画	
⑤伐採区域の境界確定	
⑥立木調査	

#### ①伐採区画の承認

立木の伐採を行おうとする者は、伐採をする前に、州政府が伐採実施希望地を伐採区域に指定するよう所定の手続きにより州政府に申請しなければならない。

伐採区域指定のための申請及び州政府の伐採区域指定は、次の区分によってなされる。

- 永久林、州有林及び私有林（短期ライセンス）

- 永久林及び州有林（長期ライセンス）
- 森林局有林

#### **A. 短期ライセンス（永久林、州有林及び私有林）**

永久林及び州有林の生産物の採取及び立木の伐採を行おうとする者は、天然資源局又は私有地を所管する営林署長から伐採実施希望地を伐採区域とするための承認を得なくてはならない。

伐採区域の指定申請ができるのは、州政府に登録された企業、木材取引ライセンス取得者又はサバ州人である。

なお、伐採区域の承認がなされた後、先住慣習権が存在する土地を含めて特定用途の指定地の存在が明らかになったときは、その指定地を伐採区域から除外する。さらに、州政府職員は、伐採区域の申請があった全ての土地を対象に現地確認を行う。

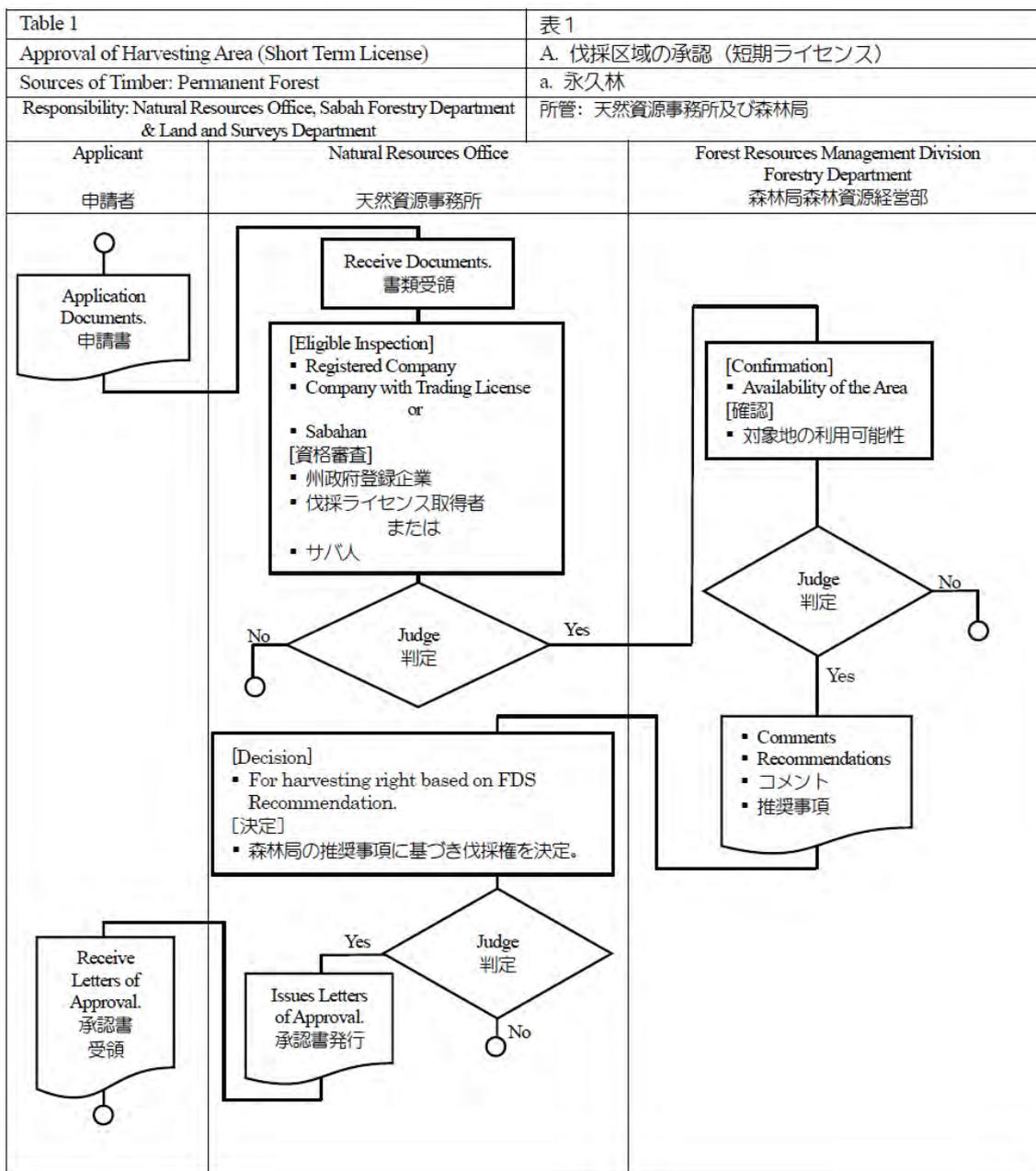
##### **a. 永久林の伐採区域設定**

永久林の伐採区域設定は天然資源局が所管しているので、永久林の伐採を希望する者は、天然資源事務所に永久林の伐採権を申請する。天然資源事務所は、申請者が州政府に登録された企業、木材取引ライセンス所持者又はサバ州人であるという資格要件を確認し、さらに申請があった区域を確認するために申請書を森林局に回付する。

天然資源事務所から申請書の回付を得た森林局森林資源経営部は、所定の手続きに従い、申請区域が伐採区域として利用可能であるかを判定し、天然資源事務所にコメント及び推奨事項を提示する。

天然資源事務所は、森林区分のクラス II への適合可能性、航空写真又は衛星画像により立木が伐採できる状態にあるか、特別に指定された河川の有無などを森林局森林資源経営部の推奨事項に基づき審査し、問題がなければ伐採許可書の発行を承認する。

森林局は、天然資源事務所の伐採許可書発行承認後、申請者に天然資源事務所の承認及び承認条件を承認書により通知する。この通知を受けた申請者は、森林局に連絡して申請の承諾を確認しなければならない。



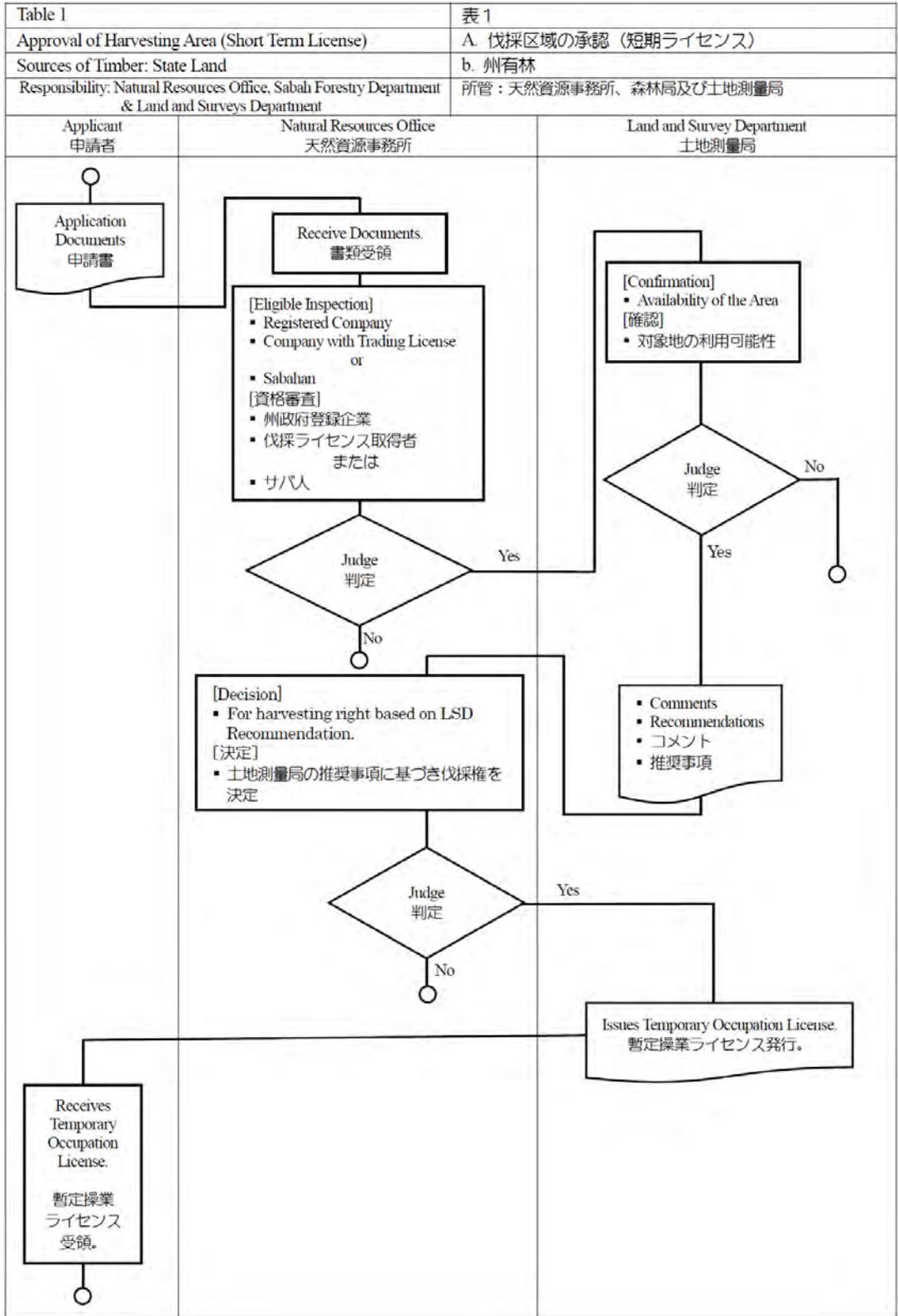
資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a2 永久林伐採区域（短期ライセンス）承認手続き

### b. 州有林の伐採区域設定

州有林の伐採区域設定も天然資源事務所の所管である。申請者は、天然資源事務所に州有林の伐採区域設定を申請する。

伐採ライセンスの申請を受けた天然資源事務所は、州政府に登録された企業、木材取引ライセンス所持者又はサバ州人であるという申請者の資格要件を確認し、さらに申請があった区域が伐採に適しているかを確認するために、土地測量局に申請書を回付する。



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a3 州有林伐採区域（短期ライセンス）承認手続き

天然資源事務所から申請書の回付を得た土地測量局は、所定の手続きに従い、申請区域が伐採区域として利用可能であるかを判定し、天然資源事務所にコメント及び推奨事項を提示する。

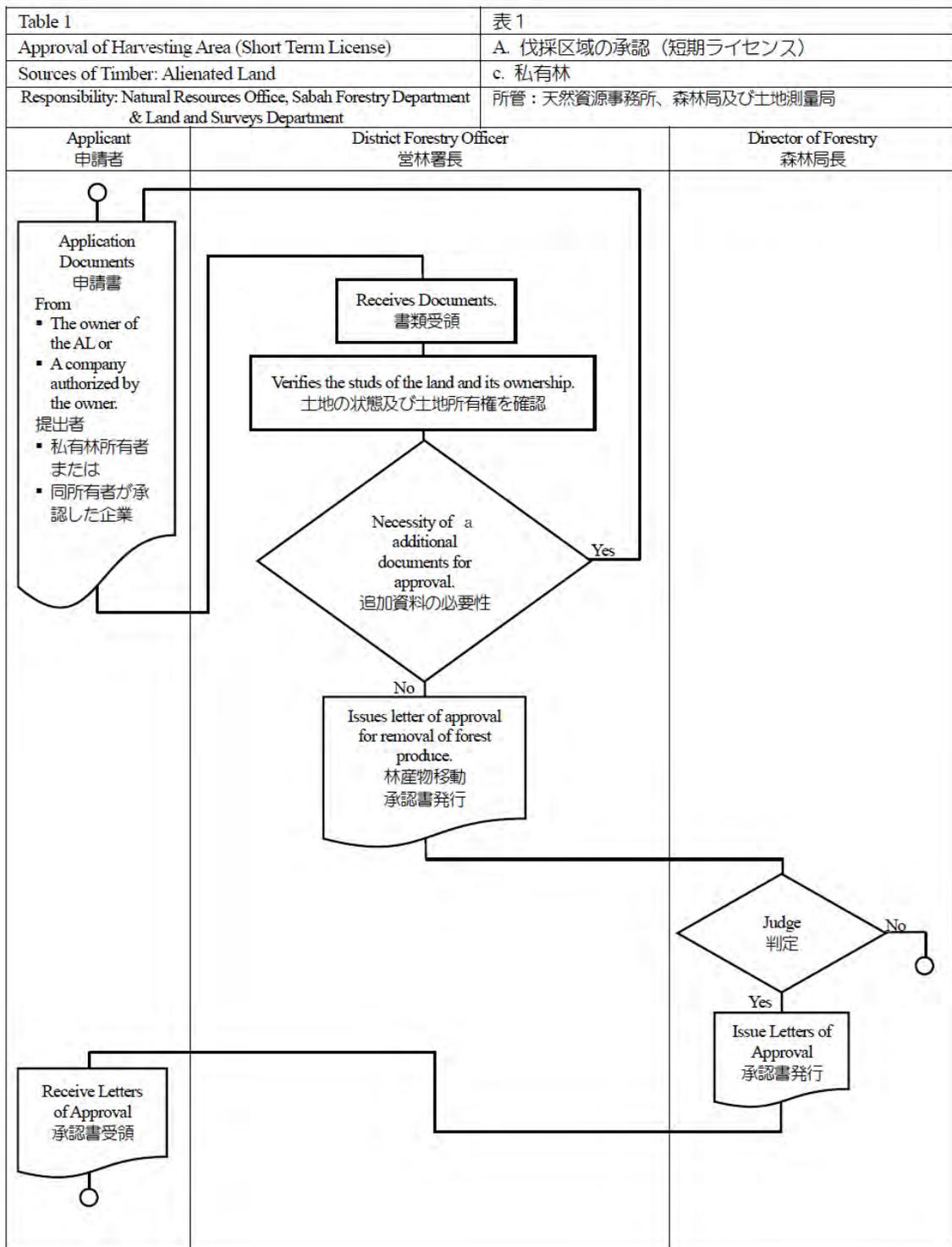
天然資源事務所は、森林区分のクラス II への適合可能性、航空写真又は衛星画像による立木が伐採できる状態にあるかの確認、特別に指定された河川の有無などを土地測量局の推奨事項に基づき審査し、問題がなければ伐採許可書の発行を承認する。

土地測量局は天然資源事務所の伐採許可書発行承認後、暫定操業ライセンスを申請者に発行する。

### **c. 私有林の伐採区域設定**

私有地における伐採区域設定は、営林署の所管である。営林署長が私有地所有者又は私有地所有者が承認した企業から伐採区域設定の申請書を受理したときは、土地の状態及び土地所有権を確認し、追加資料の必要性がないときは、林産物移動承認書を発行するための許可を森林局長に伺う。

森林局長は営林署長からの林産物移動承認書発行に係る伺いを決裁し、同承認書の発行が妥当であると判断したときは、同承認書の発行にあたって必要な条件があるときはその条件を、環境評価報告書又は緩和措置提案書の提出が必要なときはその旨を森林局長名の承認書に記載して林産物移動承認書とともに申請者に送付する。



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a4 私有林伐採区域（短期ライセンス）承認手続き

【証明書及び手続書類】

短期伐採ライセンスによる伐採区域の承認に要する証明書及び手続書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.a9 短期伐採ライセンスによる伐採区域の承認に要する証明書及び手続書類

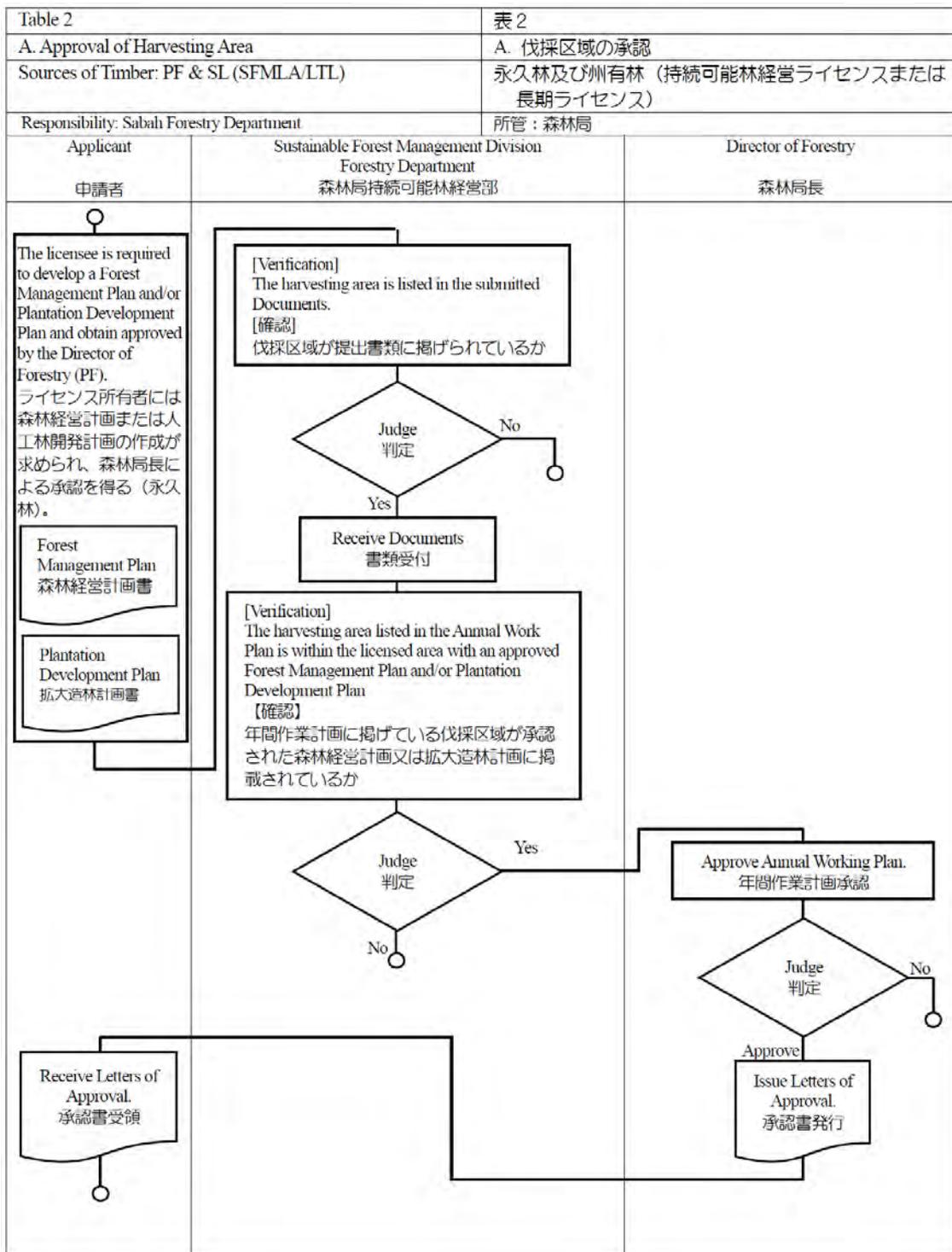
	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
A. Permanent Forest (PF) 永久林	License application & support documents. ライセンス申請書及び添付書類	Applicant 申請者	Natural Resources Office, 天然資源事務所
	Letter of Recommendation 推奨事項提案書	Forest Resources Management Division 森林資源経営部	Natural Resources Office, SFD 森林局天然資源事務所
	Letter of Approval 承認書	Natural Resources Office, SFD 森林局天然資源事務所	Applicant of the License. ライセンス申請者
※ Table 1 ※ 表 1			
B. State Land (SL) 州有林	License application & support documents. ライセンス申請書及び添付書類	Applicant 申請者	Natural Resources Office 森林局天然資源事務所
	Letter of Comment & Recommendation 推奨事項提案書	Land and Survey Department 土地測量局	Natural Resources Office 森林局天然資源事務所
	Temporary Occupation License 暫定操業ライセンス	Land and Survey Department 土地測量局	Applicant 申請者
※ Table 1 ※ 表 1			
C. Alienated Land (AL) 私有林	License application & support documents. ライセンス申請書及び添付書類	Applicant 申請者	District Forest Officer 営林署長
	Approval for Removal of Forest Produce 林産物移動承認書	District Forest Officer 営林署長	Director of Forestry 森林局長
	Letter of Approval 承認書	Director of Forestry 森林局長	Applicant of the License. ライセンス申請者
※ Table 1 ※ 表 1			

資料・監修：サバ州森林局

**B. 永久林及び州有林（持続可能林経営ライセンス協定又は長期ライセンス）**

持続可能林経営ライセンス協定（SFMLA）を締結している者及び長期ライセンス所持者は、永久林の伐採区域の承認申請を行う前に、10年間の森林経営計画また10年間の人工林開発計画に基づいた年間作業計画書を含む森林利用計画書及び拡大造林計画書を作成し、これらについて森林局長の承認を得なければならない。

伐採区域の承認を求める申請者は、森林局持続可能林経営部に申請書とともに年間作業計画が記載されている森林経営計画書又は拡大造林計画書を提出する。持続可能林経営部は、申請書に伐採区域が含まれているか、伐採区域が申請者から提出された森林利用計画書又は人工林開発計画及び年間作業計画書に掲げられているかを確認し、問題がなければ森林局長に書類を回付する。森林局長は年間作業計画を含む森林経営計画書及び拡大造林計画書を承認し、承認書を申請者に発行する。



資料・監修：サバ州森林局

図 4. 1. a5 永久林及び州有林伐採区域（持続可能林経営ライセンス又は長期ライセンス）承認手続き

### C. 永久林（森林局経営林）

森林局が管理している永久林の伐採区域の承認のためには、森林局のプロジェクトマネージャーが作成し、森林局長が承認した森林利用計画書を指名された森林局事業課長が持続可能林経営部に提出する。持続可能林経営部は森林利用計画書を確認し、伐採区域を管轄する営林署長に年間作業計画を作成するよう指示する。伐採区域を管轄する営林署長は、森林局長が承認した10年間の森林利用計画書に基づき年間作業計画書を作成し、林産企業担当副局長に年間作業計画書の承認を求める。

林産企業担当副局長は、承認を求めて申請された年間作業計画書に掲げられた伐採区域が承認された森林利用計画の範囲内にあるかを認め、森林局長の決裁を得る。

森林局長は、年間作業計画を承認したときは、承認書を指名された森林局事業課長に宛てて発する。

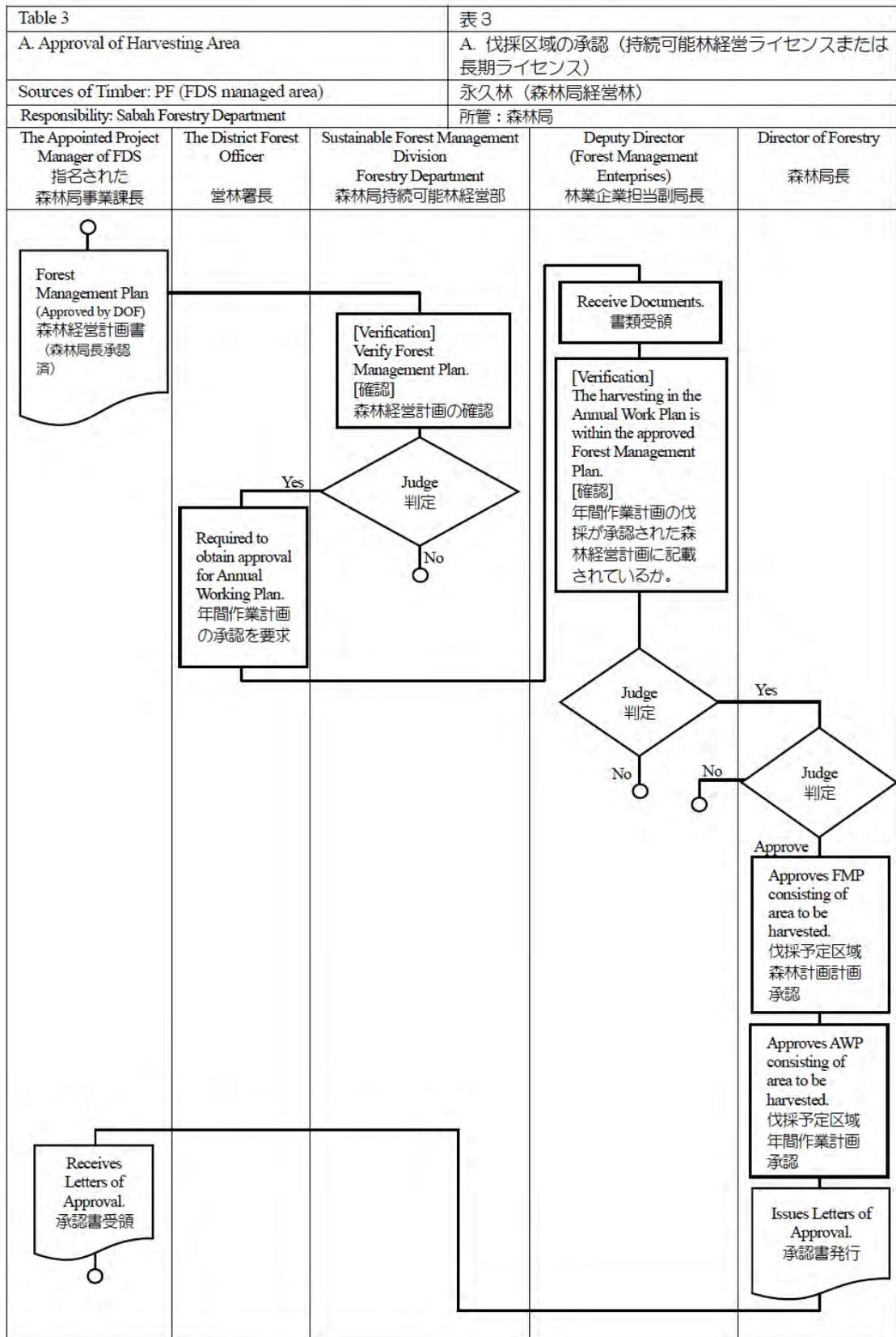
#### 【証明書及び手続書類】

永久林及び州有林並びに森林局経営林の伐採区域の承認に要する証明書及び手続書類は、次の表のとおりである。

表 4. 1. a10 永久林及び州有林並びに森林局経営林の伐採区域の承認に要する証明書及び手続書類

	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
A. SFMLA /LTL 持続可能林経営ライセンス協定また長期伐採ライセンス  ※Table 2 ※表 2	Forest Management Plan 森林経営計画	Applicant 申請者	Sustainable Forest Management Department 持続可能林経営部
	Plantation Development Plan 人工林開発計画	Applicant 申請者	Sustainable Forest Management Department 持続可能林経営部
	Letter of Approval 承認書	Director of Forestry 森林局長	Applicant of the License ライセンス申請者
B. Permanent Forest (FDS management area) 永久林 (森林局経営林)  ※Table 3 ※表 3	Forest Management Plan (FMP) (Approved by DoF) 森林経営計画（森林局長承認済のもの）	The Appoint Project Manager of FDS 指名を受けた森林局事業課長	Sustainable Forest Management Department 持続可能林経営部
	Annual Working Plan (Approved by DoF) (including FMP) 年間作業計画（森林局長承認済のもの）（森林経営計画に含まれる計画）	The Appoint Project Manager of FDS 指名を受けた森林局事業課長	Sustainable Forest Management Department 持続可能林経営部
	Letter of Approval 承認書	Director of Forestry 森林局長	The Appoint Project Manager of FDS 指名を受けた森林局事業課長

資料・監修：サバ州森林局



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a6 森林局経営林伐採区域承認手続き

## ②伐採ライセンス及び林班立入許可書の発行

森林から林産物を採取する会社及び個人は、有効な伐採ライセンス又は林班立入許可書（Coupe Permit）を所持しなければならない。

伐採ライセンス及び林班立入許可書は、以下の要件を満たしたときに森林局森林資源経営部が発行する。

- 森林伐採区域の承認。
- 天然資源局によるライセンス発行の承認（永久林及び州有林の短期伐採ライセンス）。
- 承認された環境評価報告書及び緩和措置提案書（後述の「③環境報告書」の項参照）。
- 伐採区域の境界確定。
- 資源報告書の承認。
- ライセンス料及び関係手数料の納付。
- 営林署長による私有地伐採ライセンス発行の承認。

伐採ライセンス又は林班立入許可書の申請を受けた森林局森林資源経営部は、前掲の申請者及び森林区域が基準により定められた全ての要求事項への適合を確認する。その上で、森林局は、上記7項目の要件を満たしている者に伐採ライセンス又は林班立入許可書を発行する。これらの確認手続きは、伐採ライセンス及び林班立入許可書を発行する度に行う。

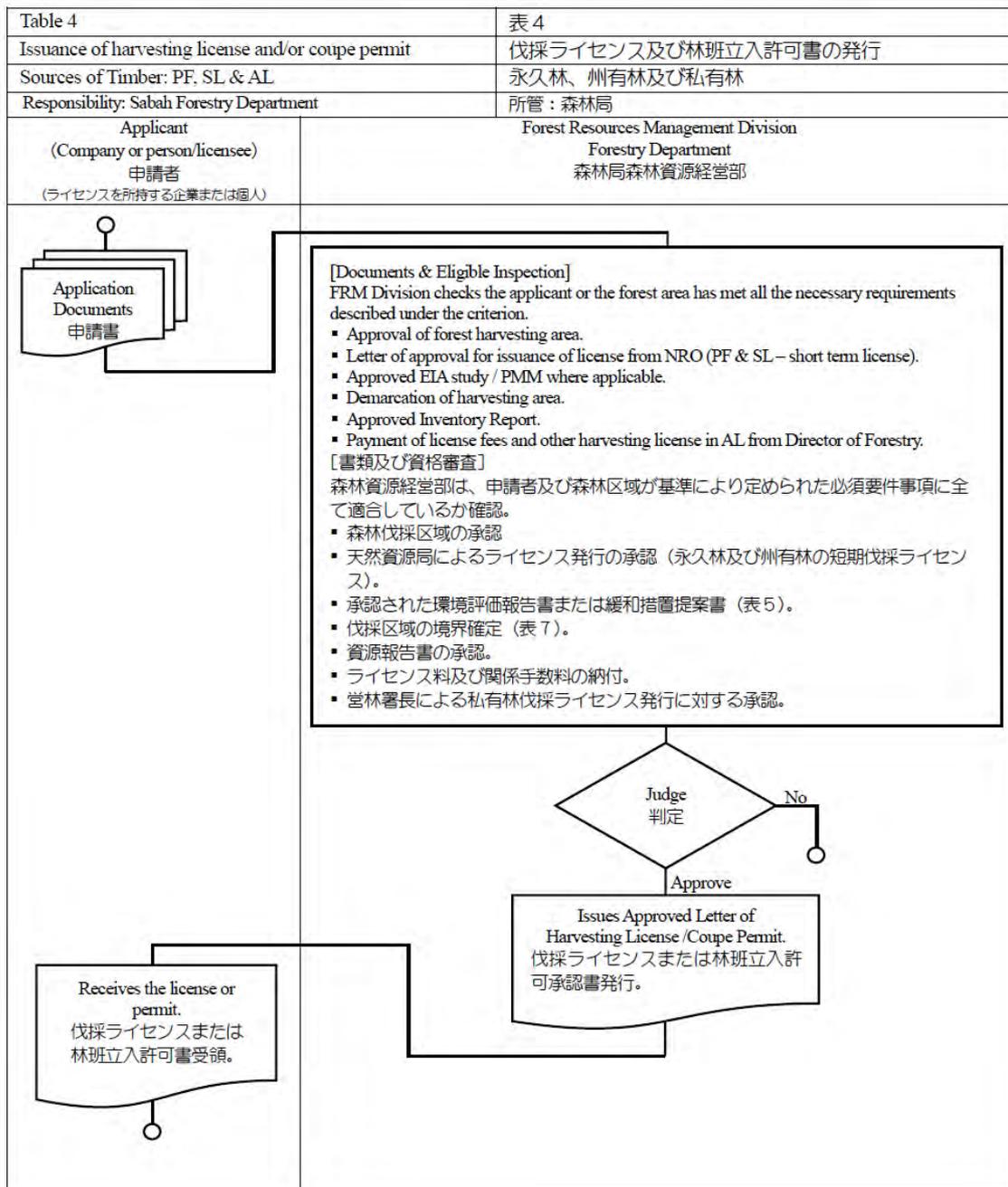
### 【証明書及び手続書類】

伐採ライセンス及び林班立入許可の発行に要する書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.a11 伐採ライセンス及び林班立入許可の発行に要する書類

	Title of Document 書類名称	Submit / Issuance 提出者または発行元	Recipient / Confirmation 受取人または確認者
Issuance of Harvesting License /or coupe Permit 伐採ライセンスまたは林班立入り許可	Letter of Approval or license from NRO (PF /SL, Short Term License) 承認書または天然資源事務所が発行したライセンス（永久林または州有林の短期ライセンス）	Applicant 申請者	Forest Resources Management Division 森林資源経営部
	Approved Environmental Impact Assessment Report or Post-market Monitoring Report 承認された環境影響評価報告書または緩和措置提案書	Applicant 申請者	Forest Resources Management Division 森林資源経営部
	Approved Inventory Report 承認された立木資源調査報告書	Applicant 申請者	Forest Resources Management Division 森林資源経営部
	Approval Letter of Harvesting License /Coupe Permit 伐採ライセンス承認書または林班立入承認書	Forest Resources Management Division 森林資源経営部	Applicant 申請者
	Harvesting License /Coupe Permit 伐採ライセンスまたは林班立入許可書	Forest Resources Management Division 森林資源経営部	Applicant 申請者
※Table 4 ※表 4			

資料・監修：サバ州森林局



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a7 伐採ライセンス及び林班立入許可書発行手続き

### ③環境報告書

永久林、州有林及び産業用人工林を含む私有林の伐採を行う者には、環境保護局が承認した環境評価報告書又は緩和措置調査報告書の所持及び同局との環境条件協定又は緩和措置宣誓書の締結が必要である。森林局は、次表のように伐採区画規模別に環境保護局長官が承認した林業活動に係る環境評価報告書又は緩和措置提案書の保持を義務づけている。森林局は、伐採ライセンスを発行する前に、申請者の環境保護局長官の承認を受けた環境評価報告書又は緩和措置調査報告書の所持を確認する。

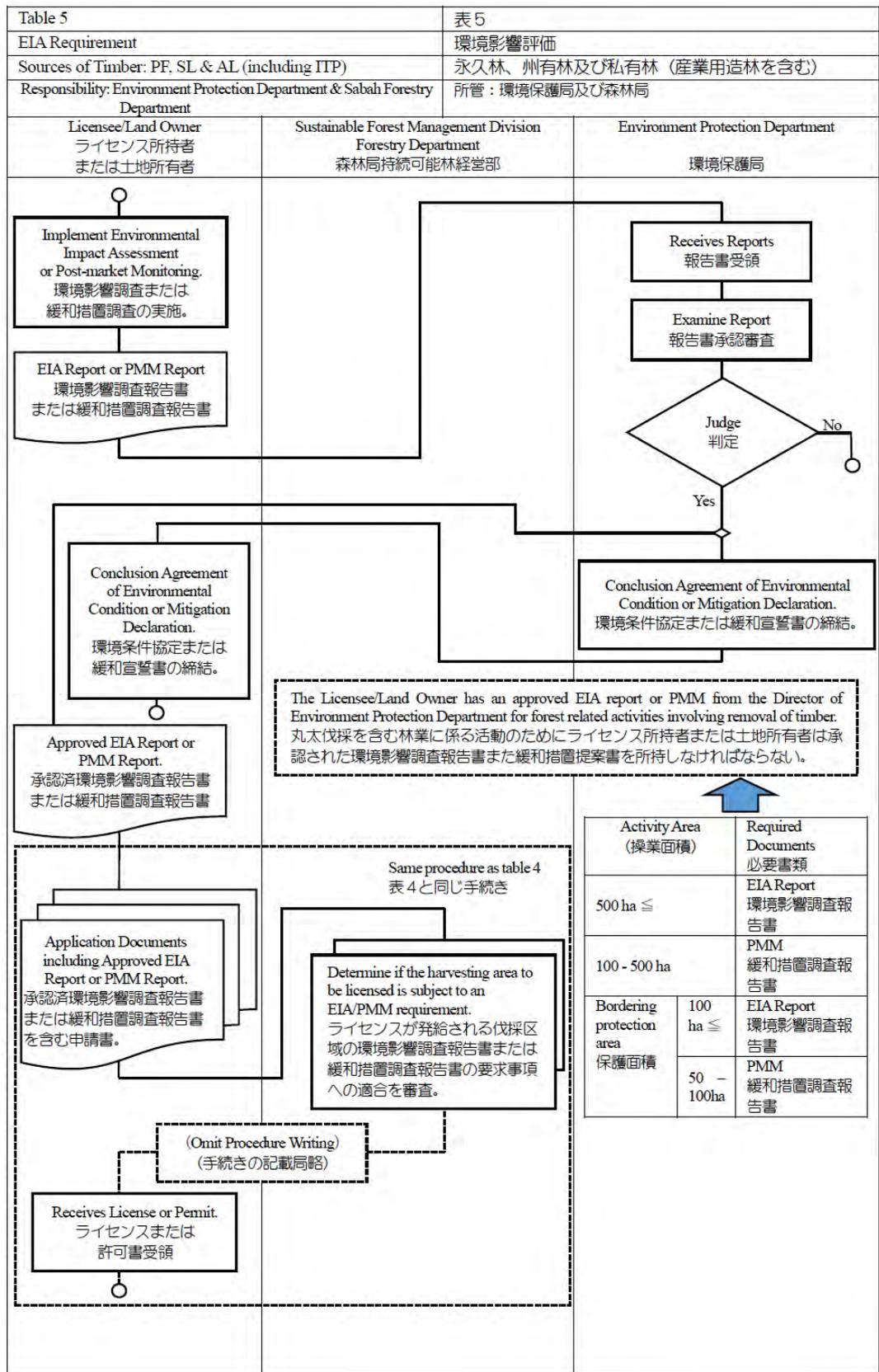
表 4.1.a12 環境評価報告書所持義務

伐採区域の条件及び面積		要 求 事 項
500ha 以上		環境評価報告書の所持。
100ha 以上 500ha 未満		緩和措置調査報告書の所持。
保護区域と 接する区域	100ha 以上	環境評価報告書の所持。
	50ha 以上 100ha 未満	緩和措置調査報告書の所持。

資料：サバ州森林局

ライセンス所持者又は土地所有者は、これらの報告書の承認及び環境条件協定又は緩和措置宣誓書の締結のために、環境影響調査又は緩和措置調査を実施し、報告書を作成して環境保護局に承認を申請しなければならない。申請を受けた環境保護局は、報告書の内容を審査し、問題がなければ報告書への署名及び環境条件協定又は緩和措置宣誓書の締結を要求し、これらの手続きが終了すると、報告書の承認手続きが完了する。

ライセンス所持者又は土地所有者が伐採ライセンス又は林班立入許可書を申請するときは、森林局森林資源経営部に申請書に承認された環境評価報告書又は緩和措置調査報告書を添付する。森林資源経営部は、伐採ライセンス又は林班立入許可書の申請があった伐採区域の報告書の要求事項への適合を前項（②伐採ライセンス及び林班立入許可書の発行）の手続きの一部として行い、最終的に適合が評価されたときに伐採ライセンス又は林班立入許可書を発行する。



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a8 環境影響評価の承認手続き

## 【証明書及び手続書類】

環境影響評価報告書及び緩和措置調査報告書の承認に要する書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.a13 環境影響評価報告書及び緩和措置調査報告書の承認に要する書類

	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
EIA Requirement 環境影響調査	Environmental Impact Assessment Report or Post-market Monitoring Report 環境影響評価報告書または緩和措置調査報告書	Licensee /Land Owner ライセンス取得者または土地所有者	Environment Protection Department 環境保護局
	Agreement of Environmental Condition or Mitigation Declaration 環境条件協定または緩和宣誓	Licensee /Land Owner & Environment Protection Department ライセンス取得者または土地所有者及び環境保護局	
	Approved Environmental Impact Assessment Report or Post-market Monitoring Report 承認済環境影響評価報告書または緩和措置調査報告書	Environment Protection Department 環境保護局	Licensee /Land Owner ライセンス取得者または土地所有者
※Table 5 ※表5			

資料・監修：サバ州森林局

### ④伐採計画

永久林及び州有林の伐採ライセンス取得者には、営林署長が承認した総合伐採計画書及び年間作業計画書の所持が義務づけられている。総合伐採計画書には、伐採対象木のほか、林道及びスキッド用作業道の位置、丸太のスキッピング時に削り取られる表土の深度、伐採対象木へのマーキング、小川のバッファーズーンの目印その他『低負荷式伐採作業ガイドブック』<sup>3</sup>に準拠した内容が記載されなくてはならない。さらに、ライセンス取得者は、総合伐採計画書に記載した請負業者を雇用しなくてはならない。

営林署長は、伐採ライセンス取得者が所持している総合伐採計画書に記載された請負業者の雇用、年間作業計画書上の当該年の伐採区域の計画及び『低負荷式伐採作業ガイドブック』の規定に準拠した伐採作業の実行を確認するために、総合伐採計画書の記載内容の正確さを現場で確認する。さらに森林局森林資源経営部は、道路、スキッピング時に削り取られる表土の深さ、貯木場、小川のバッファーズーンその他総合伐採計画書に掲げられている事項の『低負荷式伐採作業ガイドブック』の規定への準拠を現場で確認する。

これらの確認作業が終了して問題がなければ、営林署長は、総合伐採計画書とともに承認書を発行する。

<sup>3</sup> Sabah Forestry Department, “RIL Operation Guide Book –Code of Practice for Forest Harvesting in Sabah Malaysia—”, March 2009.

Table 6		表 6	
Harvesting Plan		伐採計画	
Sources of Timber: PF & SL		永久林及び州有林	
Responsibility: Sabah Forestry Department		所管：森林局	
District Forestry Officer 営林署長	Forest Resources Management Division Forestry Department 森林局森林資源経営部	Director of Forestry 森林局長	Criterion/Obligation of Licensee ライセンス所持者の義務
<p>Checks and verifies the licensee employed a registered Comprehensive Harvest Plan (CHP) contractor. ライセンス所持者が総合伐採計画に登録されている請負業者を雇用しているか確認。</p> <p>Verifies that the submitted plan for harvesting areas for that year is listed in the approved AWP (refer Table 2 and 3). 提出された当該年の伐採区画のための計画が承認された年間作業計画に掲げられているか確認（表 2 及び 3 を参照）。</p> <p>Verifies on the ground the accuracy of information in the preparation of CHP in compliance with the RIL Operation Guide Book. 低負荷式伐採作業ガイドブックの規程に準拠した伐採作業の確認のために、総合伐採計画書の記載内容の正確さを現場で確認。</p> <p>Field Verification Report 現場確認報告書</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ The licensee (SFMLA/LTLA) must have an approved Annual Work Plan (AWP) consisting of harvesting components.</li> <li>▪ The licensee must have an approved Comprehensive Harvest Plan (CHP) consisting of harvesting Components (except area zone for ITP development).</li> <li>▪ CHP must comply with Reduced Impact Logging (RIL) Operating Guide Book.</li> <li>▪ The licensee must employ registered CHP contractor.</li> <li>▪ 持続可能林経営ライセンス協定または長期伐採ライセンス協定のライセンス所持者は、伐採対象立木を記載した年間作業計画書を所持していなければならない。</li> <li>▪ ライセンス所持者は、産業拡大造林地での操業を除き、総合伐採計画書を所持していなければならない。</li> <li>▪ ライセンス所持者は、総合伐採計画に記載された請負業者を雇用しなければならない。</li> </ul>	
		<p>Check and verify that the CHP complies with RIL Operation Guide Book. 総合伐採計画書に掲げられている事項が低負荷式伐採ガイドブックの規程に準拠しているか確認</p>	
		<p>Issues Approval of CHP. 総合伐採計画承認書発行</p>	
		<p>Issues Letter of Approval. 承認書発行</p>	

資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a9 伐採計画承認手続き

## 【証明書及び手続書類】

伐採計画の承認に要する書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.a14 伐採計画の承認に要する書類

	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF & SL 永久林及び州有林  ※Table 6 ※表 6	Field Verification Report 現場確認報告書	District Forestry Officer 営林署長	Forest Resources Management Division 森林資源経営部
	Letter of CHP 総合伐採計画承認書	Director of Forestry 森林局長	Forestry Department 森林局
	Letter of Approval 承認書	Director of Forestry 森林局長	Licensee ライセンス所持者

資料・監修：サバ州森林局

### ⑤伐採区域の境界確定

#### A. 準備作業

伐採区域の境界を確定するために、州有林、私有林、永久林別に準備作業がなされる。

州有林では、ライセンス取得者がライセンス取得済の測量会社と業務契約を締結する。さらにライセンス取得者は、土地測量局に登録測量図の発行を申請し、受領した登録測量図を測量会社に提供する。登録測量図の提供を受けた測量会社は、測量を行って石製測量杭の設置及びマーキングを行いながら境界の確定と測量図の作成を行うとともに、境界線上の下刈りを行う。

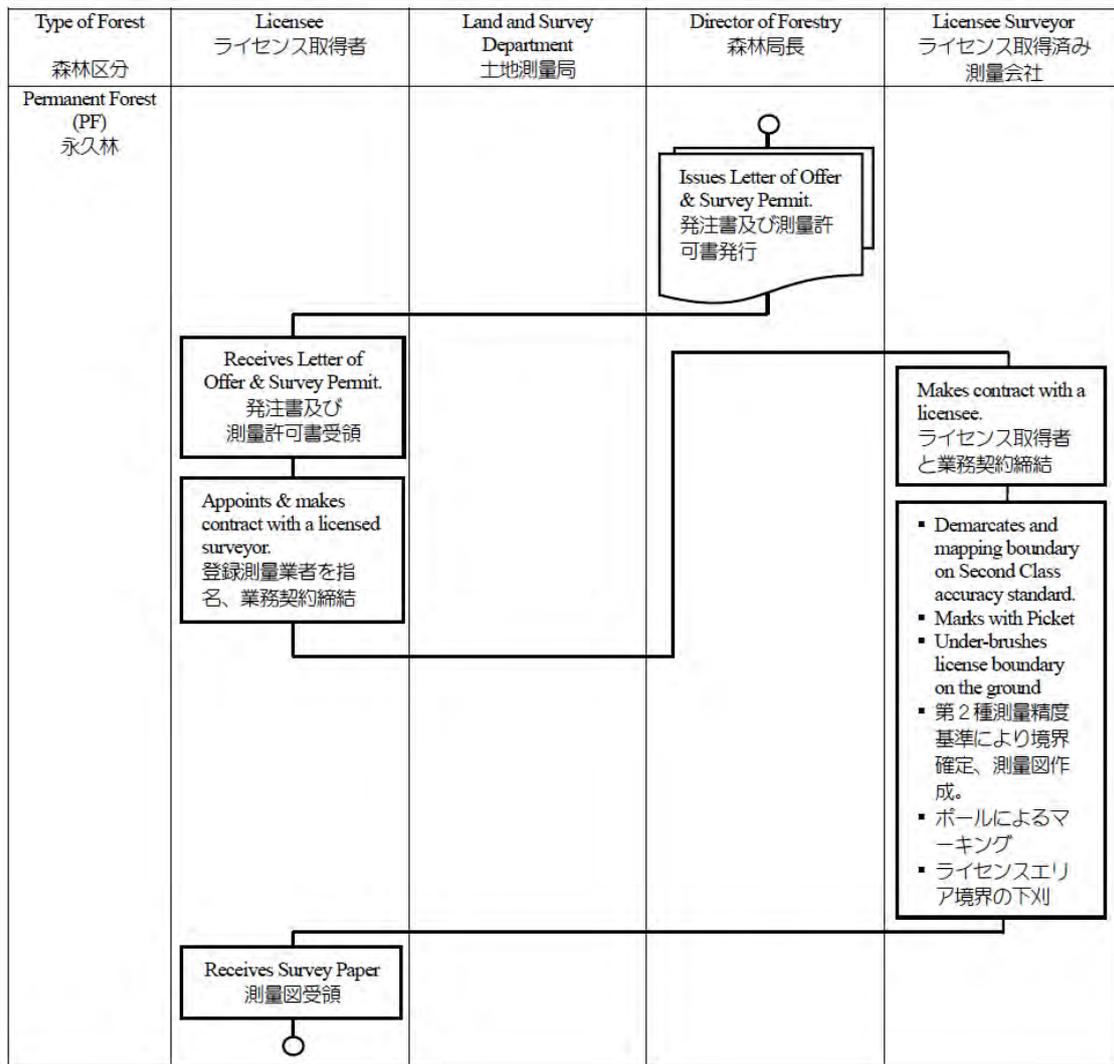
私有地では土地所有者に所有している土地を明確にするため、土地取得時における境界確定並びに境界を示す石製測量杭の設置及び管理が義務づけられている。

永久林では、森林局長がライセンス所持者に測量許可書を発行し、測量図の作成を発注する。森林局長からの発注書及び測量許可書を受領したライセンス取得者は、ライセンス取得済の測量会社と業務契約を締結する。測量会社は、第2種測量精度基準により境界を確定し測量図を作成するとともに、ライセンスエリアの境界上の下刈りを行う。

Table 7		表 7		
Area demarcation and mapping for outer boundary of harvesting license area		伐採区域の境界確定		
Sources of Timber: PF, SL & AL		永久林、州有林及び私有林		
Responsibility: Sabah Forestry Department & Lands and Survey Department		所管：森林局及び土地測量局		
Type of Forest 森林区分	Licensee/Land Owner ライセンス取得者 または土地所有者	Land and Survey Department 土地測量局	Director of Forestry 森林局長	Licensee Surveyor ライセンス取得済み 測量会社
State Land (SL) 州有林	<p>Licensee to Appoints &amp; makes contract with a licensed surveyor. ライセンス取得者は登録測量業者を指名、業務契約締結。</p> <p>Requires the Registered Survey Paper to SLD. 土地測量局に登録測量図発行を要求。</p> <p>Receives Registered Survey Paper. 登録測量図受領。</p> <p>Provides Registered Survey Paper. 登録測量図提供。</p> <p>Receives Registered Survey Paper. 登録測量図受領。</p>	<p>Issues Registered Survey Paper. 登録測量図発行。</p>		<p>Makes contract with a licensee. ライセンス取得者と業務契約締結</p> <p>Receives Registered Survey Paper. 登録測量図受領</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ Demarcates and mapping of the area.</li> <li>▪ Marks boundary stones.</li> <li>▪ Under-brushes license boundary on the ground.</li> <li>▪ 境界確定、測量図作成</li> <li>▪ 石製測量杭の設置・マーキング</li> <li>▪ ライセンスエリア境界の下刈</li> </ul> <p>Survey Paper 測量図</p>
Alienated Land (AL) 私有林	<p>Has to maintain boundary stone for field verification. 土地の確認のために石製測量杭を管理</p>			

資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a10 伐採区域の確定手続き（準備作業）



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a10 伐採区域の確定手続き（準備作業）（続き）

表 4.1.a15 森林の形態別伐採区域境界の確定及び測量図作成方法

区 分	境界の確定及び地図作成の方法
州有林	ライセンス取得者は、土地測量局から土地登記測量図の提供を受けるとともに、ライセンスを取得している測量会社を指名して境界の確定と測量図の作成を行う。
私有林	土地所有者及び土地所有者が承認した請負業者は、境界を確認するための石製の測量杭を管理しなければならない。
永久林	ライセンス取得者は、営林署長からの承認書を受取り、ライセンスを取得している測量会社を指名して第2種測量精度基準により境界の確定と測量図の作成を行う。
永久林又は州有林	ライセンス取得者は、ライセンスを取得している測量会社による測量を行い、永久林には測量杭、州有林には石製の測量杭を設置するとともに、伐採区域の境界に低木を植える。

資料：サバ州森林局

## B. 伐採区域の境界確定（最終確定作業）

森林局及び土地測量局は、ライセンス取得済の測量会社による測量、境界確定作業、測量図の作成が完了すると、最終的な境界確定作業を行う。

営林署の森林監督官又は森林局職員は、境界、マーキングされた境界上の立木及び境界の低木設置状況の調査と確認をし、測量図に基づいた境界の確認を行う。さらに境界上の任意の立木に森林局の刻印を打刻し、刻印を打刻した立木の座標をGPSにより取得して記録する。森林監督官又は森林局職員は、これらの結果を営林署長に報告する。

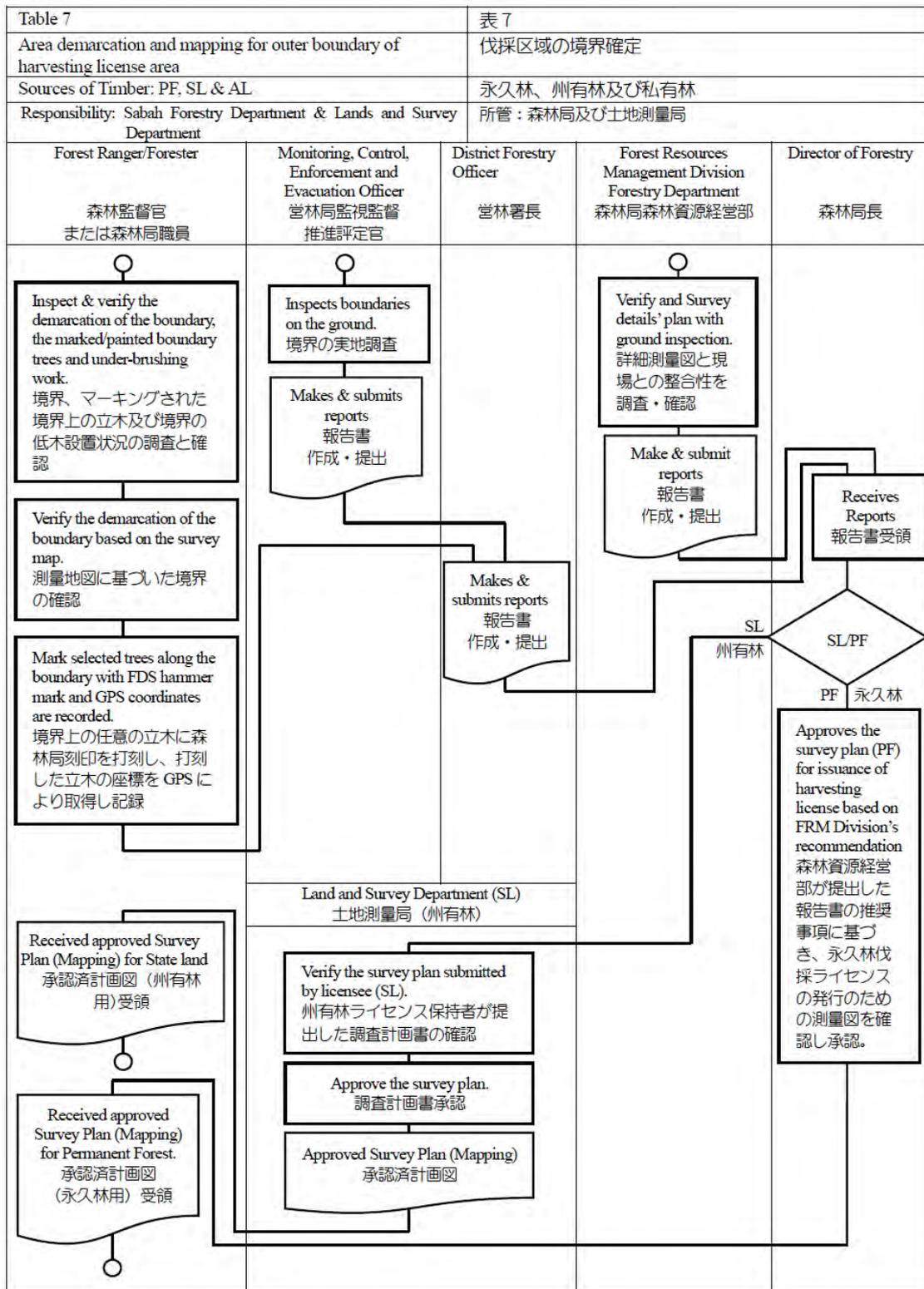
営林局監視監督推進評定官は、森林監督官又は森林局職員とは別に境界の実地調査を行って営林署長に報告書を提出する。

営林署長は、森林監督官又は森林局職員からの報告及び営林局監視監督推進評定官から受領した報告書を用いて報告書を作成し、報告書を森林局長に提出する。



二つの伐採区域の境界。下刈りをした緩衝帯を造り、看板でこの場所が緩衝帯であることと、それぞれ区域の管理者を表示する。

写真 4.1.a1 伐採区域の境界



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a11 伐採区域の境界確定（最終確定）手続き

さらに森林資源経営部は詳細測量図と現場との整合性の調査と確認を行い、報告書を作成して森林局長に提出する。

森林局長は州有林の境界確定については、森林資源経営部からの報告書に記載された推奨事項に基づき永久林の伐採ライセンス発行のための測量図及び報告書の内容を確認し、計画図を承認して伐採区域を最終的に確定して、これらの書類を土地測量局に回付する。

土地測量局は、森林局長から回付された報告書及び州有林ライセンス保持者が提出した調査計画書の内容を確認して調査計画書及び計画図の承認を決定する。

### 【証明書及び手続書類】

伐採区域の境界確定に要する書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.a16 伐採区域の境界確定に要する書類

	Title of Document 書類名称	Submit / Issuance 提出者または発行元	Recipient / Confirmation 受取人または確認者
SL 州有林	Registered Survey Paper 登録測量図	Land and Survey Department 土地測量局	Licensee / Land owner ライセンス所持者または土地所有者
		Licensee / Land owner ライセンス所持者または土地所有者 (転送)	Licensee Surveyor ライセンス取得済測量会社
※Table 7 ※表 7	Survey paper 測量図	Licensee Surveyor ライセンス取得済測量会社	Licensee / Land owner ライセンス所持者または土地所有者
PF 永久林	Letter of Offer & Survey Permit 発注書及び測量許可書	Director of Forestry 森林局長	Licensee ライセンス所持者
	Survey paper 測量図	Licensee Surveyor ライセンス取得済測量会社	Licensee ライセンス所持者
	Inspection Reports on boundaries 境界検査報告書	Monitoring Control, Enforcement and Evacuation Officer 営林局監視監督推進評定官	District Forestry Officer 営林局長
	Inspection Reports 調査報告書	District Forestry Officer 営林局長	Director of Forestry 森林局長
	Inspection Reports 調査報告書	Forest Resources Management Division 森林資源経営部	Director of Forestry 森林局長
	Approved Survey Plan (Mapping) for PF 承認済測量計画図 (永久林用)	Director of Forestry 森林局長	Forest Ranger /Forester 森林監督官または森林局職員
	Approved Survey Plan (Mapping) for SF 承認済測量計画図 (州有林用)	Land and Survey Department 土地測量局	Forest Ranger /Forester 森林監督官または森林局職員
※Table 7 ※表 7			

資料・監修：サバ州森林局

## ⑥立木調査

伐採区域を確定した後に立木調査を行う。

対象となる森林は、永久林、州有林及び私有林であるが、産業用人工林の伐採跡地に再造林した森林の伐採申請は、この項目の適用を除外する。

ライセンス取得者は、600ha未満の伐採区域については踏査による立木調査を、600ha以上の伐採区域については複数のL字型プロットを用いたサンプリング調査により立木調査を行い、営林署長に立木調査報告書を提出する。

営林署長は、立木調査報告書に記載されている樹種、有用果樹、立木蓄積量、区域全体の径級別立木本数などを、さらに600ha以上の伐採区域については、プロットの数と伐採区域におけるプロットの密度を現場で確認して森林局長に報告書を提出する。

森林局長は持続可能林経営部に営林署長から受領した立木調査報告書の評価を命令する。

森林局長の命を受けた森林局持続可能林経営部は、営林署長が森林局長官に提出した森林調査報告書の記載内容を必要に応じて現場で確認しながら評価し、問題がなければ立木調査報告書を承認する。

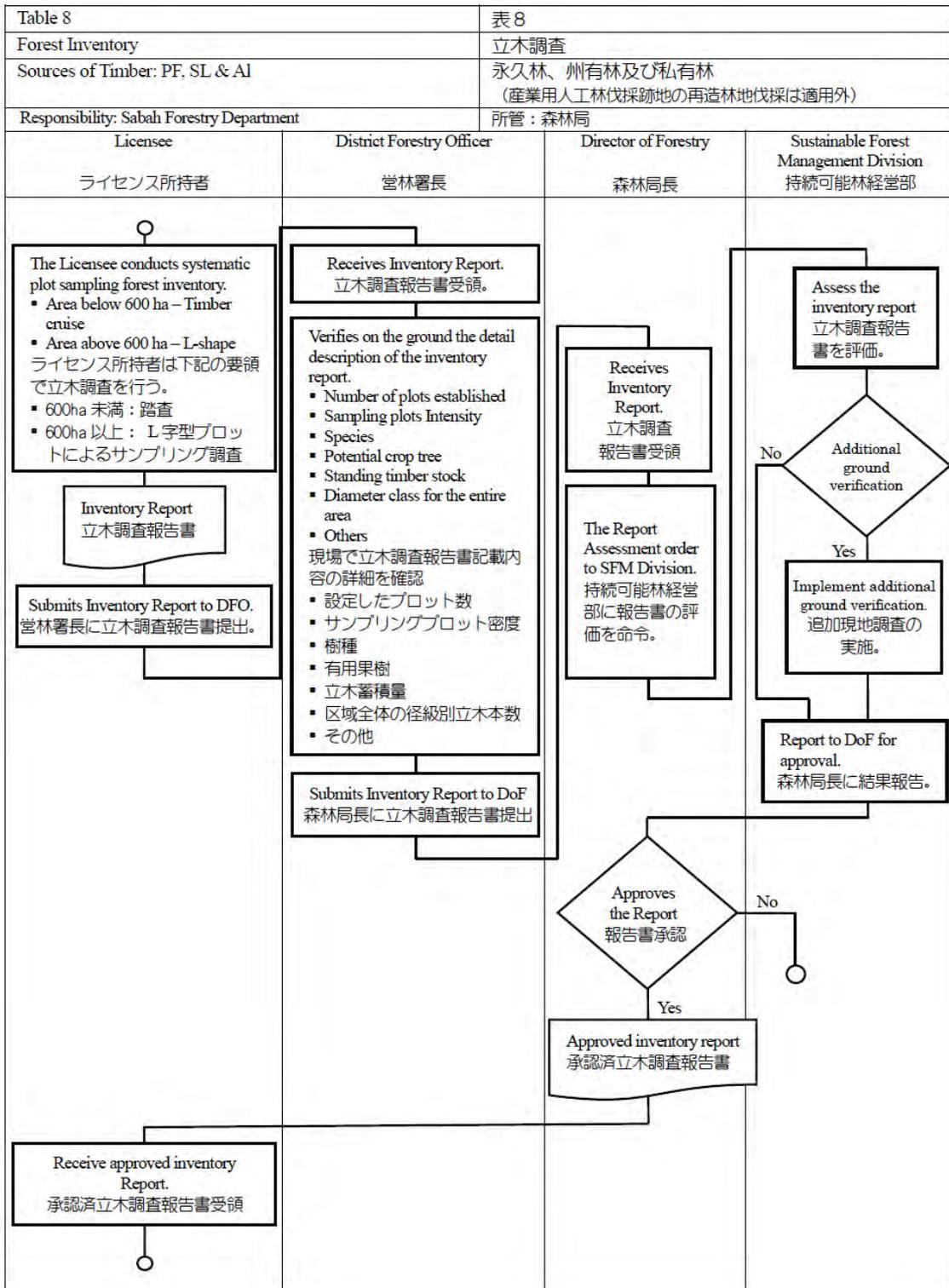
### 【証明書及び手続書類】

立木調査の承認に要する書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.a17 立木調査の承認に要する書類

	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
Forest Inventory 立木調査	Inventory Report 立木調査報告書	Licensee ライセンス所持者	District Forestry Officer 営林署長
		District Forestry Officer 営林署長 (回付)	Director of Forestry 森林局長
		Director of Forestry 森林局長 (回付)	Sustainable Forest Management Division 持続可能林経営部
※Table 8 ※表 8	Approved inventory report 承認済立木調査報告書	Director of Forestry 森林局長	Licensee ライセンス所持者

資料・監修：サバ州森林局



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a12 立木調査の手続き

## (2) 基準2 林内作業

基準2は、林内作業の各種要件を定めている。この中には作業員の資格要件、木材の管理方法及び関係政府機関との連携に係る事項を含んでいる。

基準2には、次表に掲げた4つの標準を設定している。なお、標準の内の伐採施業管理の一部は、基準1に関係している。

表 4.1.a18 基準2 林内作業のコンテンツ

標準	区分
①伐採施業管理	
②木材生産管理	A. 私有林 (II B 様式) B. 永久林、州有林材及び私有林材
③丸太輸送	A. 永久林、州有林、私有林 (産業用造林を除く) B. 産業用造林 (小規模所有者からのゴム材を含む)
④労働者の安全衛生	

### ①伐採施業管理

この標準は、低負荷式伐採方式による伐採(永久林)とそれ以外の伐採方式による伐採(永久林以外の森林)における森林局及び環境保護局による伐採施業管理方法を定めている。

サバ州では、永久林の伐採方法として低負荷式伐採が義務付けられている。

低負荷式伐採方式は、サバ州森林局が森林に与える影響を最小限に抑えるために開発した伐採方式で、関係する諸規定は『低負荷式伐採作業ガイドブック –マレーシアサバ州における森林伐採施業規則–』<sup>4</sup>として一冊の本にまとめられている。この本は「ガイドブック」と銘打っているが、その内容は森林局が正式に制定した規程である。

低負荷式伐採は、低負荷式伐採作業ガイドブックに記載されている最低資格基準を満たしている作業員が行わなければならない。低負荷式伐採に従事する作業員には、作業に従事する前に森林局傘下の林業研究所が開催する研修の受講及び訓練が義務付けられ、資格を修得した作業員は森林局に登録されるとともに、林業研究所が作業員に低負荷式伐採訓練証明書を発行する。

永久林の伐採を行う事業者は、低負荷式伐採業者のライセンス所持及び森林局への業者登録が必要である。そして、伐採の請負には伐採請負業者証明書が、さらに低負荷式伐採作業の請負には低負荷式伐採請負業者証明書が必要で、どちらの証明書も森林局が事業所を登録した上で発行する。

なお、州有林及び私有林には低負荷式伐採の実施は義務付けられていないが、州有林及び私有林の伐採を請負う業者は森林局に登録している低負荷式伐採登録業者でなければならない。

<sup>4</sup> Sabah Forestry Department, “RIL Operation Guide Book –Code of Practice for Forest Harvesting in Sabah, Malaysia”

表 4.1.a19 低負荷式伐採作業担当者の最低資格基準

区 分	最低資格基準
伐倒作業者	サバ州林業研究所又はサバ州森林局が同等又は推奨する機関として推奨した機関が発行する認証された伐倒作業者用の低負荷式伐採作業者証明書所持。
トラクター運転手	サバ州林業研究所又はサバ州森林局が同等又は推奨する機関として推奨した機関が発行し、サバ州森林局が認証したトラクター運転手用の低負荷式伐採作業者証明書所持。
ログフィッシャー運転手	サバ州林業研究所又はサバ州森林局が同等又は推奨する機関が発行し、サバ州森林局が認証したログフィッシャー操縦者用の低負荷式伐採作業者証明書所持。
伐倒対象木特定作業者 (Chockermen)	公共政策研究所又は同等機関により発行され、サバ州森林局が認証した伐倒対象木特定作業者（伐倒対象木にテープを用いて印を付ける作業を担当する者）用低負荷式伐採作業者証明書を持っていること。
監督者	林学士号又は同等の資格、サバ州林業研究所若しくはサバ州森林局が同等又は推奨する機関が発行した森林警備隊員証明書所持及びサバ州林業研究所又は森林局が発行した低負荷式伐採監督者証明書所持。
計画策定者	林学士号又は同等の資格、サバ州林業研究所若しくはサバ州森林局が同等又は推奨する機関が発行した森林警備隊員証明書所持及びサバ州林業研究所若しくは森林局が発行した低負荷式伐採計画の監督者証明書又は低負荷式伐採の計画策定者証明書所持。
管理者	林学士号又は同等の資格、サバ州林業研究所若しくはサバ州森林局が同等又は推奨する機関が発行した森林警備隊員証明書所持及びサバ州林業研究所若しくは森林局が発行した低負荷式伐採の監督者証明書又は低負荷式伐採計画の策定者証明書所持。
監査人	林学士号若しくは同等の資格又はサバ州林業研究所が発行した低負荷式伐採の監督者証明書又は低負荷式伐採の計画策定者証明書所持

資料：Sabah Forestry Department, “RIL Operation Guide Book -Code of Practice for Forest Harvesting in Sabah, Malaysia”, p7

#### A. 低負荷式伐採（永久林）の伐採施業管理

##### a. 営林署長が行う伐採管理業務

低負荷式伐採の伐採施業管理において、営林署長が行う管理業務は次のとおりである。

##### ア. 法令遵守の確認（伐採期間中）

- 伐採作業中の総合伐採計画書及び低負荷式伐採方法ガイドラインの遵守。
- ライセンス条項の遵守。
- その他森林局長通達の遵守。

##### イ. 現場確認（伐採前及び伐採期間中）

- 急傾斜地、河岸保護地、緩衝帯のような伐採禁止地域における現地での明確な表示と保護実施の確認。

##### ウ. 作業員資格の確認（伐採前及び伐採期間中）

- 全ての林業関係作業員が前表の最低資格基準を達成しているかを確認。

##### エ. 報告書の作成

- 四半期別伐採状況報告書を作成し森林局長に提出。
- 完了検査報告書を作成し、伐採作業完了後6か月以内に森林局長に提出。

#### **b.森林監督官又は森林局職員が行う伐採施業管理**

森林監督官又は森林局職員は伐採期間中を通じて、伐採日報及び日報データの更新（追加）を管理する。

#### **B.低負荷式伐採方式以外の伐採施業管理**

##### **【営林署長が行う伐採管理業務】**

低負荷式伐採の伐採施業管理において、営林署長が行う管理業務は次のとおりである。

##### **a. 業者登録の確認（伐採作業前）**

全ての伐採請負業者の森林局への登録を確認する。

##### **b. 報告書の作成**

四半期別伐採状況報告書を作成し、森林局長に提出する。

#### **C.刻印の確認（伐採作業前）**

営林署長は、ライセンス保持者が登録済の適正な刻印を準備しているか確認する。

#### **D.シリアルナンバー（検量申請受付時）**

森林監督官又は森林局職員は、検量申請があったときに丸太に刻み込まれたシリアルナンバーを確認する。

#### **E.有効な占有許可書及び暫定操業ライセンスの確認（伐採作業前及び伐採期間中）**

営林署長は、伐採作業前に永久林にあっては有効な搬出区域占有許可書、州有林にあっては搬出区域暫定操業ライセンスを確認する。

#### **F.環境条件協定又は緩和措置宣言書の履行状況（四半期）**

環境保護局は、次の事項を実施する。

- 環境条件協定又は緩和措置宣言書に基づく措置の履行を監視する。
- 州政府に登録された環境コンサルタントによる査察を実施し、環境コンサルタントが提出する報告書により監視を行うとともに、苦情が生じたときは速やかに現場を確認する。

#### **G.野生生物局への通知の確認（伐採作業前）**

営林署長は、伐採作業開始1か月前に行う野生生物局への通知の履行を確認する。

表 4.1.a20 伐採施業管理の確認手続き

	Verification Item 確認事項	Verification Schedule 確認頻度							
		Before harvesting operation	Commencement of harvesting operation	Throughout harvesting operation	After harvesting operation	Applying scaling order	Every two weeks	Every quart	Every four months
		伐採前	伐採作業前	伐採期間中	伐採後	換量申請時	毎2週間	毎四半期	毎4か月
1. RIL (PF) 低負荷伐採方式 (永久林)									
DFO 営林署長	i	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ The harvesting operations are carried out in accordance with CHP and RIL guidelines</li> <li>▪ In compliance with the license condition.</li> <li>▪ Other written directives issued by the DoF.</li> <li>▪ 伐採作業中の総合伐採計画書及び低負荷式伐採方式ガイドライン遵守。</li> <li>▪ ライセンス条項の遵守。</li> <li>▪ その他森林局長通達の遵守。</li> </ul>			✓				
	ii	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ The area prohibited from harvesting such as steep slopes, riparian reserve and buffer zone are clearly marked on the ground and protected.</li> <li>▪ 急傾斜地、河岸保護地、バッファゾーンその他の伐採禁止地域現地における明確な表示と保護実施の確認。</li> </ul>	✓		✓				
	iii	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ All relevant key forest workers are properly trained with minimum competency standard as specified in Table 1.2 within the RIL Operation Guide Book prior and/or during the harvesting operation.</li> <li>▪ 伐採前及び伐採期間中を通じて、全ての林業関係作業員が低負荷式伐採方式ガイドラインの表 1.2 に掲げられている最低資格基準を満たしているか確認。</li> </ul>	✓		✓				
	iv	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ Logging contracts are registered with FDS as certified RIL Logging Contractor once, before the harvesting operation commences.</li> <li>▪ 伐採作業前に、伐採請負業者が低負荷式伐採方式伐採請負業者として森林局に登録されているか確認。</li> </ul>		✓					
Forest Ranger / Forester 森林監督官 または 森林局職員	v	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ Daily Felling Record is maintained and updated daily during harvesting operation.</li> <li>▪ 伐採作業期間中の伐採日報の管理及び同台帳への毎日のデータ更新 (追加) を確認。</li> </ul>	✓		✓				

	Verification Item 確認事項	Verification Schedule 確認頻度								
		Before harvesting operation	Commencement of harvesting operation	Throughout harvesting operation	After harvesting operation	Applying scaling order	Every two weeks	Every quart	Every four months	
		伐採前	伐採作業前	伐採期間中	伐採後	検量申請時	毎2週間	毎四半期	毎4か月	
DFO 営林署長	vi	<ul style="list-style-type: none"> <li>Prepares and submits Quarterly Logging Progress Report to the Director of Forestry quarterly.</li> <li>四半期ごとに四半期別伐採状況報告書を準備し、森林局長に提出。</li> </ul>							✓	
	vii	<ul style="list-style-type: none"> <li>Prepare and submits Closing Inspection Report to the Director of Forestry within six months after harvesting operations is completed.</li> <li>完了検査報告書を準備し、伐採作業完了後6か月以内に森林局長に提出。</li> </ul>				✓				
2. Non-RIL 低負荷式伐採方式以外（永久林以外の森林）										
DFO 営林署長	i	<ul style="list-style-type: none"> <li>All logging contractors are registered with FDS once before the harvesting operation commences.</li> <li>伐採作業前に全ての伐採請負業者が森林局に登録されているか確認。</li> </ul>		✓						
	ii	<ul style="list-style-type: none"> <li>Prepare and submits Quarterly Logging Progress Report to the Director of Forestry quarterly.</li> <li>四半期ごとに四半期別伐採状況報告書を準備し、森林局長に提出。</li> </ul>								✓
3. Hammer Mark 刻印										
DFO 営林署長		<ul style="list-style-type: none"> <li>Record the licensee's registered Property Hammer Mark before harvesting operation commences.</li> <li>伐採作業前にライセンス所持者が登録した適正な刻印を準備しているか確認・記録。</li> </ul>		✓						
4. Serial Number シリアルナンバー										
Forest Ranger / Forester 森林監督官 または 森林局職員		<ul style="list-style-type: none"> <li>Verify serial numbers incised on each logs when apply for scaling order.</li> <li>検量申請受付時に丸太に刻み込まれたシリアルナンバーを確認。</li> </ul>					✓			
5. Valid Occupation Permit or TOL 有効な占有許可書及び暫定操業ライセンス										
DFO 営林署長		<ul style="list-style-type: none"> <li>Verify that the area occupied for stumping within PF has valid occupation permit or TOL for stumping inside SL before harvesting operation commences.</li> <li>伐採作業前に永久林にあつては有効な搬出区域占有許可書、州有林にあつては搬出区域暫定操業ライセンスを確認。</li> </ul>		✓	✓					
6. AEC or MD 環境条件協定または緩和措置宣言書										
EPD 環境保護局		<ul style="list-style-type: none"> <li>Monitors the implementation of mitigation measures as stated under the AEC or MD.</li> <li>環境条件協定書または緩和措置宣言書に基づく緩和措置の履行を監視。</li> </ul>								✓
7. ECR & Monitoring 査察とモニタリング										
EPD 環境保護局		<ul style="list-style-type: none"> <li>Monitors the submission of ECR by a registered environmental consultant based on the specified period stated in the AEC/MD, and conducts ground inspection immediately once a complain is received.</li> </ul>								✓

	Verification Item 確認事項	Verification Schedule 確認頻度							
		Before harvesting operation	Commencement of harvesting operation	Throughout harvesting operation	After harvesting operation	Applying scaling order	Every two weeks	Every quart	Every four months
		伐採前	伐採作業前	伐採期間中	伐採後	検量申請時	毎2週間	毎四半期	毎4か月
	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録された環境コンサルタントによる査察を実施し、環境コンサルタントが提出する報告書により監視を行うとともに、苦情が生じたときは速やかに現場を確認。</li> </ul>								
8. Notification Letter to Wildlife Department 野生生物局への通知書									
DFO 営林署長	<ul style="list-style-type: none"> <li>Checks notification letter to Wildlife Department one month before commencing harvesting operation for any area to be harvested.</li> <li>伐採作業前1か月前に通知した野生生物局宛通知書の確認。</li> </ul>		✓						

資料・監修：サバ州森林局

## 【証明書及び手続書類】

伐採施業管理に要する書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.a21 伐採施業管理に要する書類

	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF, SL & AL (excluding IIP) 永久林、州有林及び私有林 (産業用造林を除く)	Daily Felling Records 伐採日報	Licensee ライセンス所持者	Forest Ranger /Forester (Verification) 森林監督官または森林 局職員 (確認)
	Marked on the ground for steep slope, riparian reserve. 急傾斜地、河岸保護地、バッファゾーン保 護のための現場への表示	Licensee ライセンス所持者	Forest Ranger /Forester (Verification) 森林監督官または森林 局職員 (確認)
	Closing Inspection Report 完了検査報告書	District Forestry Officer 営林署長	Director of Forestry 森林局長
	Quarterly Logging Progress Report 四半期別伐採状況報告書	District Forestry Officer 営林署長	Director of Forestry 森林局長
	Registered Hammer Mark 登録済刻印	Licensee ライセンス所持者	District Forestry Officer 営林署長
	Occupation Permit (PF) or TOL (SL) 占有許可書 (永久林)または搬出区域暫定操業 ライセンス (州有林)	Licensee ライセンス所持者	District Forestry Officer 営林署長
	RIL Logging contractor certificate 低負荷伐採方式伐採業者契約証明書	Contractor 請負業者	District Forestry Officer 営林署長
	Logging contractor certificate 伐採業者契約証明書	Contractor 請負業者	District Forestry Officer 営林署長
	Workers RIL training certificate 低負荷伐採方式労働者訓練証明書	Workers 労働者	District Forestry Officer 営林署長
	Log list 丸太一覧表	Contractor 請負業者	District Forestry Officer 営林署長
	Letter of Compliance to the AEC /MD issued by EPD 環境保護局が発行した環境条件協定または緩和 措置宣言を遵守する旨を記載した宣誓書	Licensee /Land owner ライセンス保持者また 土地所有者	Environment Protection Department (Verification) 環境保護局 (確認)
※ Table 9 ※ 表 9	Notification letter to Wildland Department 野生生物局への通知文書	Licensee /Land owner ライセンス保持者また 土地所有者	District Forestry Officer (Verification) 営林署長 (確認)

資料・監修：サバ州森林局

## ②木材生産管理

この標準は、私有林（ⅡB 様式）と永久林、州有林及び私有林（ⅡB 様式以外）に区分して木材生産管理の方法を規定している。

なお、ⅡB 様式とは、サバ州においては林業部門のみに関わらず民間部門の事業所又は個人が私有財産に係る行政の許可を申請するときに用いる様式である。ここでいう「私有林（ⅡB 様式）」とは、私有林から一時的な木材生産活動により伐採する許可を州政府に申請することを意味しており、土木工事などである程度の面積の伐採を要するときや林地を農地に転用するときなどに用いる。一方で、「私有林（ⅡB 様式以外）」とは、ライセンス有効期限が 99 年に及ぶ私有林（Alienated Land）を意味しており、この私有林では「私有林（ⅡB 様式）」とは異なり、継続的な林業・木材生産活動を前提として州政府がライセンスを発行している。

## A.私有林（ⅡB 様式）

### a.伐採前の手続き

ⅡB 様式を用いて私有林の木材の生産を州政府に申請する土地所有者は、ⅡB 様式による申請書の作成、伐採対象の土地所有権の証明並びに請負業者との木材輸送及び廃材処理契約の締結を行わなければならない。

ⅡB 様式による申請書は、林地が所在する地域の営林署長宛に行う。

土地所有者による土地所有権の証明は、土地所有証明書、地権者確認書又は土地取得代金領収書により行い、これらの写しを林地が所在する地域の営林署長に送付する。

土地所有者から土地所有権を証明する書類を受付けた営林署長は、土地所有権の確認を行う。営林署長は、書類で土地所有権の確認をした後に、土地所有者からのⅡB 様式による申請書を受付け、申請があった林地において目視による木材蓄積量の算定及び境界を示す石製測量杭の確認を行う。営林署長は現場確認により適正が確認できたときに承認報告書を作成し、森林局長に報告書を提出する。土地所有者は、営林署長が森林局長に承認報告書を提出すると伐採が行える。

### b.伐採後の手続き

伐採を終えた土地所有者は、ロイヤリティを支払い、そして伐採した木材の販売又は廃棄をしなければならない。そのためには、林地が所在する地域の営林署長に対してⅡB 様式による申請書を提出する。

土地所有者からの申請を受け付けた営林署長は、伐採地で伐採面積を測定するとともにロイヤリティ算定のために伐採した丸太の検量を行い、その結果を報告書にとりまとめて森林局長に提出する。

報告書を受領した森林局長は、営林署長が作成した報告書を森林局森林資源経営部に回付する。

森林局長から回付された報告書を受領した森林資源経営部は、報告書に記載されている丸太生産量が伐採面積に応じた量であることを審査し、推奨事項書を作成して森林局長に提出する。

森林局長は、営林署長が土地所有者による伐採が行われる前に作成し森林局長に提出した承認報告書及び伐採後の手続きを経て森林資源経営部が森林局長に提出した承認書を審査し、これらが適正であると判断したときは承認書を森林資源経営部に発行する。

森林局長から承認書を受領した森林資源経営部は、土地所有者に木材の移動を許可するための木材移動許可書を発行するよう営林署の森林監督官又は森林局職員に命じ、森林監督官又は森林局職員は土地所有者に移動許可書とともに、木材の所有権の移転及び廃棄を許可する木材除却許可書を発行する。

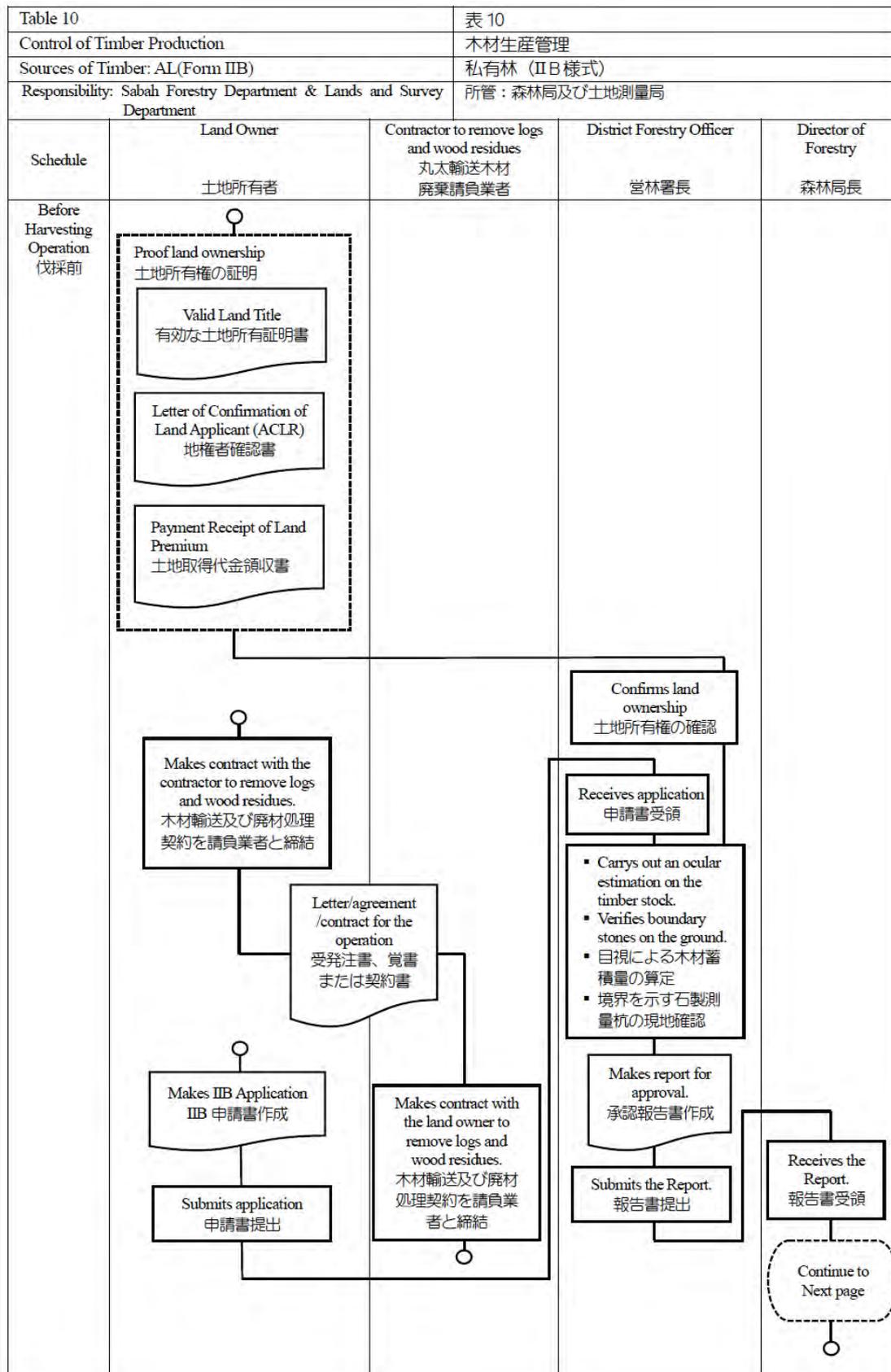
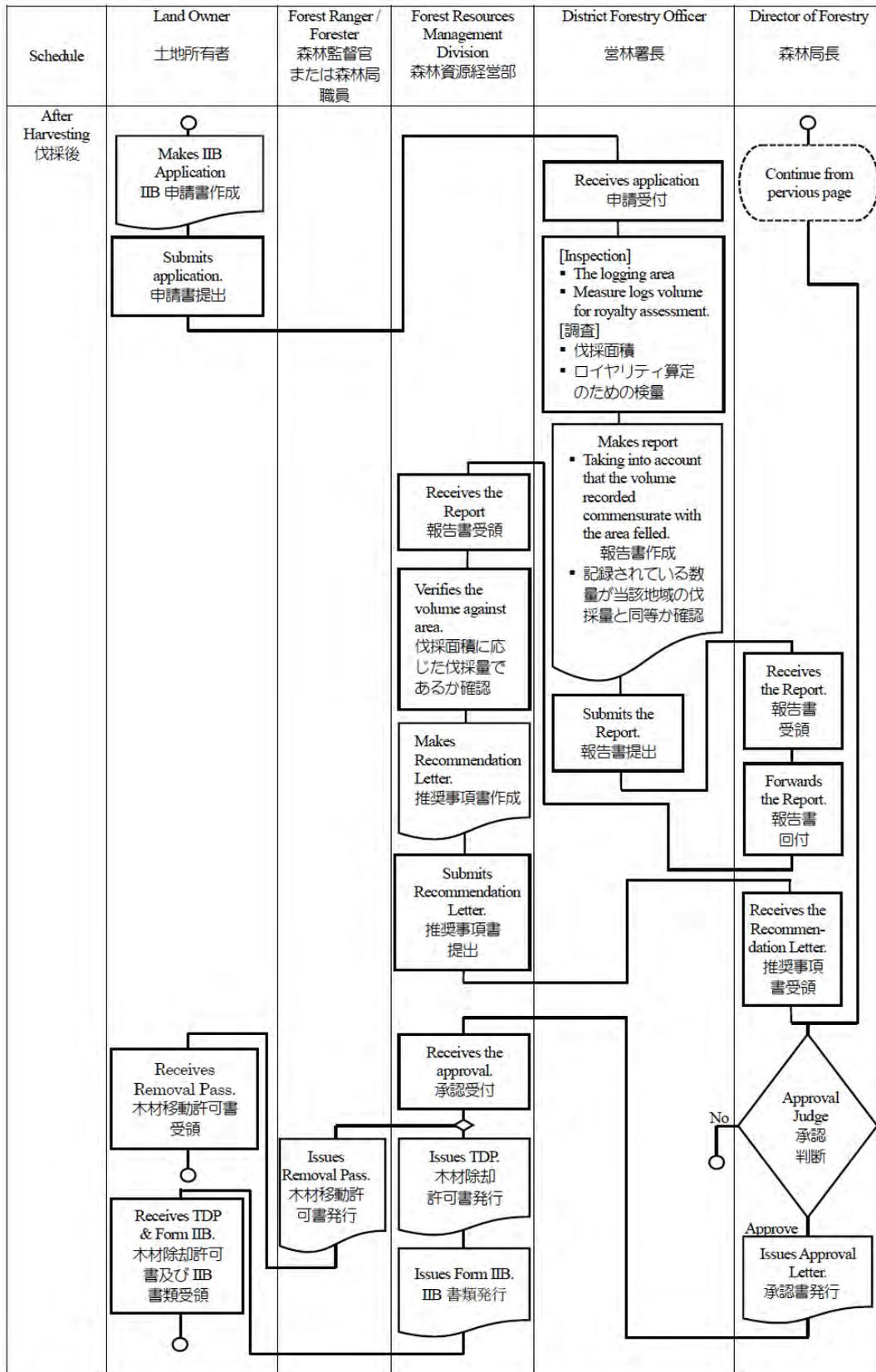


図 4.1.a13 私有林 (IIB 様式) の木材生産管理手続き



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a13 私有林（IIB 様式）の木材生産管理手続き（続き）

## B.産業用造林（小規模山林所有者からの小径ゴム材を含む産業用造林）の木材生産管理

### a.永久林

永久林の産業用造林ライセンス所持者には、次に掲げた義務が課される。

- 承認された年間作業計画書に掲げられている伐採区画の人工林材だけが搬出可。
- 人工林材の生産量を材積又は重量により記録し、輸送許可書発行のために営林署長にこの記録を提出。
- 伐採ライセンス契約書又は林班立入許可書の携行。
- 森林局に登録されている伐採請負業者の使用。
- 森林局長に四半期別伐採作業報告書を提出。
- 製材工場又は合板工場の加工のために所有を示す刻印を営林署に登録。
- 製材工場の加工のための全ての丸太にシリアルナンバーの刻み込み。
- 森林保護地域を伐採するときは、伐採許可を取得。
- ライセンス所持者及び指名された請負業者は、環境影響に記載された緩和措置を遵守。

以上のライセンス所持者の義務履行を確認するために、森林局は次の確認作業を行う。

#### ア. 営林署長

- 伐採期間を通じて、全ての人工林丸太が年間作業計画で承認されたエリアから生産されているかを確認する。
- 伐採期間を通じて、ライセンス所持者又は伐採請負業者の伐採ライセンス又は林班立入許可書の所持を確認する。
- 毎年、伐採請負業者の有効な年間登録証明書の所持を確認する。
- 伐採期間を通じて、保護林内での伐採エリアの有効な占有許可書を確認する。
- 伐採期間を通じて、四半期別伐採状況報告書の作成、森林局長への同報告書の四半期ごとの提出を確認する。

#### イ. 森林監督官又は森林局職員

- 発行した輸送許可書が丸太に添付されているか確認する。
- 毎月、全ての人工林丸太の材積又は重量を記録している月別生産記録と丸太輸送許可書の内容の整合性を確認する。
- 製材工場又は合板工場に輸送する前に、全ての人工林丸太のシリアルナンバー及び登録された刻印の表示を確認する。

#### **b.州有林又は私有林**

永久林以外の州有林又は私有林の産業用造林について、森林局及び環境保護局は次のような確認を行う。

##### **ア. 営林署長**

- ライセンス所持者による移動許可書申請時に、全ての人工林丸太へのライセンス所持者が登録した刻印の表示を無作為抽出検査により確認する。
- 丸太検査及びライセンス所持者による移動許可書申請時に、全ての製材用人工林丸太にシリアルナンバーが刻まれているか確認する。

##### **イ. 森林監督官又は森林局職員**

人工林丸太を輸送する前に「ロイヤリティ免除」の文字が入ったスタンプを押した輸送許可を発行し、輸送する丸太材積の概数を記録する。

##### **ウ. 環境保護局**

- 環境条件協定又は緩和措置宣誓書に指標として記載された緩和措置の実行を四半期ごとにモニタリングを行う。
- 環境条件協定又は緩和措置宣誓書に記載された登録済環境コンサルタントにより提出された環境法令遵守報告書の実行を四半期ごとにモニタリングするとともに、苦情があったときは、直ちに現地調査を発令する。

表 4.1.a22 永久林産業用造林の木材生産管理確認手続き

	Verification Item 確認事項	Verification Schedule 確認頻度					
		Throughout harvesting operation	Before the issuance of Transit Pass	Monthly	Quarterly	Annually	For sawmill or plywood mill processing
		伐採期間中	輸送許可書発行前	毎月	毎四半期	毎年	製材/合板工場加工時
DFO 営林署長	DFO verifies that all plantations logs are extracted from an area as approved in the AWP. 営林署長は、すべての人工林丸太が年間作業計画で承認されたエリアから生産されたものが確認する。	✓					
Forest Ranger/ Forester 森林監督官または森林局職員	Forest Ranger / Forester checks harvested logs prior to issuance of Transit Pass. 森林監督官または森林局職員は、発行した輸送許可書が伐採された丸太に添付されているか確認する。		✓				
	Forest ranger / Forester verifies monthly production records for all plantation logs based on volume or weight as stated in the Transit Pass. 森林監督官または森林局職員は、全ての人工林丸太の材積または重量を記録している月別生産記録と丸太輸送許可書の内容が同じか確認する。			✓			
DFO 営林署長	DFO verifies that the licensee / logging contractors adhered to the harvesting license / coupe permit conditions throughout the harvesting operation. 営林署長は、ライセンス所持者または伐採請負業者が伐採作業期間を通じて伐採ライセンスまたは林班立入許可書を所持しているか確認する。	✓					
	DFO verifies that Quarterly Logging Progress Report is prepared and submitted to the Director of Forest quarterly. 営林署長は、四半期別伐採状況報告書が作成され、四半期ごとに森林局長に提出されているか確認する。	✓			✓		
	DFO verifies that logging contractor has a valid annual registration certificate. 営林署長は、伐採請負業者が有効な年間登録証明書を所持しているか確認する。					✓	
Forest Ranger/ Forester 森林監督官または森林局職員	Forest Ranger / Forester verifies that all plantation logs incised with serial numbers and are hammer marked with registered Property hammer mark prior to transportation. 森林監督官または森林局職員は、輸送する前に全ての人工林丸太にシリアルナンバー及び登録された刻印が刻み込まれているか確認する。						✓
DFO 営林署長	DFO verifies that areas occupied for stumping within forest reserve have a valid occupation permit. 営林署長は、保護林内での伐採を行うエリアに有効な占有許可書があるか確認する。	✓					

資料・監修：サバ州森林局

表 4.1.a23 州有林又は私有林の産業用造林の木材生産管理確認手続き

	Verification Item 確認事項	Verification Schedule	
		Every four months	When the land owner applies for log inspection and Removal Pass
		毎4か月	丸太検査及び移動許可書申請時
DFO 営林署長	DFO Verifies that all plantations logs are hammer marked (randomly) with registered Property hammer mark. 営林署長は、全ての人工林丸太に登録された刻印が刻まれている（無作為）を確認する。		✓
	DFO verifies that all plantation logs for sawmill processing are incised with serial numbers. 営林署長は、全ての製材加工用人工林丸太にシリアルナンバーが刻み込まれているを確認する。		✓
Forest Ranger/ Forester 森林監督官または森林局職員	Forest ranger / Forester issues Removal Pass with the word "Royalty Exempted" stamped on it and records the approximate volume of timber removed. 森林監督官または森林局職員は人工林材を輸送するために、「ロイヤリティ免除」の文字が入ったスタンプを押した輸送許可書を発行し、輸送する丸太材積の概数を記録する。		✓
EPD 環境保護司	EPD monitors the implementation of mitigation measures as stated under the AEC or MD. 環境保護司は、環境条件協定または緩和措置宣誓書に指標として記載された緩和措置の実行をモニタリングする。	✓	
	EPD monitors the submission of ECR by a registered environmental consultant based on the specified period started in the AEC / MD, and conducts ground inspection immediately once a complaint is received. 環境保護司は、環境条件協定または緩和措置宣誓書に記載された開始時期に基づき登録された環境コンサルタントによって提出された環境法令遵守報告書の実行をモニタリングするとともに、苦情があったときは、直ちに現地調査を発令する。	✓	

資料・監修：サバ州森林局

【証明書及び手続き書類】

木材生産管理に要する書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.a24 木材生産管理に要する書類

	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
AL (Form II B) (excluding ITP) 私有林 (IIB 様式) (産業用造林材を除く)	Proof land ownership (Valid Land Title, Letter of Confirmation of Land Applicant & Payment Receipt of Land Premium) 土地所有権の証明 (有効な土地所有証明書、地権者確認書及び土地取得代金領収書)	Land Owner 土地所有者	District Forestry Officer 営林署長
	Letter /agreement /contract for the operation between land owner and contractor to remove logs and wood residues 土地所有者と丸太輸送・木材廃棄請負業者間の受発注書、覚書または契約書	Land Owner 土地所有者	District Forestry Officer 営林署長
	Letter of confirmation of land ownership or status from the ACLR (Assistant Collector of land Revenue). 土地所有確認書または地代歳入補助員が発行した土地に係る確認書	Land Owner 土地所有者	District Forestry Officer 営林署長
	Form IIB Application (before logging) IIB 様式申請書 (伐採前)	Land Owner 土地所有者	District Forestry Officer 営林署長
	The report for approval 承認報告書	District Forestry Officer 営林署長	Director of Forestry 森林局長
	Form IIB Application (after logging) IIB 様式申請書 (伐採後)	Land Owner 土地所有者	District Forestry Officer 営林署長
	Inspection Report (after logging) 調査報告書 (伐採後)	District Forestry Officer 営林署長	Director of Forestry 森林局長
		Director of Forestry 森林局長 (回付)	Forest Resources Management Division 森林資源経営部
	Recommendation Letter 推奨報告書	Forest Resources Management Division 森林資源経営部	Director of Forestry 森林局長
	Approval Letter 承認確認書	Director of Forestry 森林局長	Forest Resources Management Division 森林資源経営部
	Removal Pass 木材移動許可書	Forest Ranger /Forester 森林監督官または森林局職員	Land Owner 土地所有者
	Timber Disposal Pass 木材除却許可書	Forest Resources Management Division 森林資源経営部	Land Owner 土地所有者
	Form IIB IIB 書類	Forest Resources Management Division 森林資源経営部	Land Owner 土地所有者
※Table 10 ※表 10			
ITP (PF) 産業用造林 (永久林)	Quarterly Logging Progress Report 四半期別伐採作業報告書	Licensee ライセンス所持者	District Forestry Officer 営林署長
	Monthly Production Report 月次生産報告書	Licensee ライセンス所持者	District Forestry Officer 営林署長
	Registered Property Hammer Mark 登録済生産者用刻印	Licensee ライセンス所持者	Sawmill 製材工場
	Logging Contractor Registration Certificate 伐採請負業者登録証明書	Contractor 請負業者	District Forestry Officer (verification) 営林署長 (確認)
	Log list for sawmill processing 製材工場の加工のための丸太一覧表	Licensee ライセンス所持者	Sawmill 製材工場
	Occupation Permit 占有許可書	Licensee ライセンス所持者	District Forestry Officer (verification) 営林署長 (確認)
	Transit Pass 木材輸送許可書	District Forestry Officer 営林署長	District Forestry Officer 営林署長
	Removal Pass 木材移動許可書	District Forestry Officer 営林署長	District Forestry Officer 営林署長
	Letter of Compliance to the AEC /MD issued by EPD 環境保護局が発行した環境条件協定または緩和措置宣言を遵守する旨を記載した宣誓書	Licensee ライセンス保持者	Environment Protection Department (Verification) 環境保護局 (確認)
	※Table 11 ※表 11		

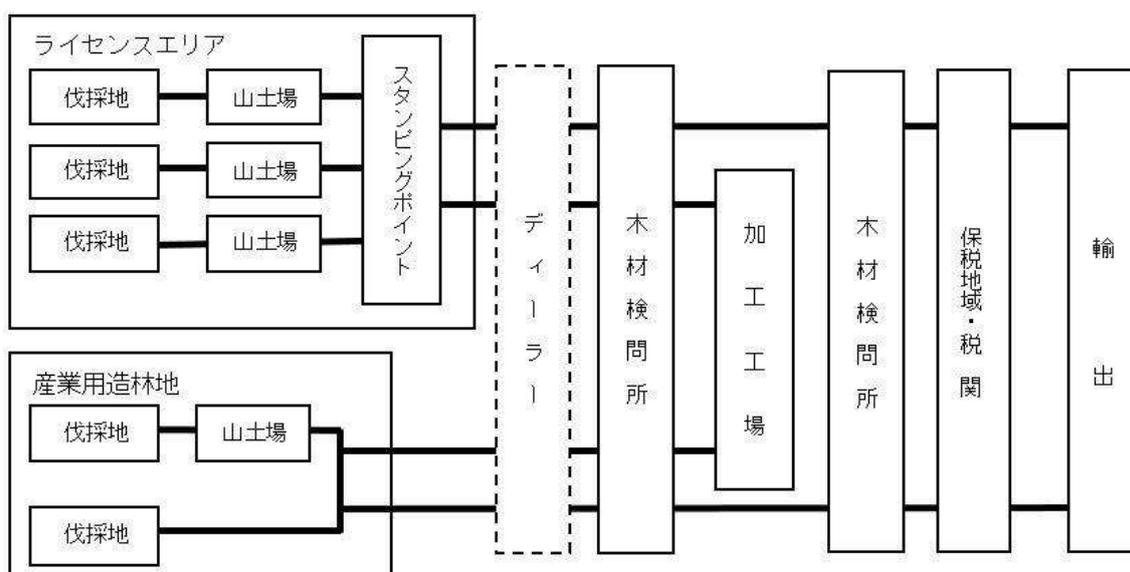
資料・監修：サバ州森林局

### ③丸太輸送

この標準は、ライセンスエリア又は同エリア内のスタンピングポイントを起点として、丸太が工場又は輸出のための積出港に至るまでの過程における丸太の管理を規定している。

スタンピングポイントとは、伐採現場又は伐採現場付近の山土場から集めた丸太をライセンスエリアから出荷する前に集荷する比較的規模が大きい貯木場をいう。

この標準は、丸太を生産した森林区分別流通段階別に構成している。



注：一部の丸太の流通にディーラーが介在する場合がある。

図 4.1.a14 サバ州の丸太流通の概要図

#### A. 産業用造林材以外の丸太

##### a. スタンピングポイント又はライセンスエリア

スタンピングポイントまたライセンスエリアから次項の水面貯木場荷揚地又は工場入口の車両重量計までの流通過程では、天然林丸太とその他の丸太に管理方法を分けて設定している。

##### ア. 天然林丸太

森林監督官又は森林局職員は、ライセンス所持者による全ての丸太に係るロイヤリティを含む法定課徴金の納付を確認する。

ライセンス所持者はこの確認作業が終了した後、丸太に登録済企業刻印を打刻する。森林監督官又は森林局職員は、丸太に打刻された登録済企業刻印を確認した後に、木材除却許可書及び木材移動許可書をライセンス所持者に発行する。

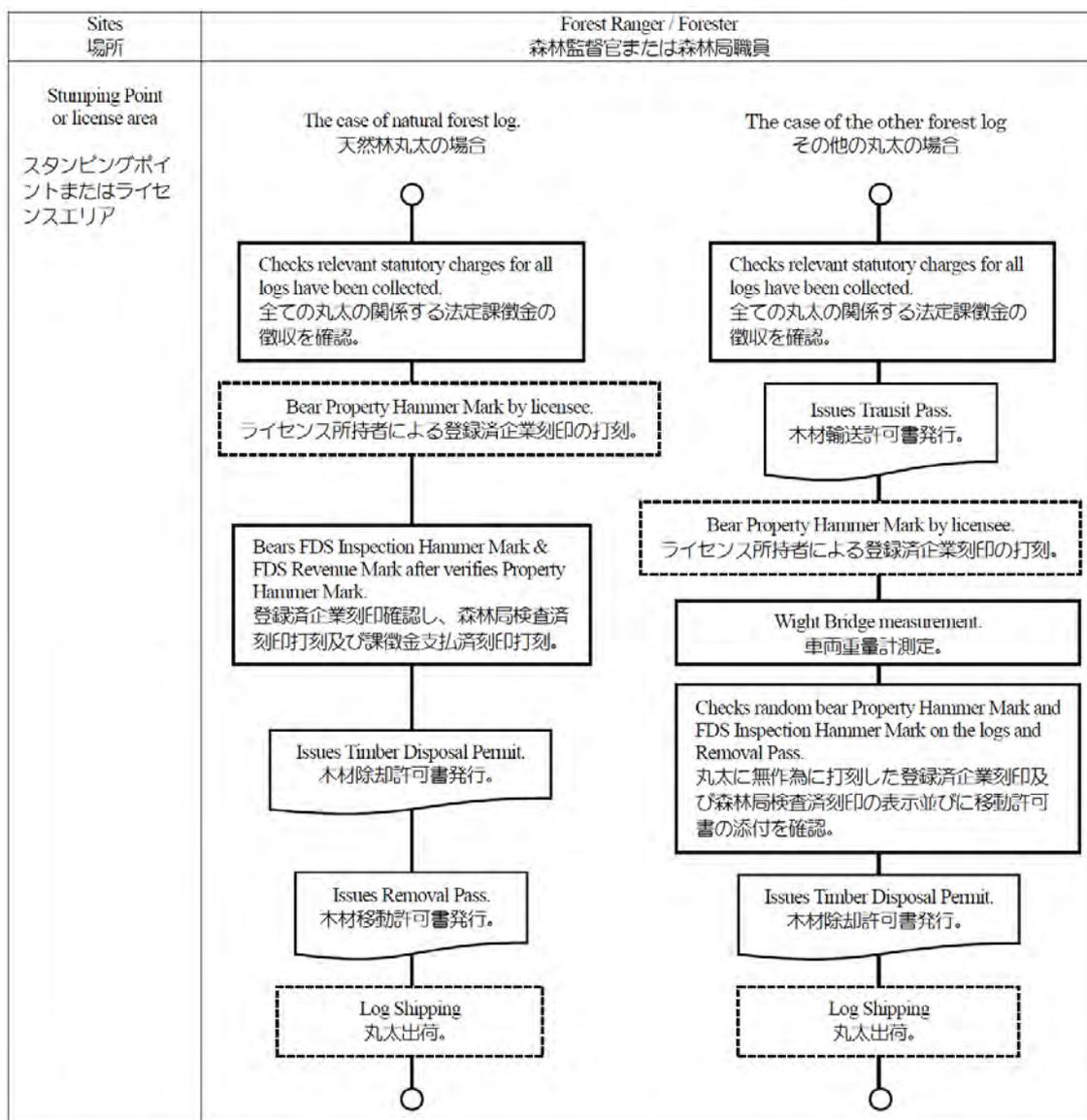
ライセンス所持者は、森林監督官又は森林局職員からこれらの許可書を受け取った後に丸太をライセンスエリア外に出荷できる。

##### イ. その他の丸太

森林監督官又は森林局職員は、ライセンス所持者による全ての丸太に係るロイヤリティを含む法定課徴金の納付を確認し、ライセンス所持者に木材輸送許可書を発行する。

ライセンス所持者は、森林監督官又は森林局職員から木材輸送許可書を受領した後に、丸太に登録済企業刻印を打刻する。天然林材以外の丸太への刻印打刻方法は、天然林材が全量であるのに対し、天然林丸太以外の丸太への刻印打刻は無作為に任意の丸太に行うランダムベアである。森林監督官又は森林局職員は、任意の丸太に打刻された登録済企業刻印を確認し、木材除却許可書を発行する。ライセンス所持者は、森林監督官又は森林局職員からこれらの許可書を受け取った後に丸太をライセンスエリア外に出荷できる。

なお、2016年12月からサバ州森林局は、木材合法性システムを経て生産し、流通している木材に用いる木材移動許可書、木材輸送許可書及び木材除却許可書には「サバ州木材合法性保証システム準拠」のスタンプを押印し、木材合法性システムを経て生産した木材とそれ以外の木材との分別を書類上でもより明確、かつ、的確に行えるよう体制を整備している（図 4.1.10 参照）。



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a15 ライセンスエリアにおける丸太輸送の手続き（産業用造林材以外の丸太）

## **b. 水面貯木場荷揚地又は工場入口の車両重量計**

ライセンスエリアから出荷された丸太は、陸路又は水路を経て工場又は保税地域に到着する。ただし、これらの丸太は、工場敷地に運び込む前又は保税地域に入る前に森林監督官又は森林局職員による次の手続きを経なければならない。

森林監督官又は森林局職員は、天然林丸太にあつては全ての丸太に打刻された、天然林材以外からの丸太にあつては任意の丸太に打刻された登録済企業刻印及び森林検査済刻印の表示並びに輸送許可書の添付を確認し、これらが確認できた丸太又は丸太の荷口については、工場敷地内又は保税地域内への運び込みを許可する。さらに、森林監督官又は森林局職員は、これらの丸太に係るデータを丸太入荷台帳に記録する。

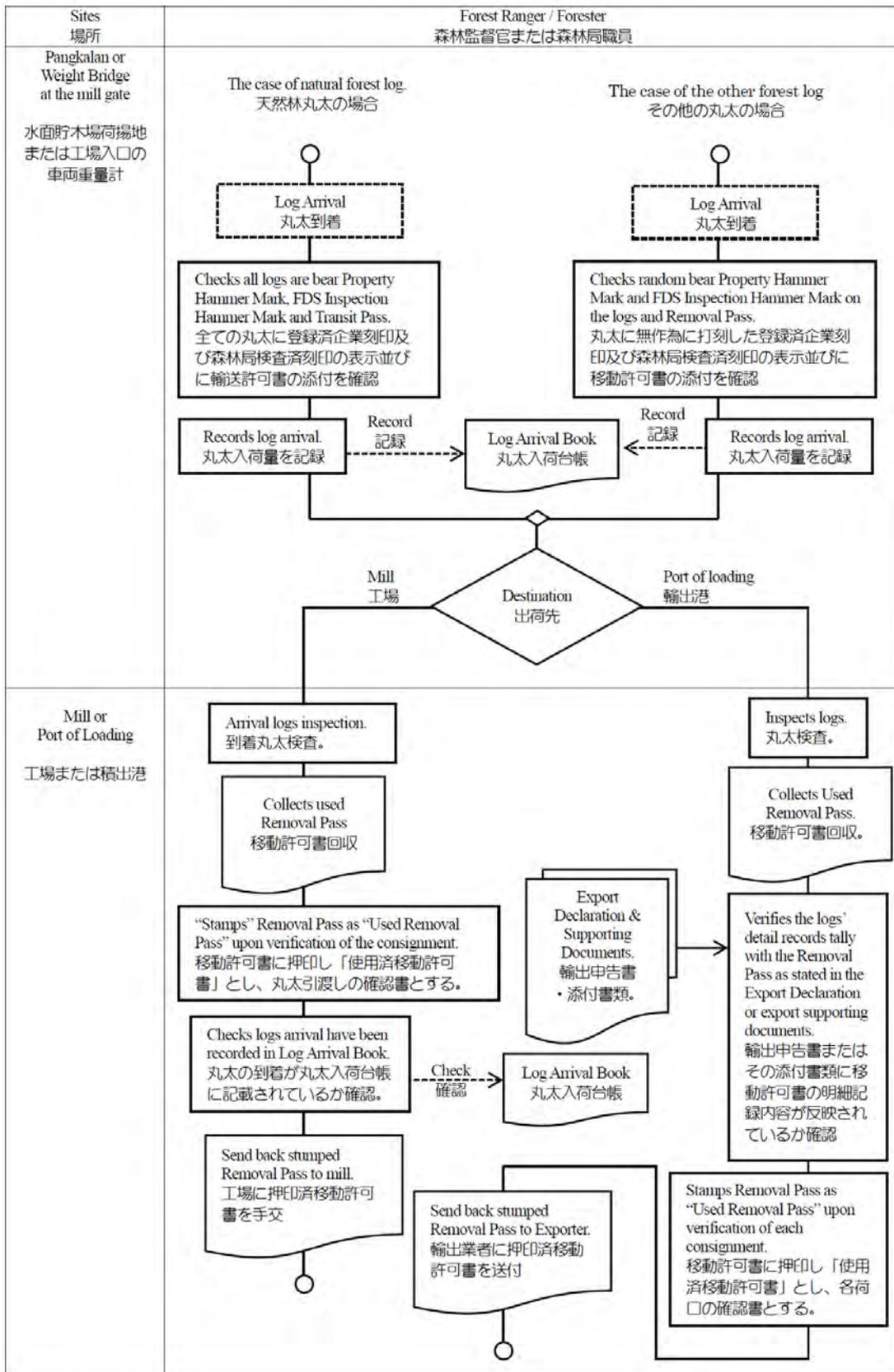
## **c. 工場又は積出港**

### **ア. 工場に運び込まれた丸太**

森林監督官又は森林局職員は、工場敷地内に丸太が運び込まれたときに丸太の到着検査を行う。さらに森林監督官又は森林局職員は、ライセンスエリアから工場まで丸太に添付されてきた移動許可書を回収し、移動許可書に「使用済」のスタンプを押して移動許可書を「使用済移動許可書」とするとともに工場敷地に丸太を運び込む前に作成した丸太入荷台帳と当該荷口に整合性が保たれているか確認する。使用済移動許可書は、森林監督官又は森林局職員が工場に手交し、工場はこの許可書を出荷者であるライセンス所持者が工場に宛てた丸太納品書として、丸太の入荷実績証明書として保管する。

### **イ. 保税地域に運び込まれた丸太**

森林監督官又は森林局職員は、保税地域に運び込まれた丸太を検査し、移動許可書を回収する。木材の輸出を行おうとする企業は、保税地域を担当している営林署に輸出申告書及び必要な添付書類を提出しているため、森林監督官又は森林局職員はこれらの書類と移動許可書に添付が義務づけられている荷口の明細である丸太一覧表の内容の整合性を確認し、適正であれば移動許可書に「使用済」のスタンプを押し、「使用済移動許可書」として各荷口の確認書とするとともに写しを輸出業者に送付する。



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a16 水面貯木場荷揚地又は工場入口の重量計及び工場又は積出港における丸太輸送手続き（産業用造林材以外の丸太）

【証明書及び手続書類】

産業用造林以外の永久林、州有林及び私有林から生産された丸太の輸送に係る証明書及び手続書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.a25 スタンプングポイント又はライセンスエリア

	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
Natural Forest Log 天然林材	Timber Disposal Permit 木材除却許可書	Forest Ranger /Forester 森林監督官または森林局職員	Licensee ライセンス所持者
※Table 12 ※表 12	Removal Pass 木材移動許可書	Forest Ranger /Forester 森林監督官または森林局職員	Licensee ライセンス所持者
The Other Forest Log その他の材	Transit Pass 木材輸送許可書	Forest Ranger /Forester 森林監督官または森林局職員	Licensee ライセンス所持者
※Table 12 ※表 12	Timber Disposal Permit 木材除却許可書	Forest Ranger /Forester 森林監督官または森林局職員	Licensee ライセンス所持者

資料・監修：サバ州森林局

表 4.1.a26 水面貯木場荷揚地又は工場入口の車両重量計

	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
All log 全ての木材 ※Table 12 ※表 12	Log Arrival Book 丸太入荷台帳	-	Forest Ranger /Forester (Record) 森林監督官または森林局職員 (記録)

資料・監修：サバ州森林局

表 4.1.a27 工場入荷時

	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
All log 全ての木材	Removal Pass 木材移動許可書	Mill 工場	Forest Ranger /Forester (Collect and Stump) 森林監督官または森林局職員 (回収し押印)
※Table 12 ※表 12	Removal Pass payment receipt 使用済み木材移動許可書	Forest Ranger /Forester (Stumped) 森林監督官または森林局職員 (押印済)	Mill 工場

資料・監修：サバ州森林局

表 4.1.a28 積出港

	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
All log 全ての木材	Export Declaration & Supporting Documents 輸出申告書及び添付書類	Exporter 輸出業者	Forest Ranger /Forester 森林監督官または森林局職員
	Removal Pass 木材移動許可書	Exporter 輸出業者	Forest Ranger /Forester (Collect and Stump) 森林監督官または森林局職員 (回収し押印)
※Table 12 ※表 12	Removal Pass payment receipt 使用済み木材移動許可書	Forest Ranger /Forester (Stumped) 森林監督官または森林局職員 (押印済)	Exporter 輸出業者

資料・監修：サバ州森林局

**B. 産業用造林（小規模所有者からのゴム材を含む）**

**a. ライセンスエリア**

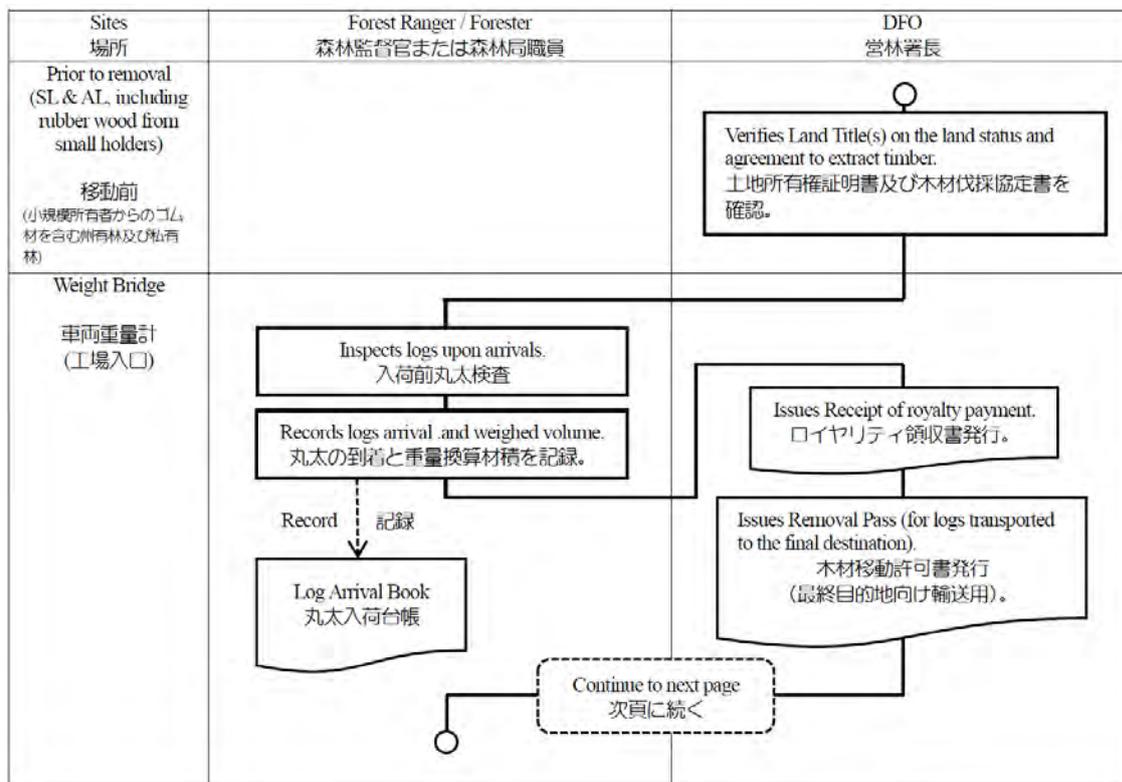
州有林の産業用造林地及び小規模所有者からのゴム材を含む私有産業用造林地で生産した丸太の輸送には、営林署長による土地所有権証明書及び木材伐採協定書の確認を要する。

**b. 車両重量計（工場入口）**

森林監督官又は森林局職員は、工場の入口に到着した産業用丸太が工場に入る前に入荷前丸太検査を行い、丸太入荷台帳に丸太の到着と重量換算材積を記録する。

営林署長はライセンス所持者によるロイヤリティ納付を確認した後にライセンス所持者に領収書及び最終目的地向け輸送に要する木材移動許可書を発行する。

なお、産業用丸太の輸送はそれ以外の丸太の輸送とは異なり、ライセンスエリアから出荷した丸太を必ず加工工場前に集荷し、その後、加工工場向け又は輸出处向けに振り分ける。



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a17 産業用造林丸太の丸太輸送手続き

### c. 工場又は積出港

#### ア. 工場に運び込まれた丸太

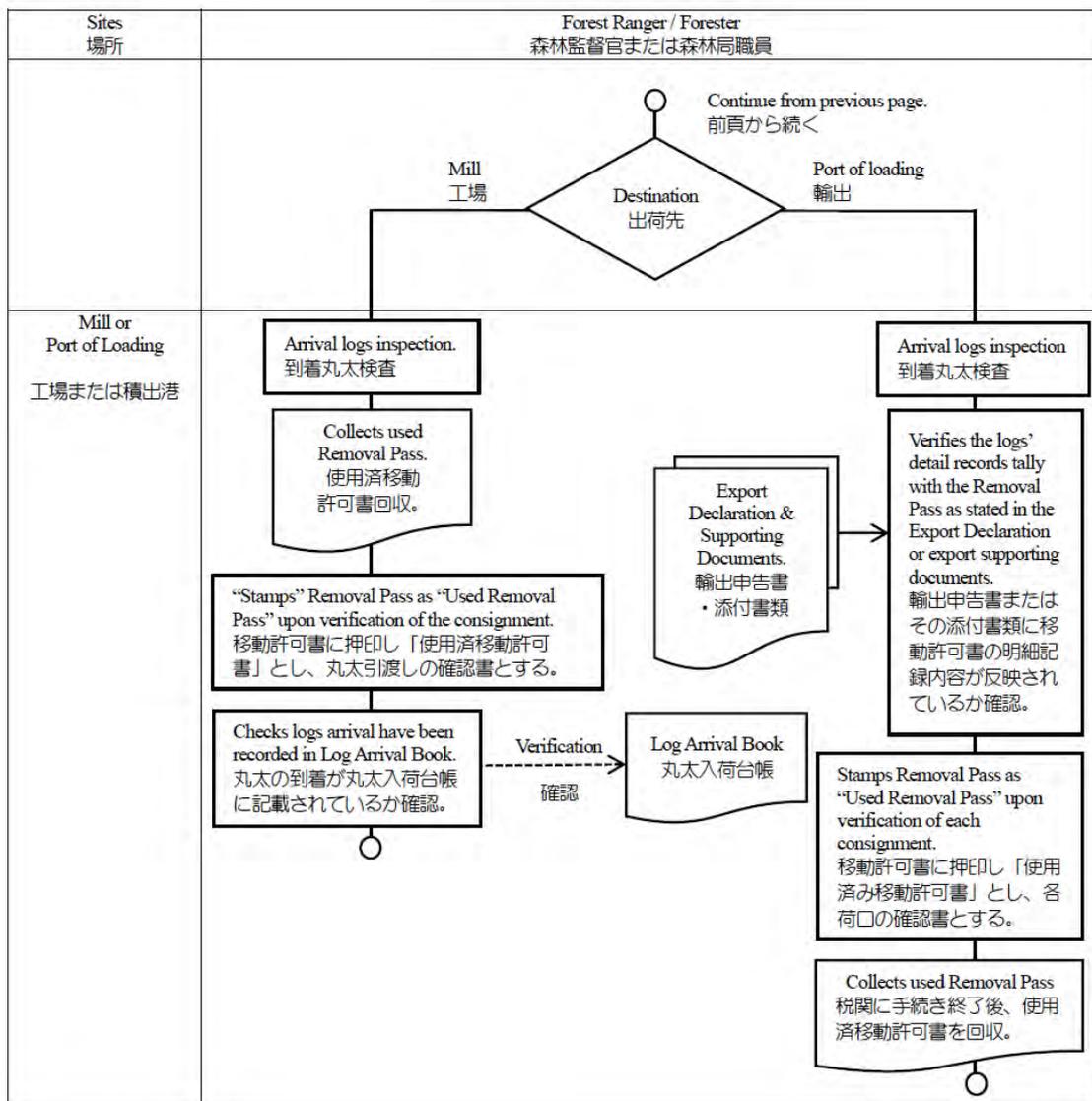
森林監督官又は森林局職員は、工場敷地内に運び込まれた丸太の到着検査を行う。さらに森林監督官又は森林局職員は、ライセンスエリアから工場まで丸太に添付されてきた移動許可書を回収し、移動許可書に「使用済」のスタンプを押印して移動許可書を「使用済移動許可書」とし、丸太入荷確認書として使用する。さらに森林監督官又は森林局職員は、丸太の到着が丸太入荷台帳に記載されているか確認する。

#### イ. 保税地域に運び込まれた丸太

森林監督官又は森林局職員は、保税地域に運び込まれた丸太を検査する。木材の輸出を行うおうとする企業は、保税地域を担当している森林局に輸出申告書及び必要な添付書類を提出しているため、森林監督官又は森林局職員はこれらの書類と移動許可書に添付が義務づけられている荷口の明細である丸太一覧表の内容の整合性を確認し、適正であれば移動許可書に「使用済」のスタンプを押印して「使用済移動許可書」とし、この書類を各荷口の確認書とする。その後、森林監督官又は森林局職員は、税関手続きを終えた荷口の移動許可書を回収する。

### C. 丸太輸送に係るその他の共通事項

- 加工工場間で木材（丸太及び製品）を移動するときは、移動許可書の添付が必要である。移動許可書の有効期間は、輸送距離及び輸送方法により決定し、陸上輸送の場合は1日から3日までの期間、水上輸送の場合は最長で1週間とする。ただし、営林署長が追加して移動許可書を発行すれば、有効期間を実質的に延長できる。
- 営林署長が発行する規定時間外許可書の添付がない木材の移動は、午前7時から午後7時までの間に限り許可する。



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a18 産業用造林丸太の輸送手続き

【証明書及び手続書類】

小規模所有者からのゴム材を含む州有林及び私有林である産業用造林（永久林、州有林及び私有林）から生産された丸太の輸送に係る証明書及び手続書類は、次の表の通りである。

表 4.1.a29 産業用造林丸太の輸送に係る証明書及び手続書類

	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
Prior to removal from license area ライセンスエリアから移動する前	Land Title on the land status and agreement to extract timber. 土地所有権証明書及び木材伐採協定書	Licensee ライセンス所持者	District Forestry Officer (verification) 営林署長（確認）
Weight Bridge 車両重量計 （工場入口） ※Table 13 ※表 13	Receipt of royalty payment. ロイヤリティ領収書	District Forestry Officer 営林署長	Licensee ライセンス所持者
	Removal Pass (for log transportation to the final destination) 移動許可書（最終目的地向け輸送用）	District Forestry Officer 営林署長	Licensee ライセンス所持者
Mill 工場  ※Table 13 ※表 13	Removal Pass 木材移動許可書	Mill 工場	Forest Ranger /Forester (Collect and Stump) 森林監督官または森林局職員（回収し押印）
	Removal Pass payment receipt 使用済み木材移動許可書	Forest Ranger /Forester (Stumped) 森林監督官または森林局職員（押印済）	Mill 工場
Port of Loading 積出港  ※Table 13 ※表 13	Export Declaration & Supporting Documents 輸出申告書及び添付書類	Exporter 輸出業者	Forest Ranger /Forester 森林監督官または森林局職員
	Removal Pass 木材移動許可書	Exporter 輸出業者	Forest Ranger /Forester (Collect and Stump) 森林監督官または森林局職員（回収し押印）
	Removal Pass payment receipt 使用済み木材移動許可書	Forest Ranger /Forester (Stumped) 森林監督官または森林局職員（押印済）	Exporter 輸出業者

資料・監修：サバ州森林局

JP 749912

KERAJAAN NEGERI SABAH, MALAYSIA.

RESIT FORM IIB

Forests Rules 1969

[ Rule 3 ]

2B703209

LICENCE TO TAKE FOREST PRODUCE ON  
PREPAYMENT OF ROYALTY

Lesen untuk mengambil MIXED SPECIES ( 2,045 BTG )  
(licence to extract) \_\_\_\_\_  
dengan dibayar dahulu bagi cukai itu.  
(and prepayment of royalty)  
Lesen ini membenarkan COLLECTOR AS TRUSTEE  
(licence for) \_\_\_\_\_  
tempat tinggal TIBOW  
(address) \_\_\_\_\_

memotong mengambil dan memindahkan barang hutan seperti yang tersebut di sini  
(cut, take and move forest products as shown below )

Butir-Butir (details)		Jumlah(RM)
107	BTG @ 507.52M3 X RM90.00	45,676.80
484	BTG @ 1,316.69M3 X RM75.00	98,751.75
1,355	BTG @ 2,355.91M3 X RM40.00	85,436.40
99	BTG @ 78.52M3 X RM30.00	2,355.60
TDP NO. 374814-850, 420651-711, 420717		0.00
RUJ: JPHTN/TO 700-2/4/154/JLD.1(45) - 16.06.2016		0.00
JPHTN/FRM 700-2/4/1/198(a)/JLD.2/4 - 10.06.2016		0.00
		0.00

dari TIBOW \_\_\_\_\_ dalam JUNE \_\_\_\_\_ daerah  
(from) \_\_\_\_\_ (in) \_\_\_\_\_ (district)  
di dalam bulan JUNE \_\_\_\_\_ sahaja  
(for month) \_\_\_\_\_ (only)

dengan syarat hendaklah cukai itu dibayar terlebih dahulu :-

Kod Hasil : S00 120 150813 00000000000000 71401 Ispadu(M3) : 4,038.64  
(Code) \_\_\_\_\_ (volume)

Ringgit : DUA RATUS TIGA PULUH DUA RIBU DUA RATUS DUA PULUH  
(MYR) \_\_\_\_\_

DAN SEN LIMA PULUH LIMA SAHAJA.

bayar RM232,220.55

(Amount)

Perkataan : CEK

(mode)

Rujukan : PB031193

(reference)

Tarikh : 22/06/2016

(date)

Bagi : 1305-TI-PKP DAERAH TIBOW

(for)



"Salinan disahkan Benar"

.....  
Pegawai Perhutanan  
Daerah Tibow

.....  
Juruwang  
b.p. Pengarah Perhutanan

( N.B. This form is an official receipt form of Government )

図 4.1.a19 ロイヤリティ領収書

Form II B Alienated Land Level: Preserving  
 FORM IV FOREST RULES, 1969 No. A 801745 (Rule 15)  
 DISPOSAL PERMIT FOR FOREST PRODUCE (BERMIT MENGELUARKAN KELUARAN HUTAN)

ST: 581-B  
 JPket: 2599

is hereby authorise to [redacted] dengan ini telah dibenarkan untuk

the following forest produce taken under Licence No. 28-702099  
 keluaran hutan berikut yang diambil di bawah No. Lesen 28-702099

in the name of COLLECTOR AS PALUKE TAPAK SITIBAWU  
 atas nama diketuarkan di

Permit expires on 20-07-16  
 Permit ini tamat tempohnya pada

Quantity Kuantiti	Species Spesies	Dimensions Ukuran	Class Kelas	Volume Isipadu	Rate per m <sup>3</sup> Tajuk semakul pada	Royalty Royalti RM Sen
25	MIA	11x5	MIA	45.31	110.4112	PELAH
	BAG	70x50			110.4112	MELEKAL
3-1814	810	420657	7140777		28-702099-22/06/2016	

Place: [redacted] Date: 15-07-16  
 Tempat: [redacted] Tarikh:

SAMPA RP  
 18 July 2016  
 KOSINAR SDN. BHD.

PERHUTANAN DA  
 Authorize Officer  
 (Pegawai Perkhidmatan)

森林警備隊員が発行した木材除却許可書。荷口の概要が記載されている。この荷口の丸太材積 45.31 m<sup>3</sup>で、その詳細は次頁の木材除却一覧表に記載されている。なお、現在、この書類には図 4.1.10 のようにサバ州木材合法性保証システム準拠スタンプが押印されているが、記載数字の木材除却一覧表との整合性を示すために、まだ同スタンプの押印がなされていない 2016 年当時の書類を掲載した。

図 4.1.a20 木材除却許可書



写真 4.1.a2 移動許可書を提示するロギングトラック運転手

LOGGING TRUCK HAULING

DELIVERY NOTE

Lorry No.: ST 589 B JP KG 2099

DN No. A 18295

From: STP NT 153020627 To: P. KOSINAR. SPN - BHD

Date: 15-07-16

	Camp No.	SPECIES	Length M	D. 1 CM	D. 2 CM	AVERAGE D. CM	VOLUME M <sup>3</sup>	REMARKS
1	5609	MAG	17.8	42	28	35	1.71	
2	5580	LRN	18.2	57	38	48	2.29	
3	5954	LRN	20.8	46	26	36	2.12	A/B
4	4328	LRN	2.0	45	31	38	2.38	
5	5432	MAG	20.4	51	33	42	2.83	
6	5442	MAG	10.8	43	32	37	1.22	
7	5459	RS	12.0	38	24	31	0.91	
8	4333	LRN	20.2	43	30	37	2.17	A/B
9	<del>5600</del>	LRN	19.8	58	42	50	2.89	5600 A/B
10	5638	LRN	21.6	44	26	35	2.08	
11	5403	MAG	9.2	53	39	46	1.53	
12	5948	DRA	18.4	46	30	38	2.09	
13	6107	LRN	13.2	36	28	32	1.06	
14	5544	SIM	6.6	40	39	40	0.83	
15	4332	LRN	19.4	52	33	43	2.82	A/B
16	5934	WS	18.6	42	40	41	2.44	
17	5452	MAG	13.8	43	28	36	1.40	
18	4916	SIM	8.0	54	48	51	1.63	
19	4340	PUL	7.2	43	37	40	0.90	A/B
20	4932	LRN	23.2	40	34	47	4.03	A/B
21	5505	MAG	9.8	51	41	46	1.63	
22	4508	RS	13.2	41	28	35	1.27	
23	4760	RS	15.0	38	22	30	1.06	
24	4188	CR	16.2	40	23	32	1.50	
25								
26								
TOTAL			LOGS	23			45.31	

DELIVERY BY

MIMEN  
HITACHI #3

CHECKED BY

*[Signature]*

SAMPAL

RECEIVED BY

18 JUL 2016

ERIC

SINAR SPN BHD

图 4.1.a21 木材除却一覽表



サバ州森林局長が、この工場の Sabah TLAS の基準 5（工場操業）及び基準 6（税関及び貿易）の要求事項の遵守を、第三者機関である Global Forestry Service 社の評価を確認した上で発行した証明書。工場ライセンス及び貿易ライセンスの番号とともに、証明書の発行日と有効期限（証明書発行から 1 年間）を記載している。

有効期限後もこの工場が操業を継続するためには、有効期限が切れる前に定められた行政手続を踏むとともに再び第三者機関の監査を受けなければならない。

図 4.1.a22 法令遵守証明書

#### ④労働安全衛生

##### A. 雇用者の義務

雇用者は、労働者の安全及び衛生について、法令により次のような義務が課せられている。

- 全ての労働者に係る保険又は負担金の支払い。
- 労働者の安全対策又は身体保護具の使用に係る適切な訓練の実施。
- 職業安全局及び森林局が指定した安全衛生対策措置の履行及びこれらの局の検査の受入れ。
- 職業安全衛生局又は労働局の要求の受入れ及び各種報告書の遅滞なき提出。
- 労働災害発生時の社会保障機構、職業安全衛生局及び労働局への速やかな報告。
- 社会保障機構に提出する月別負担金納付記録の作成。
- 労働安全衛生訓練記録の作成。
- 低負荷式伐採作業ガイドブックに基づく労働者への保護服及び安全用具の配布。
- 労働者の伐倒方向を制御できる伐採技術の習得。
- 火災、その他災害発生時に労働者の安全を確保する適切な予防策の実施。

なお、低負荷式伐採作業ガイドブックは、各種作業別に保護具の装備義務を定めている。その内容は次の表の通りである。

表 4.1.a30 作業種別保護具装着義務

身体部位	足	下半身	胴体、腕、足	胴体	手	頭	目	目/顔	耳
安全具	安全靴	安全ズボン	だぶつきの服	蛍光ベスト	手袋	ヘルメット	ゴーグル	バイザー	防音用耳あて
1. 伐採作業									
手作業	✓		✓	✓	✓	✓			
チェーンソー	✓	✓	✓	✓	✓	✓			✓
機械作業	✓		✓	✓		✓			✓
皮むき									
手作業	✓			✓	✓			✓	
機械作業	✓		✓	✓	✓	✓	✓		✓
2. 搬出									
人力	✓			✓	✓	✓	✓	✓	
投下	✓			✓	✓	✓			✓
牛馬	✓			✓	✓	✓			
3. 機械作業									
スキッター	✓		✓	✓	✓	✓			✓
フォワード	✓		✓	✓	✓	✓			✓
クレーン	✓		✓	✓	✓	✓			✓
ヘリコプター	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
荷卸し・荷積み	✓		✓	✓	✓	✓			✓
4. 木登り									
チェーンあり	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
チェーンなし	✓					✓			

出典：Sabah Forestry Department, "RIL Operation Guide Book -Code of Practice for Forest harvesting in Sabah, Malaysia, p51

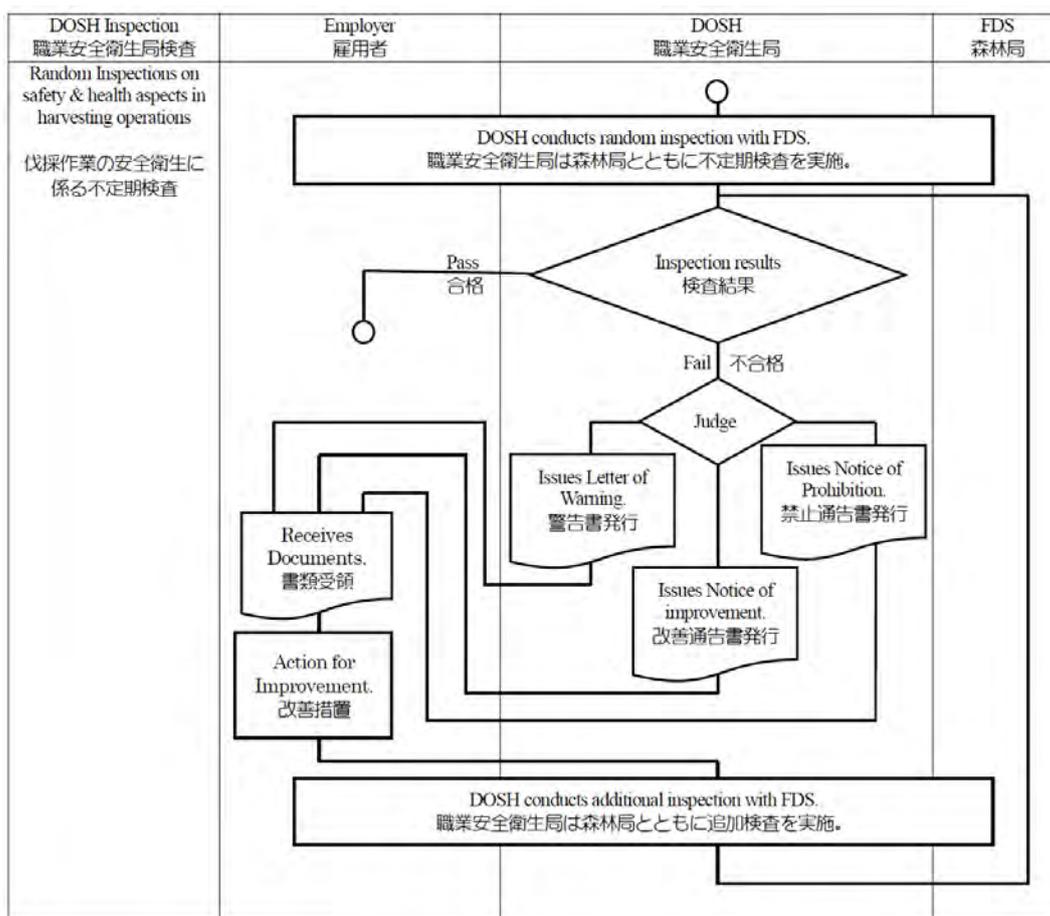
## B. 職業安全衛生局の検査

職業安全衛生局<sup>5</sup>は、事業所に対し伐採作業の安全衛生に係る不定期検査を実施している。職業安全衛生局は、事業所検査により不適合事項が検出されたときは、不適合の程度に応じて、雇用者に禁止通告書、改善通告書又は警告書を発する。

職業安全衛生局から禁止通告書、改善通告書又は警告書を受領した雇用者は、改善措置を策定し実行する。

職業安全衛生局及び森林局は、雇用者の改善策実行による不適合事項解消を確認するために追加検査を行う。この追加検査により不適合事項が解消した場合にあっては、雇用者に発出した禁止通告書、改善通告書又は警告書を取消す一方で、依然として不適合事項が認められる場合にあっては、職業安全衛生局が再び禁止通告書、改善通告書又は警告書を発する。

職業安全衛生局は、雇用者から事故報告書を受領したときは、必要な措置を講ずる。



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a23 職業安全衛生局検査の手続き

<sup>5</sup> Department of Occupational Safety & Health (DOSH)

### C. 社会保険機構の検査

社会保険機構<sup>6</sup>は、雇用者が雇用している全ての従業員に係る保険負担金の支払いを含め、1969年従業員社会保障法の遵守を確保する目的で、事業所に対し全ての登録雇用者に関する定期検査を実施している。社会保障機構は、フォローアップ調査の実施を含めて、実施した検査の報告書を作成して発行する。

社会保障機構は、雇用者からの労働者の事故及び職業病に係る報告書を受理する。社会保障機構が事故報告を受け付けたときは、事故内容に基づいて必要に応じた調査を実施する。この調査は、事故報告を受け付けてから直ちに実施する。

社会保障機構は、サービス請負契約により雇用した現地労働者（マレーシア国民及び永住者）の労働災害に係る社会保障の付保を確保する。労働災害保険制度は、労働者に雇用時に生じた全ての事故及び職業病について保障する。

### D. 労働局の検査

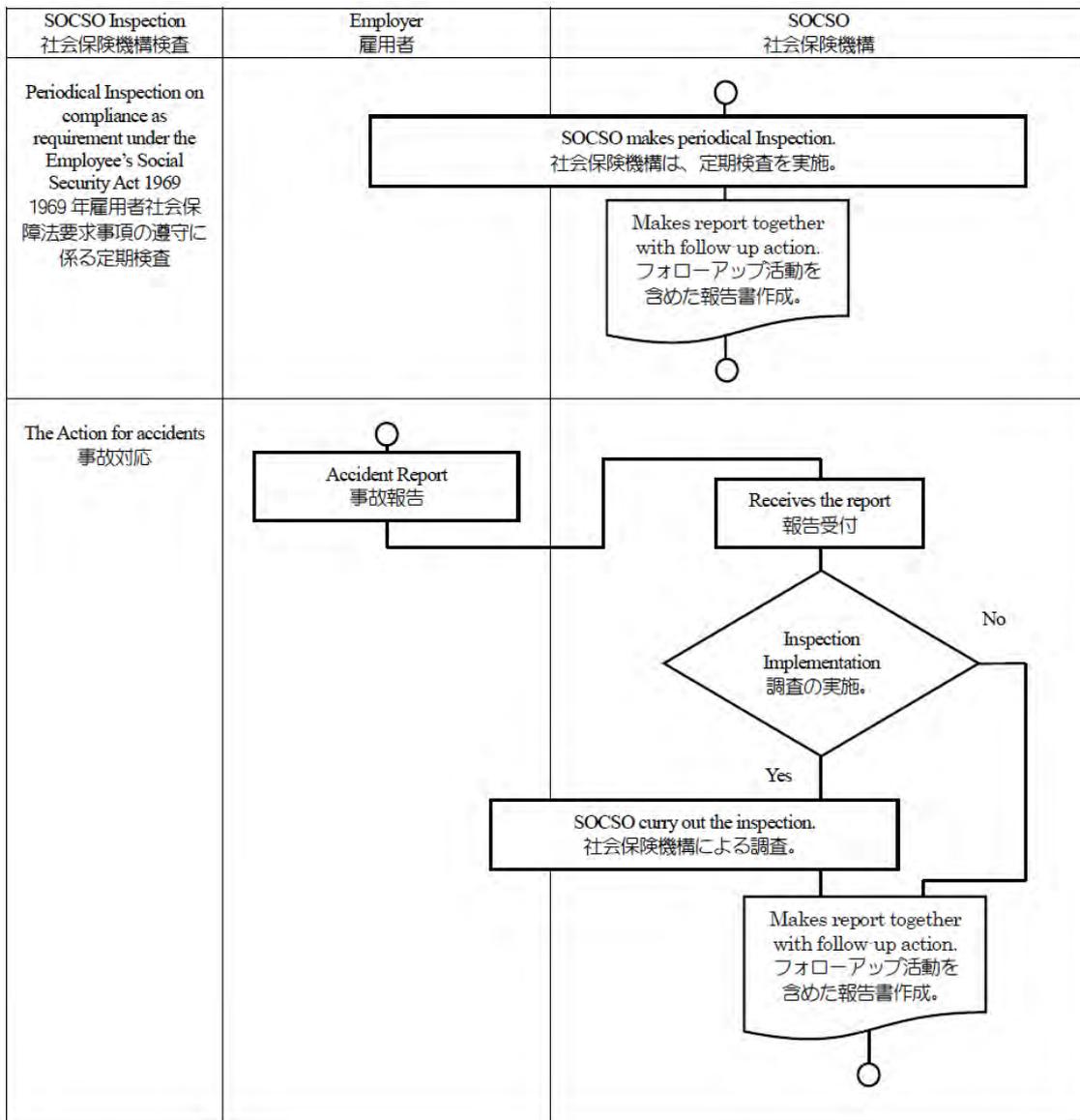
労働局の事業所検査は、1952年労働者保険法に基づき雇用した外国人労働者に対して雇用者に義務づけられた社会保険の付保を確認するために、最低年1回又は苦情が労働局に寄せられたときに行う。この検査では、怪我をした労働者の存在及び1952年労働者保険法の規定により雇用者に義務づけられている保障金の支出を確認するとともに、労働災害が生じたとき及び怪我をした労働者が存在するときは原因究明のための取り調べを行う。

### E. 森林局の検査

森林局の検査は、森林局安全担当官が雇用者による労働者への前表に示した適切な保護具の提供を確認するとともに、森林監督官又は森林局職員は、雇用者による低負荷式伐採の伐倒方向を定めた伐採作業の履行を確認する。この検査は、不定期検査として行う。

---

<sup>6</sup> Social Security Organization (SOCSO)



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a24 社会保険機構の定期検査及び事故対応手続き

【証明書及び手続書類】

労働者の安全・衛生に係る書類は、次の表の通りである。

表 4.1.a31 労働者の安全・衛生に係る書類

	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
Worker's Safety and health 労働者の安全・衛生	Records of worker's training on safety and health 労働者安全・衛生訓練記録	Employer 雇用者	
	Audit Report 監査報告書	Department of Occupational safety & Health (DOSH) 職業安全衛生省	Employer 雇用者
	Letter of Warning, Notice of Improvement & Notice of Prohibition 警告書、改善通告書及び禁止通告書	DOSH 職業安全衛生省	Employer 雇用者
	Inspection Report 調査報告書	Social Security Organization (SOCSCO) 社会保証機構	
	Inspection Report 調査報告書	Department of Labor 労働省	
	Inspection Report 調査報告書	Forest Department 森林局	
※Table 14 ※表 14			

資料・監修：サバ州森林局

### (3) 基準3 徴税

この基準は、私有地及び州有林の産業用人工林（SAFODA<sup>7</sup>）を除く森林の伐採に係るロイヤリティ及び伐採に係る各種手数料の徴収手順を定めている。

伐採を希望するライセンス所持者は、森林局に伐採ライセンスの申請を行うとともに、森林局に同ライセンス発行手数料その他の必要な手数料を納付する。森林局は、ライセンス所持者が提出した伐採ライセンス申請書の内容を審査するとともにライセンス所持者の手数料納付を確認し、問題がなければ伐採ライセンス及び領収書を発行する。

ライセンス所持者は、ライセンス所持者が保管している伐採関係手数料の領収書及び登録済伐採機械一覧表に掲載されている伐採機械を営林署長が確認し、ライセンス取得者が納付すべき手数料及びロイヤリティの額をロイヤリティ査定用木材計量規則及び割増手数料、森林回復手数料又は地域森林手数料の額を規定により森林局が算定し、その結果の通知を受領してから伐採を行う。

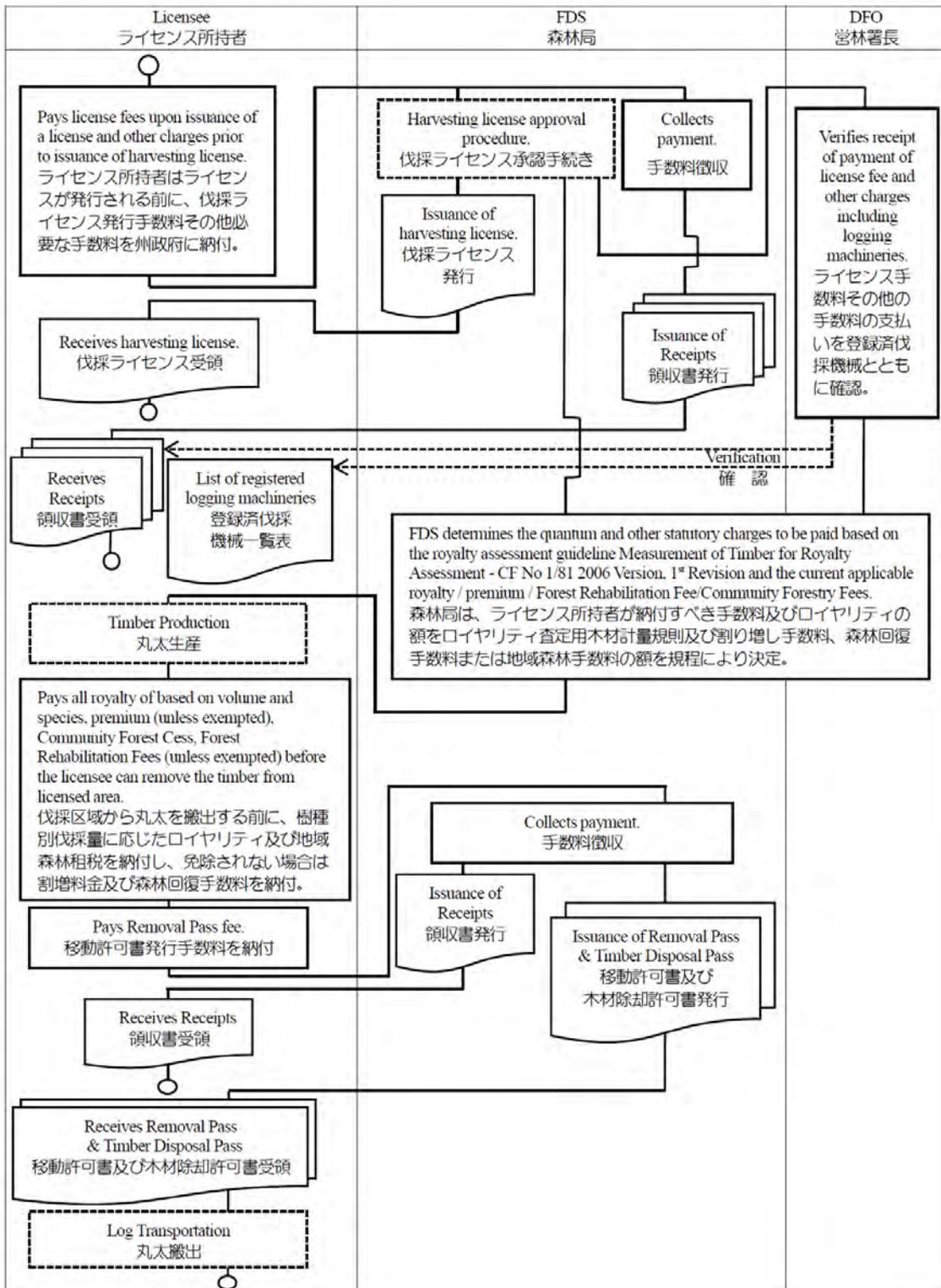
丸太を生産したライセンス所持者は、生産した丸太を移動するために、樹種別伐採量に応じたロイヤリティ及び地域森林租税を納付し、さらに割増料金及び森林回復手数料が免除されていないときはこれら手数料をロイヤリティ及び地域森林租税と併せて森林局に納付する。これらの納付と併せて、ライセンス所持者は丸太の移動に必要な移動許可書発行手数料を森林局に納付する。

森林局はロイヤリティ、税金及び手数料の納付を確認した後、移動許可書、木材除却許可書及び領収書をライセンス所持者に発行する。

ライセンス所持者は、移動許可書及び木材除却許可書を受領した後、生産した丸太を移動できる。

---

<sup>7</sup> The Sabah Forestry Development Authority



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a25 徴税手続き

## 【証明書及び書類】

徴税手続きに係る証明書及び書類は、次の表の通りである。

表 4.1.a32 課税手続きに係る証明書及び書類

	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF, SL & AL [excluding ITP from AL & SL (SAFODA)] 永久林、州有林及び私有林 (SAFODA の私有林及び州有林を除く)	List of registered logging machineries. 登録伐採機械一覧	Licensee ライセンス所持者	Forest Department 森林局
		Forest Department 森林局 (回付)	District Forestry Officer 営林署長
	Copy of receipt of payment of royalty, premium, Forest Rehabilitation Fee, Community Forestry Cess and other charges. ロイヤリティ、プレミアム、森林再生手数料、地域森林手数料及びその他手数料の領収書の写し	Forest Department 森林局	Licensee ライセンス所持者
	Harvesting license 伐採ライセンス	Forest Department 森林局	Licensee ライセンス所持者
	License payment receipt ライセンス手数料領収書	Forest Department 森林局	Licensee ライセンス所持者
	Removal Pass 木材移動許可書	Forest Department 森林局	Licensee ライセンス所持者
	Receipt of Removal Pass fee 木材移動許可書発行手数料領収書	Forest Department 森林局	Licensee ライセンス所持者
	Timber Disposal Pass 木材除却許可書	Forest Department 森林局	Licensee ライセンス所持者
	Receipt of Timber Disposal Pass fee 木材除却許可書発行手数料	Forest Department 森林局	Licensee ライセンス所持者
※Table 15 ※表 15	Monthly Revenue Collection Report 月別収入集計報告書	Licensee ライセンス所持者	Forest Department 森林局

資料・監修：サバ州森林局

## (4) 基準 4 その他の利用者の権利

### ①占有と利用に対する地域の利益と権利

森林局と持続可能経営林ライセンス協定を締結したライセンス所持者又はライセンスエリアの社会的ベースライン調査を行うために指名されたコンサルタントは、ライセンス発給区域内及びその境界線から 2 km 以内に存在する集落の人口及び面積の確定又はそれらの詳細データを取得し、10 年間の森林利用計画を作成するためのライセンス区域内社会的ベースライン調査を実施する。

### ②土地利用

森林局持続可能経営林営部は、社会的ベースライン調査の結果が、森林利用計画に含まれているか確認する。森林局は森林利用計画においてコミュニティーエリアとして提出されたエリアを確認し承認する。森林局は森林利用計画において地図に示されたエリアの伐採活動体承知からの除外を確認する。

土地測量局は、土地条例が規定している先住慣習権地における先住民慣習権が申し立てられた区域について、暫定操業ライセンス及び木材伐採ライセンスを発行する前にその申し立ての内容を現地調査の実施により確認し、それが正当と認められるときは申し立てがある区域を操業ライセンス対象区域から除外する。

森林局長は、先住民から次に掲げる箇条書きのいずれかの要求があるときは、先住民が州有林及び私有林から丸太を伐採するための ILA 様式のライセンスを発行できる。さらに、ILA 様式のライセンスによる伐採については、ロイヤリティを免除できる。

- 先住民の及びその家族の居住用住宅の建設又は修理。
- 先住民が合法的に占有する土地における壁や小屋の建設。
- 先住民のボートの製造又は修理。
- 先住民の漁業用柵及び栈橋の維持。
- 家事用の薪。
- 先住民の村の診療所、学校、公民館、礼拝堂、橋、その他伝統医学に使用する場所を含む公共利益のための建造物の建設及び維持。

表 4.1.a33 先住民の権利に係る確認手続き

Table 16	表 16	
Community benefits and rights to occupy and use	占有及び所有に係る地域の利益及び権利	
Sources of Timber: PF	永久林	
Responsibility: Sabah Forestry Department (FDS)	所管：森林局	
Criterion 標準	Community benefits and rights to occupy and use. <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ SFMLA/LTL holder or its appointed consultant conducts Social Baseline Survey of the licensed area during the preparation of a 10-year FMP to identify or get details on the population and area of existing villages within the Licensed Area and within 2 kilometers from the license boundaries.</li> <li>▪ SFMLA/LTL holder identifies and set aside Community Area in their licensed area (where relevant) in the Forest management Plan (FMP).</li> </ul>	占有と利用に対する地域の利益と権利 <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 持続可能経営林ライセンス協定を締結したライセンス所持者またはライセンスエリアの社会的ベースライン調査を行う指名されたコンサルタントは、ライセンス発給区域内及びその境界線から 2 km以内に存在する集落の人口及び面積の確定またはそれらの詳細データを取得し、10年間森林利用計画作成時にライセンス区域の社会的ベースライン調査を実施する。</li> <li>▪ ライセンス発給区域内に村落が存在するときはコミュニティーエリアを特定し、そのエリアを森林利用計画の開発対象からはささなければならない。</li> </ul>
Verification Procedure 確認手続き	Land Use <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ FDS (SFM) verifies Social Baseline Survey (SBS) results are incorporated in the FMP.</li> <li>▪ FDS certifies and approved area proposed for Community Area in the Forest management Plan (FMP).</li> <li>▪ FDS verifies area zone as Community Area mapped in the FMP and excluded from harvesting activity.</li> </ul>	土地利用 <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 森林局持続可能経営部は、社会的ベースライン調査の結果が森林利用計画に含まれているか確認する。</li> <li>▪ 森林局と森林利用計画において、コミュニティーエリアとして提出されたエリアを確認し承認する。</li> <li>▪ 森林局は森林利用計画において、コミュニティーエリアとして地図に示されたエリアの伐採活動対象地からの除外を確認する。</li> </ul>

## 【証明書及び手続書類】

その他の利用者の権利を確保するために要する書類は次の表の通りである。

表 4.1.a34 先住民の権利に係る確認手続き

	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
Community benefits and rights to occupy and use コミュニティの占有及び利用に係る利益と権利	Community Area Zoned in FMP 森林経営計画におけるコミュニティゾーンの設定	Licensee ライセンス所持者	Forest Department 森林局
※Table 16 ※表 16	Social baseline survey report 社会的ベースライン調査報告書	SFMLA/ LTL holder or appointed consultant. 持続可能森林経営協定締結者または指名を受けたコンサルタント	Forest Department 森林局
	Record of consultation with community コミュニティとのコンサルタント記録	Licensee ライセンス所持者	Forest Department 森林局
Users' Right by Natives 先住民による利用権	Land Inquiry Report 土地調査報告書	Licensee ライセンス所持者	Land Survey Department 土地測量局
※Table 17 ※表 17	Form IIA License IIA 様式ライセンス	District Forestry Officer 営林署長	Licensee ライセンス所持者

### 4.1.a.2.2 加工流通部門における運用

木材合法性保証システムの基準5及び基準6は、加工流通部門に係るものである。

#### (1) 基準5 工場の操業

基準5は工場の操業に係る基準である。次の表に示す二つの標準により構成されている。

- 工場ライセンスの発行更新及び書替並びに操業条件
- 労働者の安全衛生

##### ①工場ライセンスの発行更新及び書替並びに操業条件

サバ州で木材加工工場を操業するためには、森林局が発行した工場ライセンスが必要である。

工場ライセンスが必要な木材加工工場は、所在地を管轄する営林署長に2012年サバ州木材産業ライセンスガイドライン第2版<sup>8</sup>の規定に基く申請書により同ライセンスを申請する。

申請書を受領した営林署長は、工場の現地と工場ライセンスの申請手続に係る法令遵守を確認し、森林局長に調査結果及び推奨事項を報告する。

森林局長は、営林局長から受領した調査結果及び推奨事項を確認し、ライセンス発行の可否を判断する。森林局長はライセンス発行を承認したときは、規定の手数料及びバラ

<sup>8</sup> Sabah Forestry Department, "The Licensing Guideline for Wood-based Industry in Sabah (version 2)", 2012

イセンス契約内容（日常の木材入荷及び加工する木材の移動管理、月別工場生産報告書及び工場ライセンス契約条項）を決定し、承認通知書を発行し、営林署長にこれらを送付する。森林局長からの承認通知書を受領した営林署長は、工場ライセンス申請者に規定の手数料及びライセンス契約内容を通知する。

営林署長から通知を受領した工場ライセンス申請者は、年間工場ライセンス手数料及びその他手数料を営林局に納付する。

営林局は、工場ライセンス申請者による年間工場ライセンス手数料及びその他手数料の納付を確認した後、工場ライセンスを木材加工業者に発行する。工場ライセンス申請者は、営林署が発行した工場ライセンスを受領した後に工場を稼働できる。

工場操業中は木材加工工場に月別工場生産報告書及び丸太入荷記録台帳の更新分の提出を含む工場ライセンス契約条項の遵守が義務づけられる。営林署長は、木材加工工場に対して、毎月、丸太入荷台帳を含む工場操業を監督するための調査を実施する。

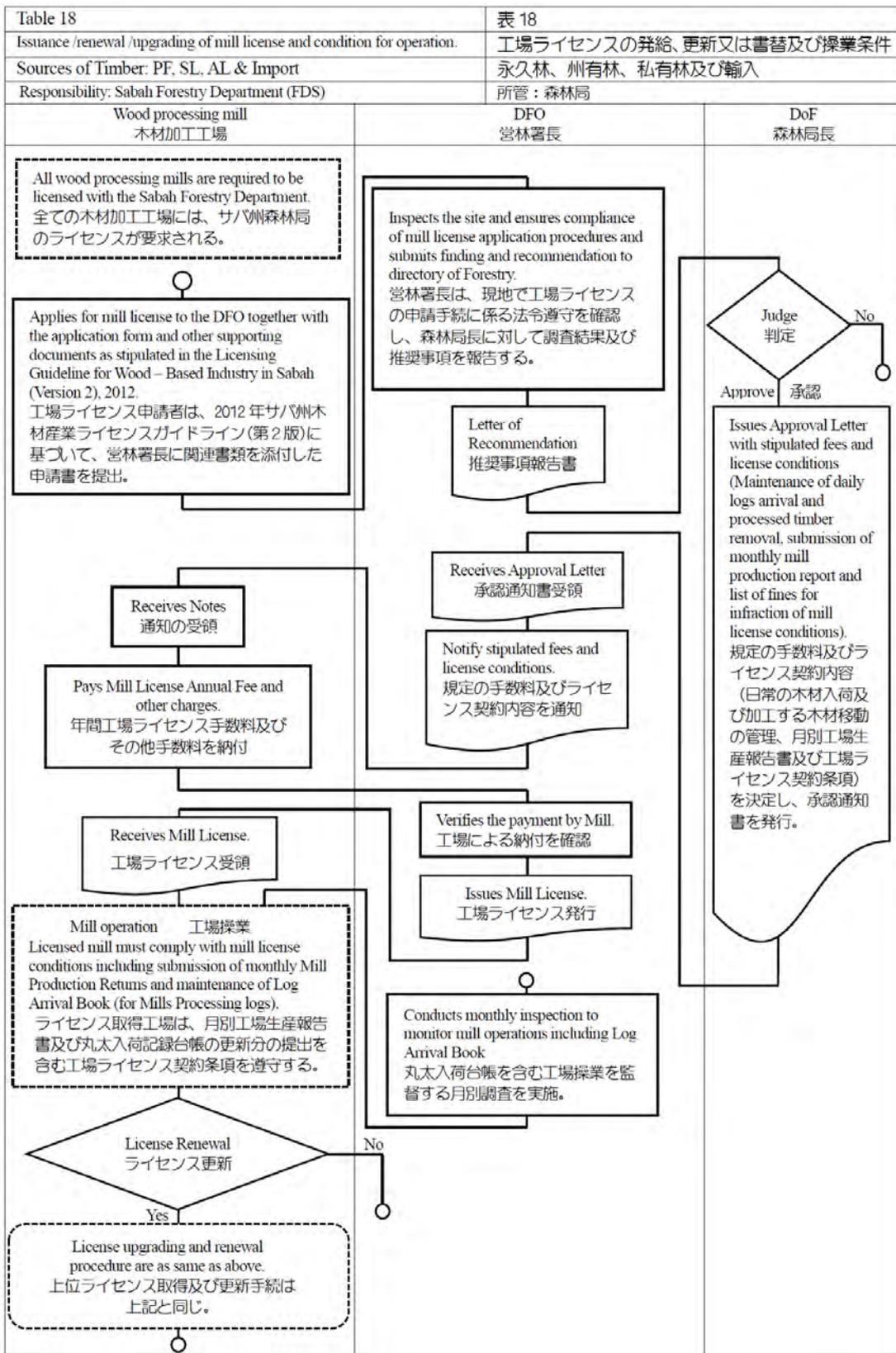
### 【証明書及び手続書類】

工場の操業手続きに要する書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.a35 工場の操業手続きに要する書類

	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
Issuance /renewal /upgrading of mill license and conditions for operation. 工場ライセンスの発行、更新及びアップグレード並びに操業条件	Mill license Application and supporting documents. 工場ライセンス申請書及び添付書類	Wood processing mill 木材加工工場	District Forestry officer 営林署長
	Letter of Recommendation 推奨事項報告書	District Forestry officer 営林署長	Director of Forestry 森林局長
	Approval Letter with stipulated fees and license conditions. 承認書並びに規定手数料及びライセンス条件通知文書	Director of Forestry 森林局長	District Forestry officer 営林署長
	Notify stipulated fees and license conditions 規定料金及びライセンス条件通知文書	District Forestry officer 営林署長	Wood processing mill 木材加工工場
	Mill License 工場ライセンス	District Forestry officer 営林署長	Wood processing mill 木材加工工場
	Monthly Mill Production Return 月別工場生産報告書	Wood processing mill 木材加工工場	District Forestry officer 営林署長
※ Table 18 ※表 18	Log Arrival Book 丸太入荷記録台帳	Wood processing mill 木材加工工場	District Forestry officer 営林署長
Worker safety and health 労働者の安全・衛生	Records of work instructions, training, insurance and accidents. 労働者の初任者研修、訓練、付保及び事故に係る記録	Wood processing mill 木材加工工場	
	Letter of Warning, Notice of Improvement and Notice of Prohibition. 警告書、改善通告及び禁止通告	Department of Occupation Safety and Health 職業安全衛生省	Wood processing mill 木材加工工場
	Audit Report 監査報告書	Department of Occupation Safety and Health 職業安全衛生省	Wood processing mill 木材加工工場
	SOC'SO investigation accident and inspection reports 社会保険機構事故調査報告書	Wood processing mill 木材加工工場	Social Security Organization 社会保険機構
	※ Table 19 ※表 19	DOL inspection report 労働省調査報告書	Department of Labor 労働省

資料・監修：サバ州森林局



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a26 工場ライセンス発行手続き

## ②労働者の安全衛生

### A. 雇用者の義務

雇用者には、次の義務が課せられている。

- 全労働者に係る保険料又は負担金を支払う。
- 労働者の安全対策や身体保護具装着の適切な訓練を提供する。
- 職業安全衛生局又は森林局が指定する安全対策措置を実施し、これらの局の検査を受ける。
- 職業安全衛生局又は労働局から報告書の提出を求められたときは、速やかに応ずる。
- 雇用に係る事故が生じたときは、社会保障機構、職業安全衛生局及び労働局に速やかに報告する。
- 社会保障機構に納付する負担金の台帳を毎月作成する。
- 安全衛生に係る労働者訓練記録を作成し、実施した訓練の内容、参加者、認証の有無などを記載する。

### B. 職業安全衛生局の確認手続き

職業安全衛生局は15か月ごとに工場の検査を実施し、雇用者に検査報告書を提供する。同局がこの検査で違反事項が検出されたときは、違反の程度により、警告書、改善通告書又は禁止通告を雇用者に通告する。違反の通告を受けた雇用者は、改善措置を講ずる。同局はこの改善措置の履行による違反事項の解消を追加検査により確認し、違反事項が解消したと認められるときは、通告を取り消す。

### C. 社会保障機構の確認手続き

雇用者が州政府に登録した全ての従業員に係る保険負担金の支払いを定める1969年従業員保障法の要求事項の遵守を確保するために、定期検査を実施する。

工場において事故が発生したときは、その事故内容に応じて直ちに調査を実施する。

サービス請負契約により雇用しているマレーシア国民及び永住者への社会保障の付保を確保する。すなわち同機構は、労働災害保険制度により、雇用期間中の事故及び職業病の全てを保障する。社会保障機構は、従業員の雇用時における事故及び職業病について、雇用者からの報告を受理する。

社会保障機構は、雇用者からの事故報告を受けた後に1969年従業員保障法が規定している必要な対応の要件の一つである調査を必ず行う。

#### D. 労働局の確認手続き

労働局は、1952年労働者保障法に基づき雇用者が雇用した外国人労働者に対し必ず付保するように指導・監督する。同局は、労働災害又は事故の原因を究明し、怪我をした労働者の有無、1952年労働者保障法により支払われるべき保証金の支払い状況などの取り調べを行う。

### (2) 基準6 貿易及び通関

基準6の構成は次の表のとおりである。

表 4.1.a36 基準6の構成

標 準	区 分
①輸出規制	A.年間輸出ライセンスの発行 B.輸出手続き
②輸入規制	
③輸入した丸太、製材品及び単板の輸送	
④サラワク州産材の取扱い	

#### ① 輸出規制

##### A. 年間輸出ライセンスの発行

木材及び木材製品を輸出するためには、年間輸出ライセンスが必要である。木材及び木材製品を輸出しようとする企業又は個人は、輸出業務実施企業として森林局の登録を受けた後に、森林局長が発行する年間輸出ライセンスを営林署に申請する。

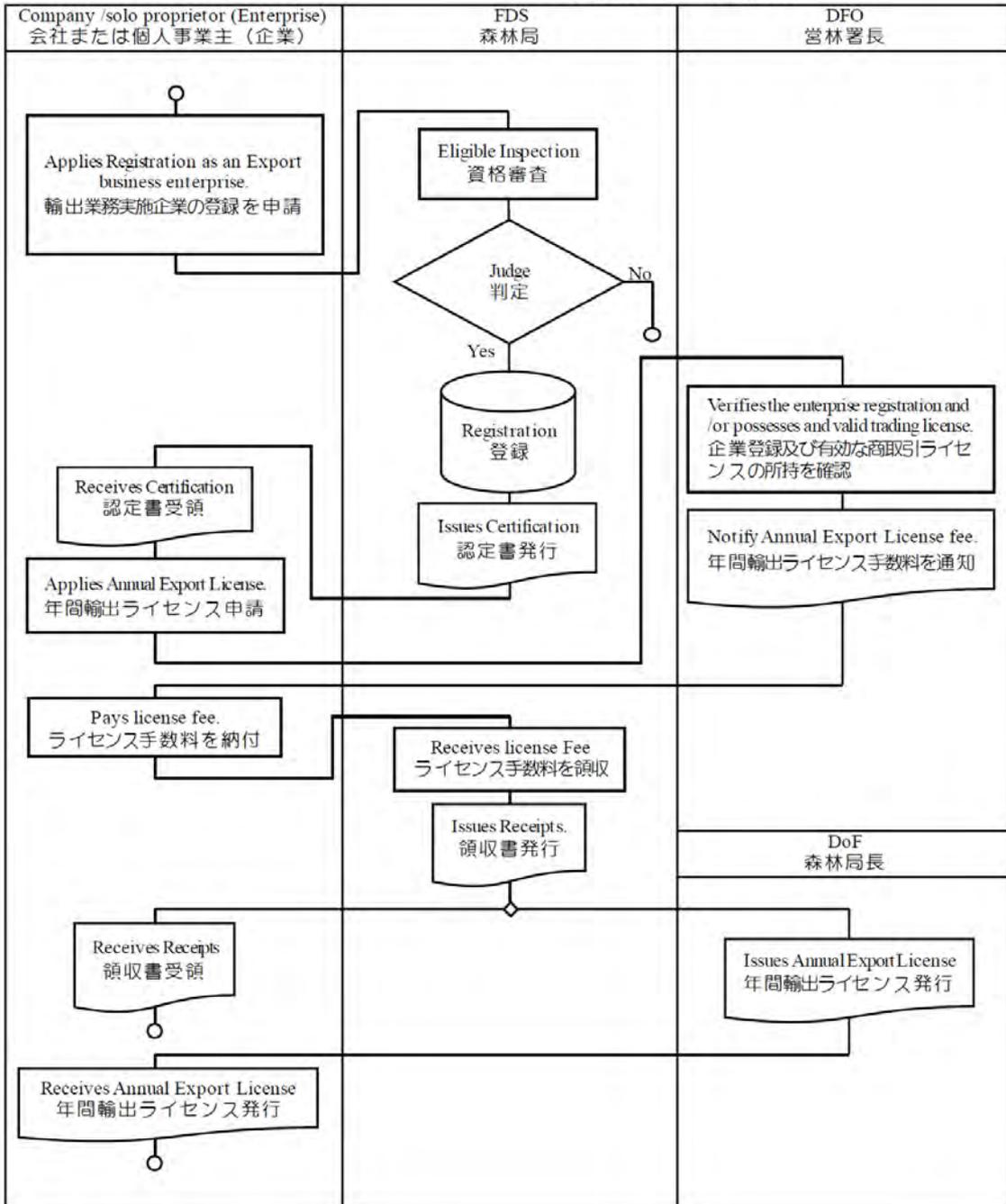
年間輸出ライセンスの申請を受けた営林署長は、申請者の企業登録及び有効な商取引ライセンスの所持を確認し、年間輸出ライセンス手数料を申請者に通知する。森林局はこの手数料の納付を確認し、森林局長は年間輸出ライセンスを発行する。

なお、かつては、サバ州から木材を輸出するために、森林局が発行する輸出ライセンスと MTIB（マレーシア木材産業庁）が発行する輸出ライセンスが必要であったが、2017年6月から MTIB 輸出ライセンスが廃止された。サバ州森林局は、MTIB の輸出ライセンス廃止に伴い、木材取引の混乱を回避するために「輸出ライセンス有効期限証明書」を発行して企業が所持していた MTIB ライセンスと現在有効な森林局の輸出ライセンスとの整合性を確保している（図 4.1.9 参照）。

Table 20	表 20
Export Regulations	輸出規制
Sources of Timber: PF, SL, AL& Import	永久林、州有林、私有林及び輸入
Responsibility: Sabah Forestry Department (SFD) Royal Malaysian Customs (RMC)	所管：森林局 マレーシア王国税関

1. Issuance of an Annual Export License

1. 年間輸出ライセンスの発行



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a27 輸出規制

## B. 輸出手続き

丸太又は木材製品の輸出を行う会社又は個人事業主(以下、「輸出企業」という。)が輸出を行うときは、まずマレーシア王国税関(以下、「税関」という)の林産物取扱データベースにアクセスし、輸出申請に係るデータを入力する。

その後、輸出企業は輸出申告書を作成し、輸出手数料を銀行振込みにより納付する。このときに取得する輸出手数料の送金伝票は、輸出申告書の添付資料の一つである。この他の輸出申告書の添付書類としては、有効な輸出許可書又は年間輸出ライセンス並びに丸太概要書(丸太を輸出する場合)、販売契約書、インボイス、パッキングリスト、輸出製品産地証明書、CITES 許可書(必要な場合)及びロイヤリティ領収書並びに丸太、製材品、単板、合板及びモールディングについては手数料領収書及び関連書類がある。ただし、州有林及び私有林から生産された人工林材並びに丸太、製材品、単板、合板及びモールディング以外の木材製品については、別に定める規定により添付書類の内容が異なっている。

輸出申告書及びその添付書類を取り揃えた輸出企業は、森林局税関担当署長にこれらの書類を提出して輸出を申請する。

輸出企業からの申請を受けた森林局税関担当署長は、申請者の年間輸出ライセンスの有効性を確認する。そして、同署長は丸太の輸出の場合は、丸太の産地がライセンスの発給を受けたコンセッション又は合法的な人工林であることを確認するとともに輸出申告書、添付書類及びロイヤリティ領収書又は請負契約書の内容を確認し、森林監督官又は森林局職員に荷口検査を命ずる。

森林局税関担当署長から命令を受けた森林監督官又は森林局職員は、荷口別に輸送契約の内容を確認し、荷口の10%以上の物品を対象とした無作為抽出調査により現物の計測を行い、その結果を検査報告書として森林局税関担当署長に報告する。

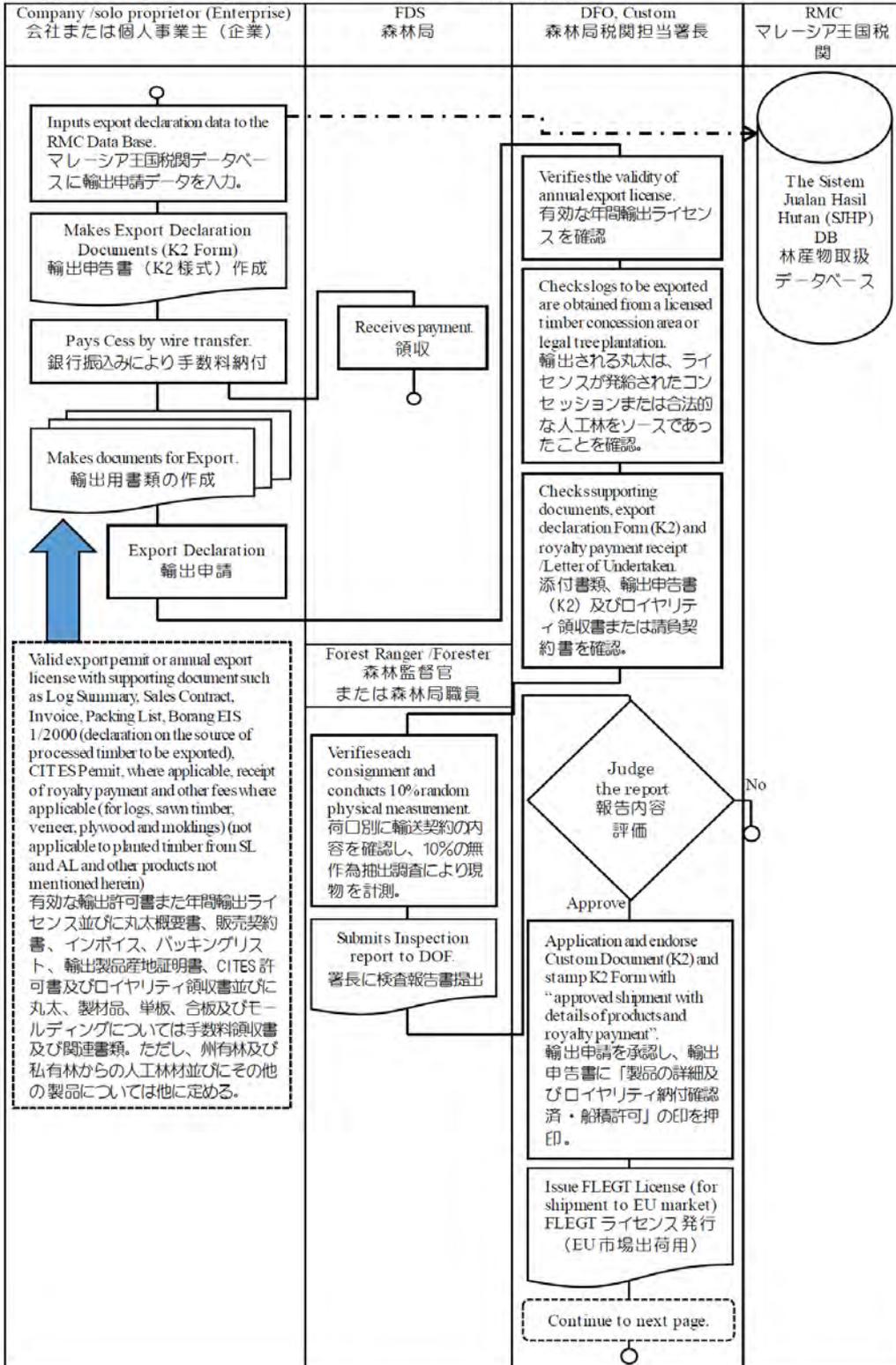
検査報告書を受領した森林局税関担当署長は、その内容を審査し、輸出が可能であると判断したときは、輸出申告書に輸出申請の承認を示す「製品の詳細及びロイヤリティ納付確認済・船積許可」のスタンプを押印するとともにEU向け荷口については、FLEGTライセンスを発行する。さらに森林局税関担当署長は税関のデータベースにアクセスし、輸出データを入力した後、輸出企業に木材除却許可書を発行するとともに承認済輸出申告書及びその添付書類を税関に回付する。

輸出企業は、森林局税関担当署長が発行した木材除却許可書により、輸出品を保税地域に移動できる。

森林局税関担当署長の承認を受けた輸出申告書及びその添付書類を受領した税関は、輸出品が保税地域に到着した後、税関検査及び輸出手続を行う。

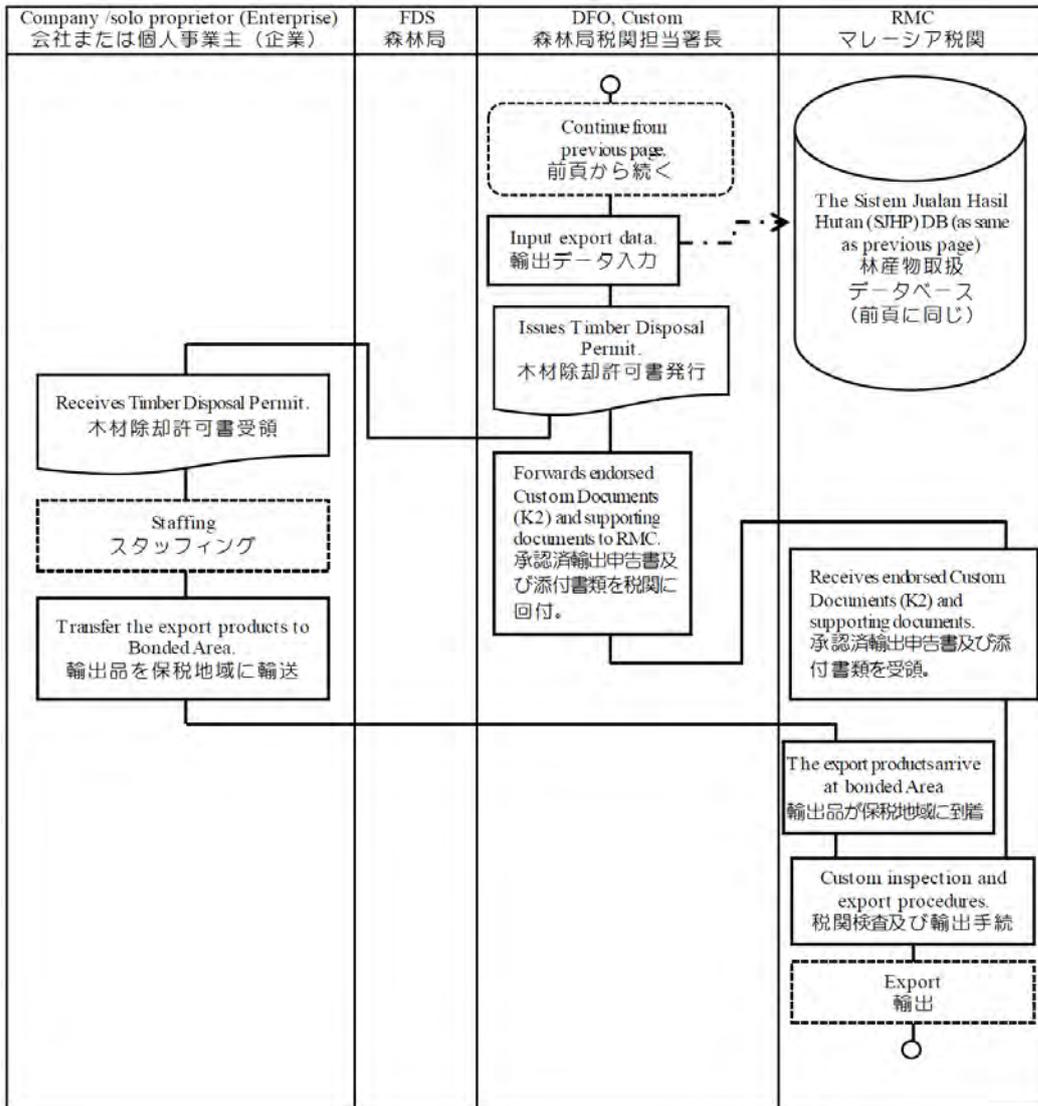
2. Approval of export consignment

2. 輸出品引渡し許可



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a28 輸出手続き



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a28 輸出手続き（続き）

**【証明書及び書類】**

輸出手続きに要する証明書及び書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.a37 輸出手続きに要する証明書及び書類

	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
Issuance of an Annual Export License 年間輸出ライセンス 発行	Application of Registration as Export Business Enterprise 輸出業務企業としての登録申請書	Company/solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業	Forest Department 森林局
	Export Business Enterprise Certification 輸出業務企業認定書	Forest Department 森林局	Company/solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業
	Application of Annual Export License 年間輸出ライセンス申請書	Company/solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業	District Forestry Officer 営林署長
	Receipts of License Fee ライセンス手数料領収書	Forest Department 森林局	Company/solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業
	Annual Export License 年間輸出ライセンス	Director of Forestry 森林局長	Company/solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業
※ Table 20 ※表 20			
Approval of export consignment 輸出品引渡許可	Export Declaration Documents (K2 Form) 輸出申告書 (K2 様式)	Company/solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業	DFO, Custom 税関担当森林署長
	Documents for export excluding K2 Form ▪ Valid Export permit or Annual Export License ▪ Log Summary ▪ Sales Contracts ▪ Invoice ▪ Packing List ▪ Borang EIS 1/2000 ▪ CITES Permit ▪ Receipt of Royalty payment & the other fees (for logs, sawn timber, veneer, plywood and moldings) ▪ The Others (for planted timber from SL & AL, and other products) K2 様式を除く輸出用書類 ▪ 有効な輸出許可または年間輸出ライセンス ▪ 丸太概要書 ▪ 販売契約書 ▪ インボイス ▪ パッキングリスト ▪ 輸出製品産地証明書 ▪ CITES 許可書 ▪ ロイヤリティ及び手数料領収書 (丸太、製 材品、単板、合板及びモールディング) ▪ その他 (州有林及び私有林からの人工林材 並びにその他製品)	Company/solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業	DFO, Custom 税関担当森林署長
	Export Data output from SHP 税関データベースから出力した輸出データ	Company/solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業	DFO, Custom 税関担当森林署長
	Wire transfer records of Export Cess 輸出手数料送金記録	Company/solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業	DFO, Custom 税関担当森林署長
	Inspection Report 調査報告書	Forest Ranger /Forester 森林監督官または森林 局職員	DFO, Custom 税関担当森林署長
	Stamp K2 form with "Approved shipment with details of products and royalty payment". 輸出申告書に「製品の詳細予備ロイヤリティ納 付 確認済・船積許可」を押印	DFO, Custom 税関担当森林署長	Company/solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業
		DFO, Custom (Forward) 税関担当森林署長 (回 付)	RMC マレーシア王立税関
	FLEGT License (for shipment to EU market) FLEGT ライセンス (EU市場向け)	DFO, Custom 税関担当森林署長	Company/solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業
	Timber Disposal Permit 木材除却許可書	DFO, Custom 税関担当森林署長	Company/solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業
	※ Table 20 ※表 20		

資料・監修：サバ州森林局

## ② 輸入規制

木材及び木材製品を輸入しようとする会社又は個人事業主(以下、「輸入企業」という。)は、企業登録機構及び森林局への登録並びに貿易ライセンスの所持が必要である。この条件を備えている企業が木材及び木材製品を輸入するときは、初めに農業局に輸入物品の植物検疫及び輸入許可書の発行を申請する。

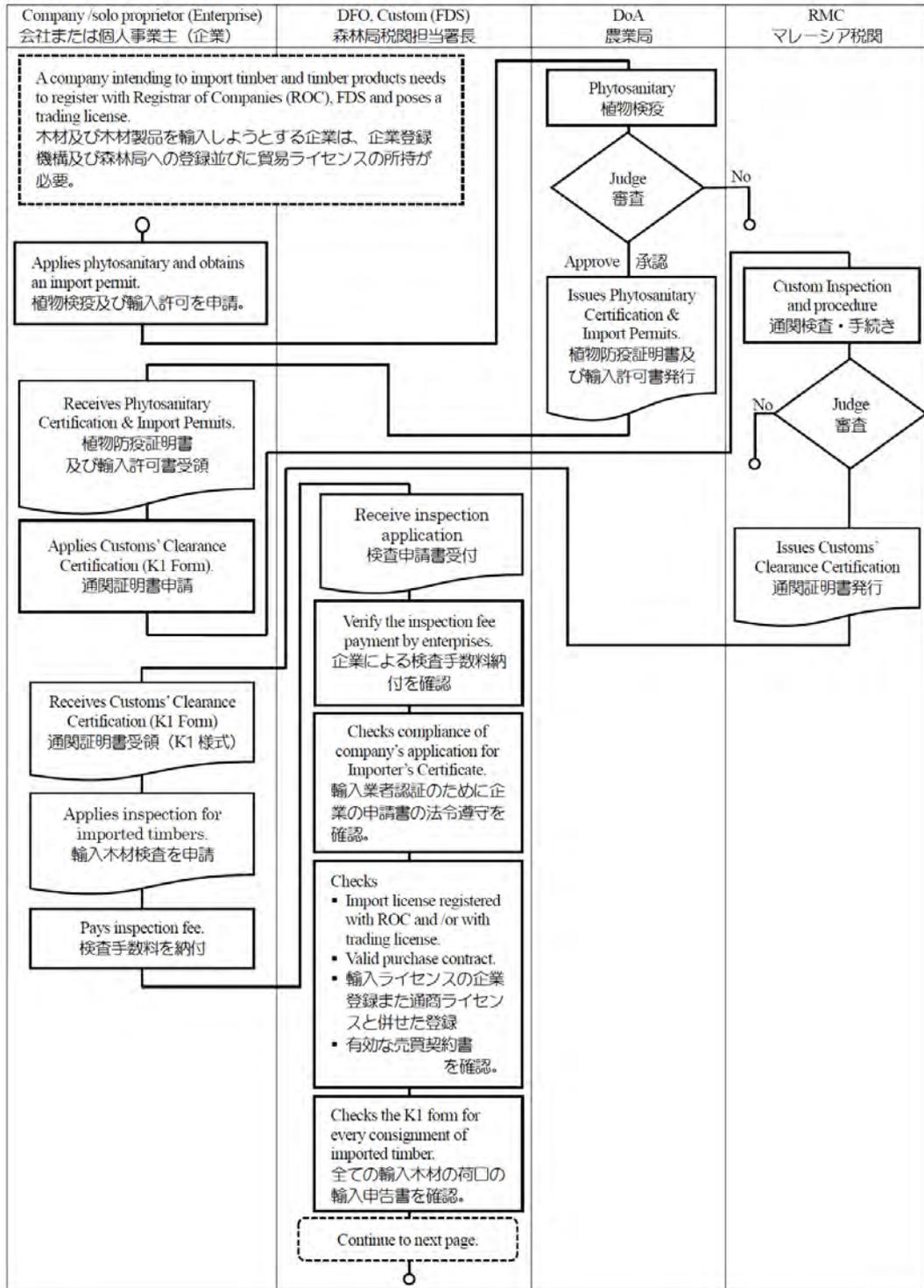
輸入企業から申請を受けた農業局は、植物検疫を行い、問題がなければ輸入企業に植物防疫証明書及び輸入許可書を発行する。

農業局から植物防疫証明書及び輸入許可書を受領した輸入企業は、税関に通関証明書の申請を行い、税関は通関検査及び通関手続きを行って、問題がなければ通関証明書を発行する。

税関から通関証明書を受領した輸入企業は、森林局税関担当署長に輸入木材検査を申請するとともに森林局に検査手数料を納付する。

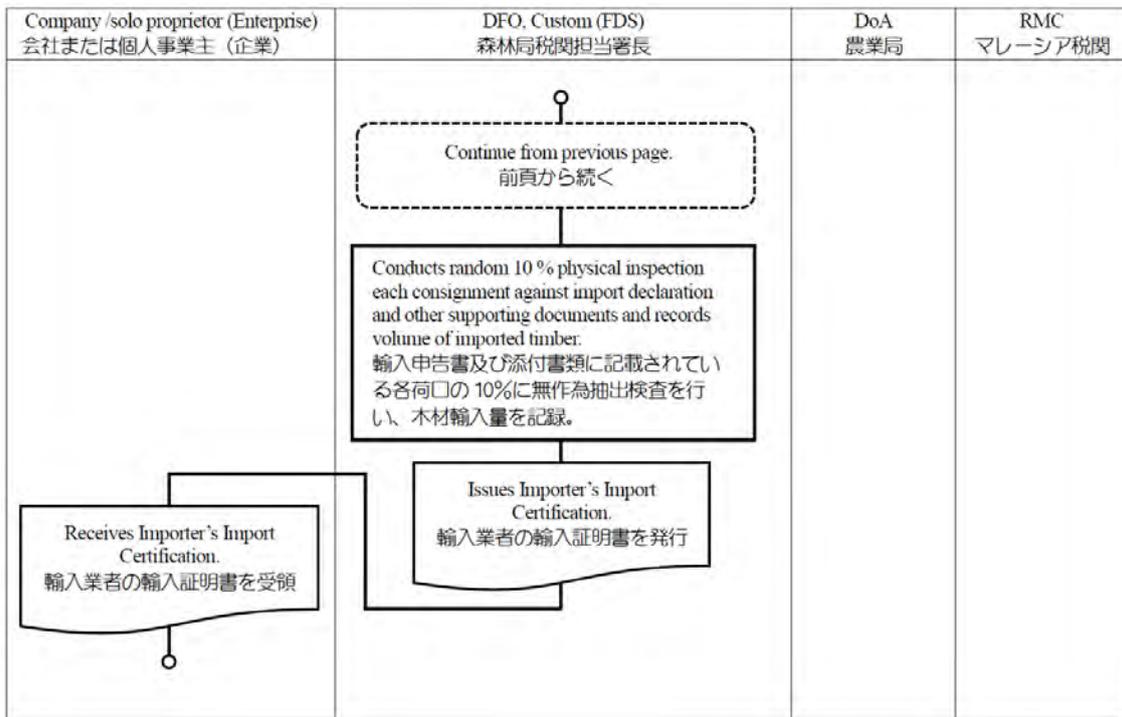
輸入企業から検査申請を受けた森林局税関担当署長は、輸入企業による検査手数料の納付を確認した後に、申請書により輸入企業の法令遵守、輸入企業の輸入ライセンス登録及び有効な売買契約書並びに輸入申告書が全ての輸入木材を対象にしているか確認する。さらに森林局税関担当署長は、輸入申告書及び添付書類に記載されている各荷口の10%以上の物品に無作為抽出検査を行うとともに、荷口の量を計測して木材輸入量を記録し、輸入企業に対して輸入証明書を発行する。

Table 21	表 21
Import Regulations	輸入規制
Sources of Timber: Import	輸入
Responsibility: Royal Malaysian Customs (RMC) Sabah Forestry Department (SFD) Department of Agriculture (DoA)	所管：マレーシア王国税関 森林局 農業局



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a29 輸入手続き



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a29 輸入手続き（続き）

## 【証明書及び書類】

木材及び木材製品の輸入手続きに要する証明書及び書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.a38 木材及び木材製品の輸入手続きに要する証明書及び書類

	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
Import Regulation 輸入規制	Application Documents for phytosanitary 植物防疫申請書	Company /solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業	Department of Agriculture 農業局
	Application Documents for Import permit 輸入許可申請書	Company /solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業	Department of Agriculture 農業局
	Phytosanitary Certification 植物防疫証明書	Department of Agriculture 農業局	Company /solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業
	Import Permits 輸入許可書	Department of Agriculture 農業局	Company /solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業
	Application documents for Customs' Clearance Certification (K1 Form) 通関証明申請書 (K1 様式)	Company /solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業	Royal Malaysia Custom マレーシア王立税関
	Custom' Clearance Certification 通関証明書	Royal Malaysia Custom マレーシア王立税関	Company /solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業
	Application documents for inspection for imported timbers 輸入木材検査申請書	Company /solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業	DFO, Custom 税関担当森林署長
	Import License 輸入ライセンス	Company /solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業	DFO, Custom (Verification) 税関担当森林署長 (確 認)
	Trading License 貿易ライセンス	Company /solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業	DFO, Custom (Verification) 税関担当森林署長 (確 認)
	Purchase contract 売買契約書	Company /solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業	DFO, Custom (Verification) 税関担当森林署長 (確 認)
※Table 21 ※表 21	Import Certification 輸入証明書	DFO, Custom 税関担当森林署長	Company /solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業

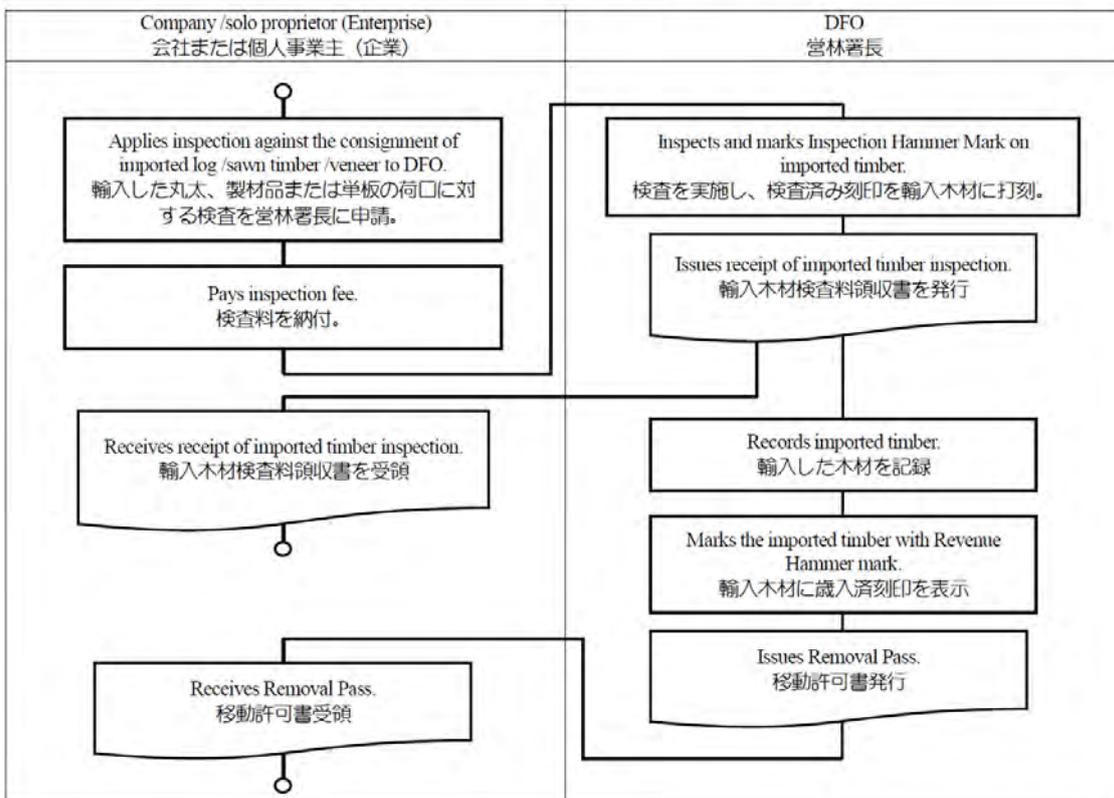
資料・監修：サバ州森林局

### ③ 輸入した丸太、製材品及び単板の輸送

丸太、製材品又は合板を輸入した輸入企業は、最寄りの営林署の署長に輸入物品の検査を申請するとともに、森林局に検査料を納付する。

輸入企業から輸入物品に対する検査の申請を受けた営林署長は、物品検査を実施し、検査が終わった物品に検査済の刻印を打刻する。さらに営林署長は、輸入業者による検査手数料の納付を確認し、輸入木材検査料領収書を発行するとともに、輸入木材に歳入済印を表示し、輸入業者に移動許可書を発行する。

Table 22	表 22
Transportation of imported logs, sawn timber and veneer	輸入した丸太、製材品及び単板の輸送
Sources of Timber: Import	輸入
Responsibility: Sabah Forestry Department (SFD)	所管：森林局



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a30 輸入した丸太、製材品帯単板の輸送手続き

【証明書及び書類】

輸入した丸太、製材品及び単板の輸送手続きに要する証明書及び書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.a39 輸入した丸太製材品及び単板輸送手続きに要する証明書及び書類

	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
Transportation of imported logs, sawn timber and veneer 輸入した丸太、製材品及び単板の輸送	Application documents for inspection for the consignment of imported log /sawn timber /veneer 輸入した丸太、製材品または単板の検査依頼書	Company /solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業	Company /solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業
	Receipt of imported timber inspection 輸入木材検査手数料領収書	DFO, Custom 税関担当森林署長	Company /solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業
	Inspection Hammer Mark 検査済刻印	DFO, Custom 税関担当森林署長	
	Removal Pass 移動許可書	DFO, Custom 税関担当森林署長	Company /solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業
※Table 22 ※表 22			

資料・監修：サバ州森林局

#### ④ サラワク州産材の取扱い

サバ州で操業している企業は、EU 向けに輸出する木材製品の荷口に、サラワク州産木材を含めてはならない。このために、木材取扱企業は、サラワク産材のバイヤー、販売及び流通に係る事項並びにサラワク産木材の加工実績を確実に記録して管理しなければならない。EU 向け木材輸出業者は、輸出する製品にサラワク州産材が決して含まれていないと宣誓しなければならない。

この標準は、EU がサラワク州木材合法性確認システムの有効性を認め、同システムの輸出ライセンス発行に合意するまでの暫定措置である。

サラワク州から木材を移入する企業は、森林局税関担当署長に税関申告書を提出するとともに実地検査を要請して、検査手数料を森林局に納付する。さらにサラワク州から丸太を移入しようとする企業は、農業局に植物貿易要求事項の遵守検査を要請し、農業局はこの要請により植物の植物貿易要求事項の遵守を検査する。

サラワク州から物品が到着したときは、森林局税関担当署長は、サラワク州以外の輸入木材物品の輸入手続きと同様の荷口検査を実施し、問題がなければ税関申告書承認書を作成する。さらに森林局税関担当署長は、加工工場においてサラワク州産木材の販売元、販売及び流通並びに製品加工への使用について確実な記録がなされているか、サラワク州産材及び加工されたサラワク州産材に FLEGT ライセンスが発行されていないか無作為抽出検査を行う。

#### 【証明書及び書類】

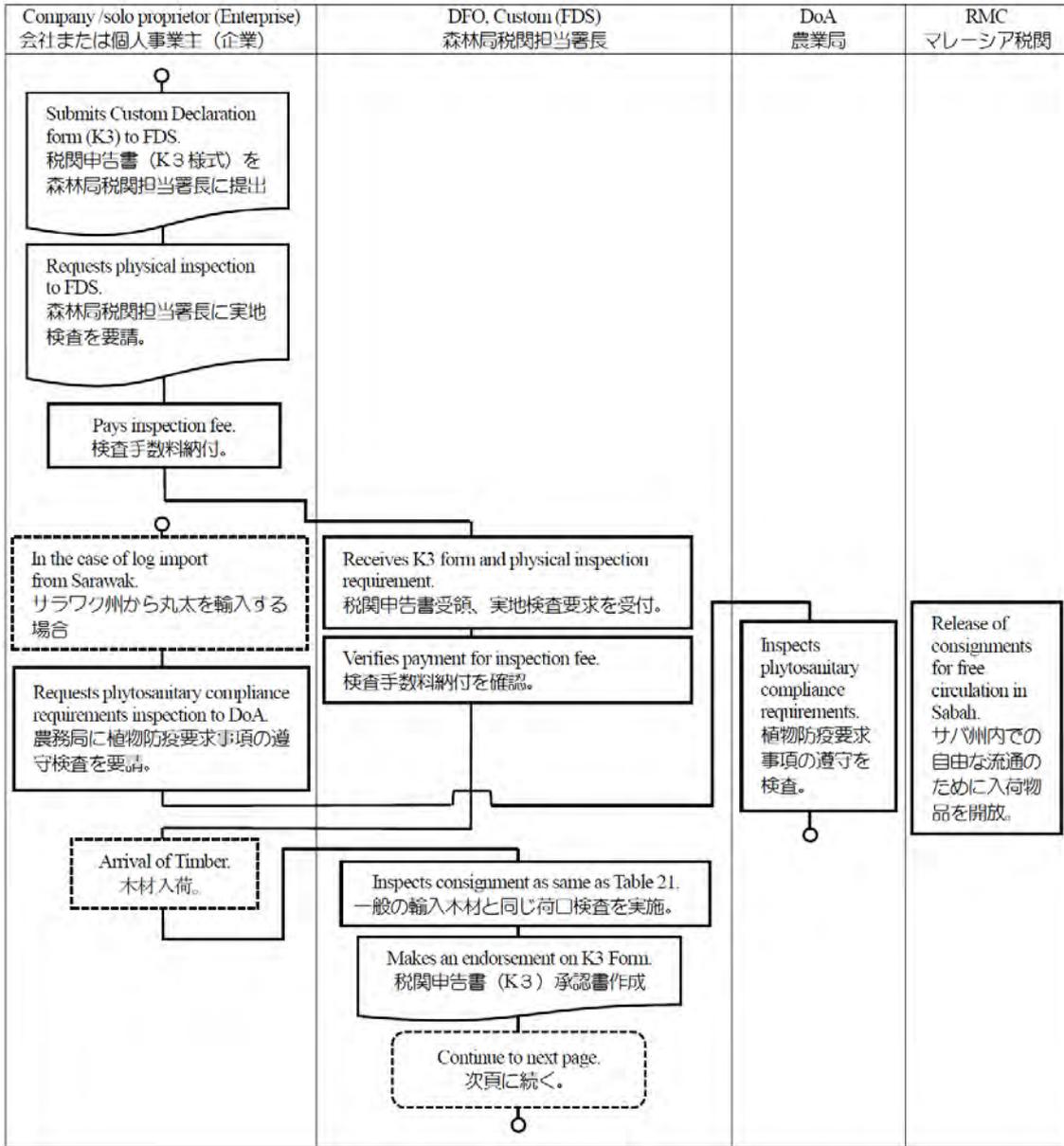
サラワク州産材の取扱いに要する証明書及び書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.a40 サラワク州産材の取扱いに要する証明書及び書類

	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
Timber from Sarawak サラワク州産木材	Custom Declaration Form (K3) 税関申告書 (K3 様式)	Company /solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業	DFO, Custom 税関担当森林署長
	Application documents for phytosanitary 植物防疫申請書	Company /solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業	DFO, Custom 税関担当森林署長
	Application documents for phytosanitary compliance requirements inspection 植物貿易要求事項遵守検査申請書	Company /solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業	Department of Agriculture 農業局
※ Table 23 ※表 23	K3 Form Endorsement document 税関申告書承認書	DFO, Custom 税関担当森林署長	Company /solo proprietor (Enterprise) 会社または個人企業

資料・監修：サバ州森林局

Table 23	表 23
Timber from Sarawak	サラワク州産材の取扱い
Sources of Timber: PF, SL, AL & Import	永久林、州有林、私有林及び輸入
Responsibility: Royal Malaysian Customs (RMC) Sabah Forestry Department (SFD) Department of Agriculture (DoA)	所管：マレーシア王国税関 森林局 農業局



資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a31 サラワク州産材の取扱い手続き

Company /solo proprietor (Enterprise) 会社または個人事業主（企業）	DFO, Custom (FDS) 森林局税関担当署長	DoA 農業局	RMC マレーシア税関
	<p style="text-align: center;">○</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">           Continue from previous page. 前頁から続く         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">           Conducts random checks to ensure that company maintains records of buyer, sales and distribution of timber from Sarawak and timber products manufactured using such timber.            企業がサラワク州産木材の販売元、販売及び流通並びにサラワク州産材の製品加工への使用の確実な記録の抽出検査を実施。         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">           Conducts random checks on companies to ensure that timber sourced from Sarawak as well as timber products manufactured using such timbers will not be issued with a FLEGT License.            サラワク州産木材及び加工されたサラワク州産木材に FLEGT ライセンスが確実に発行されていないか抽出検査を実施。         </div> <p style="text-align: center;">○</p>		

資料・監修：サバ州森林局

図 4.1.a31 サラワク州産材の取扱い手続き（続き）

### 4.1.a.3 森林認証

サバ州では、FSC (Forest Stewardship Council) 及び MTCS (Malaysian Timber Certification Scheme) の森林認証が行われている。2017年10月現在、サバ州の森林認証面積は、75万2,894haであり、この面積は州の森林面積(335万1,000ha)の22%にあたる。スキーム別森林認証面積は、FSCが62万8,464ha、MTCSは12万3,430haで、FSCによる森林認証面積が認証林面積全体の83%を占めている。

表 4.1.a41 サバ州の森林認証面積、CoC 認証事業体数  
(ha、件)

	森林認証取得事業体名	認証面積	CoC 認証事業体数
FSC	SFD	55,139	28
	USM FMU	242,884	
	North Gunung Rara	61,330	
	Pin Supu	4,696	
	Timimbang-Botitian	13,610	
	Trusmadi & Sg Kiluyu	88,045	
	FMU 17A (新規)	48,431	
	Trusan Sugut Forest Reserve (新規)	8,680	
	Ulu Kalumpang Wullersdirf (新規)	64,954	
	小計	587,769	
	Acacia Forest Industries Sdn Bhd	17,334	
Sabah Softwood Berhad	23,361		
計	628,464		
合計	752,894		
MTCS	Sefallud Lokan FMU (KTS Plantation Sdn. Bhd.)	57,247	26
	Bornion Timber FMU 11 (新規)	40,646	
	Bornion Timber FPMU 11 (新規)	25,537	
	計	123,430	
合計	752,894	54	

注1: FSCはForest Stewardship Council、MTCSはMalaysian Timber Certification Schemeの略。

2: 「(新規)」は前年11月以降、増加した認証林

資料: 2017年11月現在のFSCウェブサイト(<http://www.info.fsc.org>)及びMTCC(Malaysian Timber Certification Council)提供資料

サバ州では、森林局が率先して森林認証を取得し、森林認証面積の拡大を図ってきた。1989年から2000年までの11年間、サバ州森林局は、それまでの過伐により荒廃した林地に、直ちに導入できる持続的森林経営手法の開発を目的とした研究をドイツ連邦技術協力機構(German Agency for Technical Cooperation)とともにに行った。森林局は、この研究を行っている最中の1997年に、サバ州中央部のDeramakotのクラスII(永久林)の商用林でFSCの森林認証を取得した。その後、森林局の認証林面積は拡大し、2017年10月現在では58万7,769haと州の認証林面積の78%を占めるに至っている。サバ州森林局は、今後も認証林面積の拡大を行う方針で、2017年11月現在の面積は、前年同月比18万9,445ha拡大している。

MTCSによる森林認証は、これまでKTS Plantation社一社だけでなされていたが、2017

年には Bornion Timber 社が天然林（4 万 646ha）と人工林（2 万 5,537ha）で認証を取得した。

CoC 認証事業体数は、認証林面積の拡大にともない、両スキームではほぼ倍増している。2017 年 11 月時点では、FSC が 28 事業体（前年同月 15 事業体）、MTCS は 26 事業体（同 5 事業体）の計 54 事業体（同 20 事業体）である。サバ州では、森林の回復を積極的にはかってきたため、これから認証丸太の生産量増加が見込まれている。さらに、認証林の拡大が予定されているので、CoC 認定事業体数も将来的には増加すると期待されている。

森林局は、現在認証林面積が 5 万 5,507ha に達した Deramakot の FSC 認証林をモデル林と位置付け、このモデル林での経験を生かしながら、これからさらに認証林面積の拡大を行う予定である。

サバ州森林局は、前掲の年次報告書において、違法伐採対策の一環として 2000 年に森林の区分を見直して社会林を制定したこと、社会林の制定には地域のコミュニティーの代表者をメンバーに入れた社会林委員会を設置して地域コミュニティーの社会的経済的活動を尊重した林業計画を設定するとともに、地域コミュニティーの社会林又は認証林への理解を深め、同委員会が地域コミュニティー住民の就業機会の拡大及び労働者の能力向上をはかったことが違法伐採の減少と撲滅に繋がったと報告している。

Deramakot 認証林でも、かつては違法伐採が行われ、河川沿いの立木を違法に伐採し、河川が増水したときにこれらの丸太を人力で河川輸送する違法行為があったという。森林局の 2015 年年次報告書では、2000 年に前述の社会林委員会と同じ機能を果たす特別委員会を Deramakot 認証林に設置し、さらに空、陸及び河川における違法伐採取締パトロールを強化したところ、Deramakot 認証林における違法伐採は撲滅できたと評価していた。しかし、2016 年に沈香の違法採取が報告された。

表 4.1.a42 Deramakot 認証林における違法伐採量 (m<sup>3</sup>)

	違法伐採量	備考
1995～1999 年	4,535	
2000 年	3,027	
2001 年	214	
2002 年	15	
2003～2011 年	0	
2012 年	1	沈香採取
2013～2015 年	0	
2016 年	1	沈香採取

出典：Sabah Forestry Department, "Annual Report", 各年版

## 4.2.a.4 木材市場

### (1) 木材需給動向

2016 年のサバ州の丸太生産量は 262 万 4,000 m<sup>3</sup>で、同年の丸太供給量は、この生産量に輸入量 3,000 m<sup>3</sup>を加えた 262 万 7,000 m<sup>3</sup>である。同年の天然林人工林別丸太生産量は、天然林が 208 万 6,000 m<sup>3</sup>（全生産量の内の 79%）、人工林は 53 万 8,000 m<sup>3</sup>（同、21%）である。人工林丸太生産量は、人工林丸太生産最大手の Sabah Forest Industry 社が操業をほぼ停止していたので、前年の 101 万 3,000 m<sup>3</sup>から 49%もの大幅な減少となった。

同年の森林区分別丸太生産量は、永久林が 143 万 9,000 m<sup>3</sup>（全生産量の内の 55%）、州有林は 24 万 8,000 m<sup>3</sup>（同、9%）、私有林は 93 万 7,000 m<sup>3</sup>（同、36%）であった。

表 4.1.a43 天然林人工林別森林区分別丸太生産量

(1,000 m<sup>3</sup>)

区 分		2011	2012	2013	2014	2015	2016
合 計	計	3,447	3,082	3,396	3,325	2,869	2,624
	永久林	2,493	2,347	2,603	2,316	1,705	1,439
	州有林	240	227	312	316	490	248
	私有林	714	508	481	693	674	937
天然林	計	2,212	1,966	2,118	2,079	1,856	2,086
	永久林	1,774	1,608	1,897	1,696	1,283	1,304
	州有林	41	29	6	63	119	96
	私有林	397	329	215	320	454	686
人工林	計	1,235	1,116	1,278	1,246	1,013	538
	永久林	719	739	706	620	422	135
	州有林	199	198	306	253	371	152
	私有林	317	179	266	373	220	251

資料：サバ州森林局

次表により、サバ州の用途別丸太消費量を示した。用途別に最も多く丸太を消費しているのは合単板用であり、2015年には151万6,000m<sup>3</sup>を消費した。その他の用途で消費量が多いのは、紙・パルプ用（57万6,000m<sup>3</sup>）及び製材用（51万2,000m<sup>3</sup>）である。サバ州の木材需給の特徴の一つは、丸太輸入量が限られていることにある。過去5年間で輸入量が最も多かったのは2011年であるが、最も多いといっても輸入量は7万8,000m<sup>3</sup>でしかなく、しかもその後、輸入量は大きく減少している。

工場での丸太消費量は2015年まで減少していたが、2016年は製材用、合単板用、モー ルディング用及び人工乾燥木材用でやや増加に転じている。

表 4.1.a44 用途別丸太消費量

(1,000 m<sup>3</sup>)

	2011	2012	2013	2014	2015	2016
製材用	742	732	607	614	512	569
合単板用	1,814	1,571	1,611	1,547	1,516	1,524
モー ルディング用	174	137	107	80	73	64
パー ティクルボード用	50	44	38	35	18	14
紙・パルプ用	555	611	876	678	576	172
チップ用	329	225	222	218	165	142
保存木材用	33	34	39	43	41	40
人工乾燥木材用	144	138	115	124	120	142
おが炭用	10	11	14	15	13	14

資料：サバ州森林局

サバ州の木材輸入量は、次表のように極めて限られている。2016年の輸入量は、丸太が3,000 m<sup>3</sup>、製材品及び大中角が2万4,000 m<sup>3</sup>、単板は5万6,000 m<sup>3</sup>であった。

表 4.1.a45 木材輸入量

	(1,000 m <sup>3</sup> )					
	2011	2012	2013	2014	2015	2016
丸 太	78	49	21	28	7	3
製材品・大中角	29	22	33	41	20	24
単 板	40	36	42	53	55	56

資料：サバ州森林局

次表は、サバ州で林産物を生産している稼働中の工場数を示している。2016年の工場数は、製材工場72件、合単板工場29件などである。

サバ州の木材加工工場数は減少してきており、現地の関係者の話では、丸太生産量が減少していく中で、丸太の獲得及び低質材の加工技術をめぐる工場間での競争が激しくなり、その競争が2008年前後にピークに達して閉鎖を余儀なくされた工場が多く出現したとのことである。その結果、現在では州内の丸太生産量は減少傾向で推移しているものの、工場数も減少したので、丸太の「不足感」はなくなり、さらにその後、立木が成長したため、丸太の材質も向上しているそうである。

表 4.1.a46 稼働林産物工場数

	(件)							
	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
製材工場	111	103	94	44	90	83	82	72
合単板工場	34	31	30	29	30	32	29	29
モーディング工場	65	67	70	66	57	50	44	42
パーティクルボード工場	2	1	1	1	1	1	1	1
製紙工場	1	1	1	1	1	1	1	1
チップ製造工場	7	3	4	4	3	4	3	1
保存木材工場	11	12	8	9	7	9	9	9
乾燥工場	40	40	39	34	32	31	29	29
おが炭工場	2	2	2	3	2	2	2	2
竹製家具工場	1	1	1	1	1	1	0	0
ペレット工場	—	—	—	—	—	1	1	3

資料：サバ州森林局

2011年以降のサバ州の木材製品の生産量は、一部を除き減少して推移した。2016年の生産量は、製材品が24万2,000 m<sup>3</sup>、普通合板は60万7,000 m<sup>3</sup>などとなっている。

サバ州は、アジア諸国を中心に木材製品を輸出している。2016年の輸出量は、丸太が32万8,000 m<sup>3</sup>、製材品は19万m<sup>3</sup>、単板6万5,000 m<sup>3</sup>、合板は56万4,000 m<sup>3</sup>であった。合板については、マレーシア半島部への移出量が多かった。

表 4.1.a47 木材製品生産量

(1,000 m<sup>3</sup>)

	2011	2012	2013	2014	2015	2016
製材品	356	326	271	261	220	242
単板	138	107	115	157	136	119
普通合板	776	714	691	654	655	607
その他合板	44	44	53	51	41	42
モールディング	123	100	81	60	54	47
パーティクルボード	48	43	38	35	16	12
チップ	262	173	176	165	117	99
保存木材	33	34	39	43	41	40
人工乾燥木材	144	138	115	124	120	142

資料：サバ州森林局

表 4.1.a48 主要木材製品の相手国別輸出力 (2016 年)

(1,000 m<sup>3</sup>)

丸太		製材品		単板		合板	
計	328	計	190	計	68	計	564
日本	111	中国	49	韓国	31	半島部	111
インド	64	台湾	34	台湾	22	日本	84
中国	48	タイ	26	日本	6	韓国	84
フィリピン	45	フィリピン	18	フィリピン	3	米国	62
ベトナム	26	日本	14	中国	3	メキシコ	57
その他	34	その他	49	その他	3	その他	166

資料：サバ州森林局

## (2) 木材流通

サバ州内の木材流通は、丸太については工場間での流通がごく一部で存在するものの、基本的には丸太の生産を行う林業会社の貯木場から加工工場に直送するシンプルな構造である。前述のように山で伐採した丸太は、山土場を経て伐採区域内の貯木場に集積して検寸と刻印の表示、ロイヤリティの支払いがなされるとともに、林業会社は、複数の顧客の要求に見合う丸太を顧客別にはい積みし、許可書が発行されてから出荷を開始する。製品については、遠隔地の消費市場向け製品は、流通業者を介するケースもあるが、コンテナで直接小売業者又は産業消費者に出荷するケースが多いようである。

丸太、製品ともに流通にはディーラーが介在する場合がある。

地元の工場向け丸太は、伐採ライセンス所持者がスタンピングポイントと称される規模が大きい貯木場で、丸太をそれぞれの工場が望む樹種、サイズ、品質などにより極積し出荷しているが、輸出用丸太については、ディーラーが例えば日本の合板工場向けのサイズと品質を兼ね備えた丸太を集め、港湾の貯木場に納品するように指定している。

サバ州の木材流通で特徴的なのは、合法性保証の観点から、州政府の木材検問所が設置されていることである。

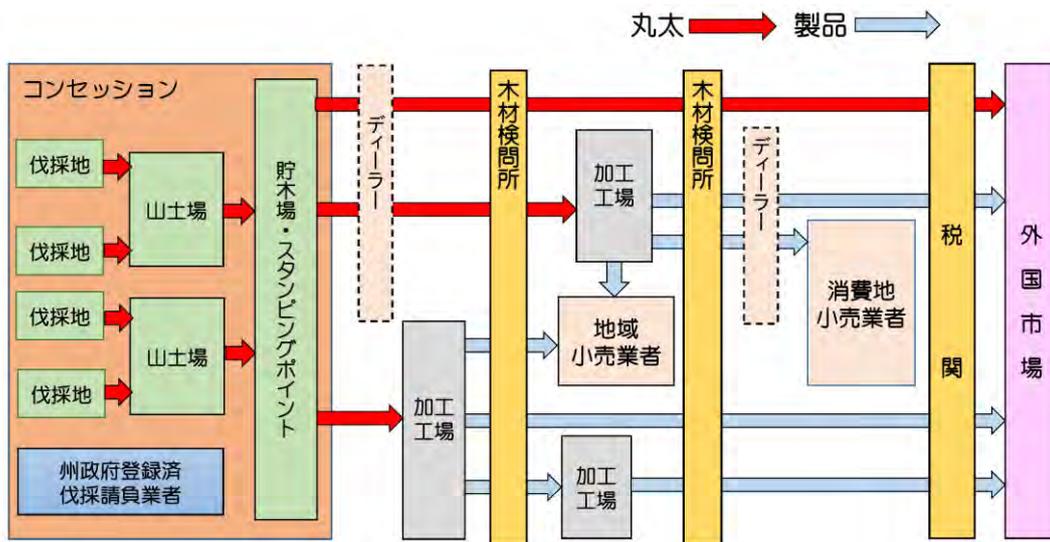


図 4. 1. a32 サバ州の木材流通フロー

この木材検問所は、木材及び木材製品を輸送する大型トレーラーが通行できる幅の広い道路の脇に設置し、木材及び木材製品を輸送する大型トレーラーは必ず木材検問所において森林局による積荷の検査を受けなければならない。トラック運転手は、丸太を輸送するときは移動許可書と丸太明細書 (Log List) を、製品を輸送するときは移動許可書と製品の明細が記されている出荷・納品伝票を携行している。丸太を出荷する林業会社及び加工工場は、丸太又は製品を出荷する前に、木材検問所にこれらの書類の写しを送付する。木材検問所の森林局職員は、トレーラーが木材検問所に来たときに、事前に林業会社又は加工工場から送られてきた書類とトレーラー運転手が携行している書類の整合性を検査し、輸送中に適正な手続きを経っていない木材が混入していないか、若しくは輸送中に適正な手続きを経ないで流出した木材がないかを確認する。

この検問所は複数設置されており、長距離輸送を行うときは、トラックが納品先に到達するまでに多くの検問所を通過する場合がある。



道路脇に設置された木材検問所 (ケニンガウ市)  
写真 4.1.a3 木材検査所事務所



木材検問所では、丸太 (前のトレーラー) も製品 (後ろのトレーラー) も検査対象である。  
写真 4.1.a4 検査を受けるために停車したトレーラー